

日進市地域防災計画

＜地震災害対策計画＞

（令和 8 年 3 月修正）

日進市防災会議

目 次

第1編 総 則

第1章 計画の目的	1-1
第1節 計画の目的	1-1
第2節 計画の性格	1-1
第3節 計画の構成	1-3
第4節 地域防災計画の作成又は修正	1-3
第2章 日進市の特質と災害要因	1-4
第1節 自然的条件	1-4
第2節 社会的条件	1-5
第3節 土地利用の変遷	1-5
第3章 地震の被害想定	1-6
第1節 南海トラフ地震の被害予測	1-6
第2節 内陸型地震の被害予測	1-8
第4章 基本理念及び重点を置くべき事項	1-9
第1節 防災の基本理念	1-9
第2節 重点を置くべき事項	1-10
第5章 各機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱	1-12
第1節 実施責任	1-12
第2節 処理すべき事務又は業務の大綱	1-12

第2編 災害予防計画

第1章 防災協働社会の形成推進	2-1
第1節 防災協働社会の形成推進	2-1
第2節 消防団、自主防災組織の育成強化・ボランティアとの連携	2-3
第3節 企業防災の促進	2-6
第2章 防災訓練及び防災意識の向上	2-8
第1節 防災訓練の実施	2-8
第2節 防災知識の普及	2-10
第3章 避難対策	2-13
第1節 避難に関する計画	2-13
第2節 必需物資の確保対策	2-18
第4章 避難行動の促進対策	2-19
第1節 気象警報や避難情報の情報伝達体制の整備	2-19

第2節	緊急避難場所及び避難道路の指定等	2-19
第3節	避難情報の判断・伝達マニュアルの作成	2-20
第4節	避難誘導等に係る計画の策定	2-21
第5節	避難に関する意識啓発	2-22
第5章	避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策	2-24
第1節	避難所の指定・整備等	2-24
第2節	要配慮者支援対策	2-27
第3節	帰宅困難者対策	2-32
第6章	応急対策活動等のための施設、資機材、体制等の整備	2-34
第7章	都市防災化計画	2-41
第8章	液状化対策・土砂災害等の予防	2-42
第9章	建築物等の安全化	2-46
第1節	建築物の耐震推進	2-46
第2節	公共施設安全確保整備計画	2-48
第3節	地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画	2-51
第4節	文化財の保護	2-56
第10章	火災予防・危険性物質等の防災対策	2-57
第1節	火災予防対策計画	2-57
第2節	危険性物質等防災計画	2-58
第11章	広域応援・受援体制の整備	2-59
第1節	広域応援・受援体制の整備	2-59
第2節	応援部隊等に係る広域応援・受援体制の整備	2-61
第3節	支援物資の円滑な受援供給体制の整備	2-61
第4節	防災活動拠点の確保等	2-62
第12章	災害対策基金	2-63

第3編 災害応急対策計画

第1章	活動態勢（組織の動員配備）	3-1
第2章	通信の運用	3-5
第3章	地震情報等の伝達	3-6
第4章	被害状況等の収集・伝達	3-9
第5章	広報	3-13
第6章	避難	3-15
第1節	避難対策	3-15
第2節	避難所の開設・運営	3-17
第7章	要配慮者支援対策	3-21

第 8 章	帰宅困難者対策	3-23
第 9 章	救出	3-24
第 10 章	消防活動	3-26
第 1 節	消防活動に関する計画	3-26
第 11 章	医療救護・防疫・保健衛生対策	3-28
第 1 節	医療救護	3-28
第 2 節	防疫・保健衛生	3-29
第 12 章	水・食品・生活必需品の供給	3-31
第 1 節	給水	3-31
第 2 節	食品の供給	3-33
第 3 節	生活必需品の供給	3-35
第 13 章	緊急輸送対策等	3-36
第 1 節	緊急輸送道路確保計画	3-36
第 2 節	緊急輸送手段確保計画	3-38
第 3 節	自動車運転者における措置	3-39
第 14 章	鉄道施設・ライフライン施設の応急対策	3-40
第 1 節	鉄道施設対策	3-40
第 2 節	電力施設対策	3-42
第 3 節	ガス施設対策	3-44
第 4 節	上水道施設対策	3-46
第 5 節	下水道等対策	3-46
第 6 節	通信施設の応急措置	3-46
第 7 節	ライフライン施設の応急復旧	3-48
第 15 章	ボランティアの受入計画	3-49
第 16 章	応援協力・派遣要請	3-51
第 1 節	広域応援の要請	3-51
第 2 節	職員派遣の要請等	3-52
第 3 節	自衛隊の災害派遣	3-54
第 4 節	防災活動拠点の確保及び受援体制の整備	3-56
第 5 節	南海トラフ地震の発生時における広域受援	3-57
第 17 章	環境汚染防止及び廃棄物処理計画	3-58
第 1 節	環境汚染防止計画	3-58
第 2 節	廃棄物処理計画	3-58
第 18 章	警備・危険性物質等対策	3-61
第 1 節	災害警備計画	3-61
第 2 節	危険性物質等対策計画	3-61
第 19 章	遺体の取扱い	3-63

第1節	搜索	3-63
第2節	遺体の処置	3-64
第3節	遺体の埋火葬	3-65
第20章	被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定	3-66
第21章	住宅対策	3-67
第1節	被災住宅等の調査	3-67
第2節	応急仮設住宅の供与	3-67
第3節	住宅の応急修理	3-69
第4節	障害物の除去	3-70
第22章	学校における対策	3-71
第1節	臨時休校及び避難等の措置	3-71
第2節	教育施設の確保	3-72
第3節	教職員の確保	3-73
第4節	教科書、学用品等の給与	3-73
第23章	航空機の活用	3-74
第24章	災害救助法の適用	3-75

第4編 災害復旧・復興計画

第1章	復興体制	4-1
第1節	復興本部の設置等	4-1
第2節	復興計画等の策定	4-1
第3節	職員の派遣要請	4-2
第2章	民生安定のための緊急措置	4-3
第3章	激甚災害の指定に関する計画	4-4
第4章	災害復旧事業に必要な金融及びその他の資金	4-6
第1節	罹災証明書の交付等	4-6
第2節	被災者台帳の作成及び災害ケースマネジメントの実施	4-6
第3節	被災者への経済的支援等	4-7
第4節	住宅等対策	4-8
第5節	商工業の再建支援	4-9
第6節	農林水産業の再建支援	4-9
第5章	その他の復興整備事業	4-10

第5編 南海トラフ地震臨時情報発表時の対応

1. 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合の対応・・・5-2
2. 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の対応・・・5-2
3. 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合の対応・・・5-5

別紙 東海地震に関する事前対策

第1章	総則	1
第1節	東海地震に関する情報	1
第2節	地震災害警戒本部	2
第3節	社会秩序を維持する対策	3
第2章	地震災害警戒本部の設置及び要員の参集	4
第3章	警戒宣言発令時等の情報伝達・収集及び広報	5
第1節	警戒宣言等の伝達系統	5
第2節	警戒宣言発令時等の広報	7
第3節	警戒宣言発令後の避難状況等に関する情報の収集、報告	9
第4章	住民等のとるべき措置	10
第5章	自主防災組織の活動	12
第6章	発災に備えた直前対策	13
第1節	避難等対策	13
第2節	教育機関等対策	15
第3節	消防、浸水等対策	16
第4節	生活必需品の確保	16
第5節	飲料水、ライフライン対策	17
第6節	金融機関、郵便事業の対策	20
第7節	交通対策	21
第8節	病院、診療所	24
第9節	百貨店等	24
第10節	緊急輸送	24
第11節	廃棄物処理及び清掃活動	26
第12節	警戒宣言発令時の帰宅困難者・滞留旅客対策	26
第7章	市等が管理又は運営する施設に関する対策	27
第1節	市が管理又は運営する施設に関する対策	27
第2節	県が管理又は運営する施設に関する対策	28

第 1 編 総 則

目 次

第 1 章 計画の目的	1-1
第 2 章 日進市の特質と災害要因	1-4
第 3 章 地震の被害想定	1-6
第 4 章 基本理念及び重点を置くべき事項	1-9
第 5 章 各機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱	1-12

第1章 計画の目的

第1節 計画の目的

この計画は、住民生活の各分野にわたり重大な影響を及ぼすおそれのある大規模地震の災害に対処するため、災害対策基本法（昭和36年法律第223号、以下「法」という。）第42条の規定に基づき、県、市、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災関係機関が処理しなければならない防災に関する事務又は業務について、総合的な運営を計画化したものであり、これを効果的に活用することによって、市の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護し、被害を最小限に軽減し、もって社会秩序の維持と公共の福祉の確保を図ることを目的とする。

第2節 計画の性格

1. 地域防災計画－地震災害対策計画－

日進市地域防災計画は、災害対策基本法のもと、国の防災基本計画及び愛知県地域防災計画、防災関係機関が策定する防災業務計画との整合性を有する計画である。

- (1) この計画では、日進市防災会議が作成する日進市地域防災計画の「地震災害対策計画」編として、地震災害に対処すべき措置事項を中心に定めている。防災関係機関及び防災上重要な施設の管理者がとるべき基本的事項等を示しており、各機関はこれに基づき細部計画等を定め、その具体的推進に努めるものとする。
- (2) この計画は、大規模地震に対しての災害予防対策、発災時の応急対策、発災後の災害復旧対策を基本とし、被害想定や地震予知、地震警戒宣言発令時の諸施策については、国、県の示す事項に基づいて定め、地震災害の万全を期そうとするものである。
- (3) 平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、マグニチュード9.0という国内観測史上最大の規模となる地震により、東日本各地に未曾有の被害をもたらした。日進市においても、東海地震、東南海地震、南海地震の三連動地震の大規模な被害が予測されており、南海トラフ地震対策を始めとして従来の防災対策を見直すなどしてより適切な対応を図るものとする。なお、将来、科学的調査研究の成果及び発生した災害とその対策の検討の結果において、必要が生じたときは、この計画に修正を加え、逐次完備を図っていく。

(4) 住民等から地区防災計画の提案があった場合には、その必要性を踏まえ、市の地域防災計画に位置づけられるものとする。

2. 地震防災強化計画

本市は、大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）第6条第2項の規定に基づき、東海地震の地震防災対策強化地域（以下「強化地域」という。）に指定されており、地域防災計画において、

- ① 地震防災応急対策に係る措置に関する事項
- ② 東海地震に係る地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項
- ③ 東海地震に係る防災訓練に関する事項
- ④ 東海地震に係る地震防災上必要な教育及び広報に関する事項

を定めることとなっている。これらを「地震防災強化計画」として、本計画中に別紙として位置付けた「東海地震に関する事前対策」で定めるものとする。

3. 南海トラフ地震防災対策推進計画

本市は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）第5条第2項に基づき、南海トラフ地震防災対策推進地域（以下「推進地域」という。）に指定されており、地域防災計画において、

- ① 南海トラフ地震に関し、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項
- ② 南海トラフ地震に伴い発生する津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項
- ③ 南海トラフ地震に係る防災訓練に関する事項
- ④ 関係指定行政機関、関係指定公共機関、関係指定地方公共機関、関係公共的団体、その他の関係者との連携協力の確保に関する事項
- ⑤ 南海トラフ地震に係る地震防災上必要な教育及び広報に関する事項

を定めることとなっている。これらの事項について定めた部分を同法では、「南海トラフ地震防災対策推進計画」と呼び、本計画においては、津波に関連した内容である②を除く事項を「第2編 災害予防計画」、「第3編 災害応急対策計画」及び第5編「南海トラフ地震臨時情報発表時の対応」で定めるものとする。

4. 日進市地域強靱化計画との関係

強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法第13条において、市が策定する国土強靱化地域計画は、国土強靱化に係る市の計画等の指針となるべきものとされている。

第1編 総則
第1章 計画の目的

このため、この計画の国土強靱化に関する部分は、日進市地域強靱化計画を指針とし、同計画の基本目標である次の事項を踏まえるものとする。

- ① 市民の生命を最大限守る
- ② 地域及び社会の重要な機能を維持する
- ③ 市民の財産及び公共施設、産業・経済活動に係る被害をできる限り軽減する
- ④ 迅速な復旧復興を可能とする

5. 他計画との関係

水防法（昭和24年法律第193号）に基づく「愛知県水防計画」とも十分な調整を図るものとする。

第3節 計画の構成

この計画の構成と主な内容は、次のとおりである。

構 成		主な内容
第1編	総則	大規模地震の被害想定、基本理念及び重点を置くべき事項、防災関係機関の事務又は業務の大綱 等
第2編	災害予防計画	大規模地震の発生に備えた予防対策 等
第3編	災害応急対策計画	大規模地震が発生した場合の応急対策 等
第4編	災害復旧・復興計画	被災地域の迅速な復旧・復興に向けた対策 等
第5編	南海トラフ地震臨時情報発表時の対応	南海トラフ地震臨時情報が発表された場合の対応 等

第4節 地域防災計画の作成又は修正

- (1) 市防災会議は、毎年この計画に検討を加え、必要があると認めるときはこれを修正する。
- (2) この計画を修正する場合は、愛知県地域防災計画を参考として行うものとする。特に愛知県地域防災計画において、市町村の計画事項として示されているものについては、本市における地域の実情に応じた細部を計画するものとする。

第2章 日進市の特質と災害要因

第1節 自然的条件

1. 地形、地質

本市のほぼ中央部には、天白川、岩崎川、北新田川が北東から南西に向かって流れている。これらの河川沿いは、谷底平野・氾濫平野の地形を呈している。これより標高の高い地域は、砂や礫より構成されている台地の地形的条件にある。さらにこれより標高の高い地域は、急斜面の山地・丘陵地となっている。また、この山地・丘陵地には、人工改変地が随所に見受けられる。地質の特性についてみると、河川沿いの谷底平野・氾濫平野には、礫がち堆積物（g）や泥がち堆積物（m）（ともに未固結堆積物）が分布している。山地・丘陵地には、半固結～固結堆積物の礫（gb）、砂または砂を主とする地層（sa）、シルト又はシルトを主とする地層（si）が分布している。

2. 地盤区分

本市の地盤は、以下の3つのタイプに区分される。

地盤タイプ	地盤の強さ	特 徴
I	↑ ↓	硬質で、安定した地盤である。岩崎町の御嶽山を中心に水晶山緑地にも分布する。ホルンヘルスからなる。
II		固結～半固結の地盤である。日進市全域に分布し、日進市の大部分の地盤を形成する。砂礫、砂、泥、火山灰からなる。
III		半固結～未固結の軟弱な地盤である。天白川の低地に分布する。砂礫、砂、泥からなる。

地盤タイプ I	硬質で、安定した地盤である。岩崎町の御嶽山を中心に分布する。水晶山緑地付近にも分布する。地形的には急傾斜の丘陵を形成している。主として、ホルンヘルス（中～古生層の泥岩や砂岩が花崗岩の熱変成を受けたもの）からなる。これらのホルンヘルスは島状に分布しており、日進市の地下深部に存在し、基盤を形成している。
地盤タイプ II	固結～半固結した地盤である。日進市のほぼ全域に、タイプIの堆積物の上部に分布する。地形的には丘陵を形成しており、北東部の岩藤町・藤島町・米野木町の丘陵地にも分布する。新第三紀鮮新世から第四紀更新世の矢田川累層の砂、泥を主体に、砂礫、火山灰を交える堆積物である。これらの堆積物は一般に互層し、固結～半固結である。
地盤タイプ III	半固結～未固結の地盤で、天白川の低地に分布する。第四紀現世の礫、砂、泥の堆積物である。これらの堆積物は半固結～未固結で、層厚は最大10m程度である。

第2節 社会的条件

危険物施設の分布状況	危険物施設としては、製造所が1箇所、貯蔵所が62箇所、取扱所が30箇所ある。（令和7年4月1日現在）
社会的混乱を招く箇所	社会的混乱を招く箇所は、不特定多数の人が多く集まり混乱を招くおそれのある地区として、近隣商業地域、駅及び駅前広場、準防火地域、人口集中地区を取り上げた。
住宅の分布状況	本市における住宅総数は、約24,200戸で、このうち、耐震性のある住宅は、約21,400戸である〔日進市耐震改修促進計画（令和2年度改訂版）令和3年3月〕。
人口	本市の総人口は、94,504人で、65歳以上の高齢者は19,385人である（令和7年10月1日現在）。

第3節 土地利用の変遷

各時期における土地利用の特性は以下のとおりである。

調査年	土地利用の状況
昭和55年	天白川沿いの平野部（低地部）には農地、この平野部を取り囲んでいる山地・丘陵地には、山林などの自然的土地利用となっている。規模の大きな宅地や造成地が、岩崎町や梅森町に見受けられる。
平成2年	昭和55年に比べて、岩崎町、岩崎台、香久山、岩藤町で山林が減少している。岩崎町は山林が宅地に、岩崎台と香久山は山林が造成地に、岩藤町は山林が公共施設用地（総合運動公園）に、それぞれ変わっている。本市の南部には、工業用地が増えている。
平成12年	平成2年に比べて、造成地が減少して、住宅地が増えている（岩崎台、香久山、栄等）。岩崎町で山林から造成地が変わっている。東名高速自動車道より北東側は、土地利用の変化は、平成2年からほとんど変化が無い。
平成22年	平成12年に比べて造成地が米野木町で増加し、岩崎町で減少している。住宅地は岩崎町で増加し、米野木町で微増している。東名高速自動車道より北東側は、土地利用の変化は平成2年からほとんど変化が無い。
令和2年	平成22年に比べて米野木町で造成地が減少して、住宅地が増加している。赤池町は造成地、住宅地共に増加している。竹の山は山林が公共施設用地（小中学校）に変わっている。他の地域の土地利用の変化は平成22年からほとんど変化がない。

第3章 地震の被害想定

第1節 南海トラフ地震の被害予測

1. 予測にあたって想定した地震のモデル

南海トラフでは約100～200年の間隔で大地震が発生しており、昭和東南海地震（1944年）、昭和南海地震（1946年）が起きてから70年近くが経過し、南海トラフにおける次の大地震発生の可能性が高まっている。ここで発生する地震には多様性があり、予測困難な側面があるが、効果的な防災・減災対策を実施するため、既往最大と言われる1707年の「宝永地震」（M8.6）クラスの地震をベースに、1854年安政東海（M8.4）、1854年安政南海（M8.4）、1944年昭和東南海（M7.9）、1946年昭和南海（M8.0）の揺れを網羅した「過去地震最大モデル」による被害予測の結果を示す。

また、「命を守る」という観点から、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震「理論上最大想定モデル」（1000年に一度あるいはそれより発生頻度が低いとされるもの）による補足結果も併記する。

なお、これらは愛知県が被害予測調査に必要な範囲で内閣府と方針等について相談しつつ検討した独自のモデルである。 ➡[注1](#)

2. 被害想定結果

日進市における被害想定は、「過去地震最大モデル」で最大震度「6弱」、「理論上最大想定モデル」で「6強」となり、これらによる被害は以下のとおりとなった。なお、掲載したデータは、被害が最大になる発災時季と時間帯のものであり、その他の被害想定は資料編を参照。 ➡[注2](#)

	全壊・焼失棟数（冬夕18時発災）					
	揺れ	液状化	浸水・津波	急傾斜地崩壊等	火災	合計 ^{*1}
過去地震最大モデル	約100	*	*	*	約20	約200
理論上最大想定モデル （陸側ケース）	約600	*	*	*	約300	約900

*：被害わずか（5未満）

*1：次の①～③にしたがって端数処理を行ったため、合計が各項目の和に一致しない場合がある。

①5未満→「*」、②5以上100未満→「一の位を四捨五入」、③100以上1万未満→「十の位を四捨五入」

注1) 「平成23年度～25年度 愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等 被害予測調査結果」愛知県防災会議地震部会、平成26年5月 南海トラフ地震として規模の異なる①過去地震最大モデルによる地震②理論上最大想定モデルによる地震を想定地震として、東日本大震災の教訓や最新の科学的知見を踏まえた被害予測調査を実施

注2) 資料編 第8資料 9「南海トラフ地震の被害想定」

第1編 総則
第3章 地震の被害想定

	死者数（冬深夜５時発災、早期避難率低の場合）								合計
	建物倒壊		浸水・津波			急傾斜 地崩壊 等	火災	ブロック 塀・自動販 売機の転 倒、屋外落 下物	
	（うち屋内収容 物移動・転倒、屋 内落下物）		（うち 自力脱 出困難）	（うち 逃げ遅 れ）					
過去地震最大モデル	*	*	*	*	*	*	*	*	*
理論上最大想定モデル（陸側ケース）	約 30	*	*	*	*	*	*	*	約 30

*：被害わずか（5未満）

次のライフライン機能支障、避難者数、帰宅困難者数、災害廃棄物等の量については、「過去地震最大モデル」に基づく予測値である。

ライフライン機能支障（発災1日後；冬夕18時発災）						
上水道	下水道	電力	固定電話	携帯電話	都市ガス	LPガス
断水人口 （人）	機能支障人 口（人）	停電軒数 （軒）	不通回線数 （回線）	停波基地局 率（%）	復旧対象戸 数（戸）	機能支障世 帯数（世帯）
約 49,000	約 24,000	約 40,000	約 6,800	80%	*	約 300

*：被害わずか

避難者数（人）（冬夕18時発災）			帰宅困難者数（人） （昼12時発災）	災害廃棄物等（千ト ン）（冬夕18時発災）
1日後	1週間後	1ヶ月後		
約 1,100	約 8,300	約 2,900	約 11,000～約 13,000	約 35

3. 減災効果

「過去地震最大モデル」の想定被害に対して、建物の耐震化（耐震化率100%）や家具等の転倒・落下防止対策実施（実施率100%）等により、揺れによる全壊棟数は約6割減少すると想定されている。

第2節 内陸型地震の被害予測

内陸型地震による日進市での物的、人的被害の程度については、平成15年3月に愛知県が行った被害予測調査（[注](#)）に基づくものを掲載する。

1. 想定地震

「養老―桑名―四日市断層帯」の地震を想定した。

2. 被害想定結果

		養老―桑名―四日市断層帯
地震動（計測震度面積率（％））	5弱以下	68
	5強	31
	6弱	1
液状化危険度面積率（％）	極めて低い	97
	低い	1
	高い	1
	極めて高い	1
建物被害棟数（棟）	全壊	約10
	半壊	約20
火災（18時）（件数）	出火	0
	焼失	0
ライフライン被害	上水道（戸）	約30
	都市ガス（戸）	0
	LPガス（戸）	約10
	電力（口）	約1,600
	電話（件）	約30
	下水道（人）	約30
人的被害	冬早朝5時（人）	死者数：0 負傷者数：―（若干）
	春秋昼12時（人）	死者数：0 負傷者数：―（若干）
	冬夕刻18時（人）	死者数：0 負傷者数：―（若干）
	帰宅困難者数（突発時）（人）	約16,000
社会機能支障 避難所生活者数〔1日後〕（人）		
自宅建物被害による		約30
ライフライン支障による		約20
合計		約50

注）「愛知県東海地震・東南海地震等被害予測調査報告書」（平成15年3月、愛知県民生活部防災局）
海溝型地震では、①想定東海地震、②想定東南海地震、③想定東海地震と想定東南海地震の連動、及び内陸型地震では、④養老―桑名―四日市断層帯等を想定して、最新の情報や予測技術を基本にした被害予測調査を実施。なお、資料編 第8 資料10に、この資料に基づく東海地震等の被害想定を整理した。

第4章 基本理念及び重点を置くべき事項

第1節 防災の基本理念

南海トラフ全域で30年以内にマグニチュード8以上の地震が起きる確率は60%～90%程度と予測されており、この地域は巨大地震がいつ起きてもおかしくない状況にある。災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、災害に備える。

市を始めとする各防災関係機関は、「第3章 地震の被害想定」及び過去の災害から得られた教訓を踏まえ、適切な役割分担及び相互の連携協力の下、それぞれの機関の果たすべき役割を的確に実施していくとともに、多様な主体が自発的に行う防災活動を促進し、市民や事業者、自主防災組織、ボランティア等と一体となって取組みを進める。また、女性や高齢者、障害者などの参画を拡大し、男女共同参画その他多様な視点を取り入れるとともに、住み続けられるまちづくりなど、SDGsの理念を意識し、科学的知見及び災害から得られた教訓を踏まえ絶えず改善を図っていくこととする。

防災には、時間の経過とともに災害予防、災害応急対策、災害復旧・復興の3段階があり、それぞれの段階における基本理念は次のとおりである。

1. 災害予防段階

災害の規模によっては、ハード対策だけでは被害を防ぎきれない場合もあることから、ソフト施策を可能な限りすすめ、ハード・ソフトを組み合わせ一体的に災害対策を推進する。

2. 災害応急対策段階

- (1) 発災直後は、可能な限り被害規模を早期に把握する。また、時間の経過に応じた的確な情報収集に努め、収集した情報に基づき、生命及び身体の安全を守ることを最優先に、人材・物資等災害応急対策に必要な資源を適切に配分する。
- (2) 被災者のニーズに柔軟かつ機敏に対応するとともに、高齢者、障害者その他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）に配慮するなど、被災者の年齢、性別、障害の有無といった被災者の事情から生じる多様なニーズに適切に対応する。

3. 災害復旧・復興段階

発災後は、速やかに施設を復旧するとともに、被災者に対して適切な援護を行うことにより、復興を図る。なお、大規模災害時には、復興計画を作成し、関係機関の諸事業を調

整しつつ、計画的に復興を進める。

第2節 重点を置くべき事項

防災基本計画及び「第3章 地震の被害想定」を踏まえ、本市の地域の防災対策において、特に重点を置くべき事項は次のとおりとする。

1. 揺れ対策の充実に関する事項

地震による建築物の倒壊等から市民の生命や財産を保護するため、住宅や学校施設及び不特定多数の者が利用する大規模建築物等や地震の際の避難などに必要な道路沿いの建築物、防災拠点となる建築物の耐震化を促進する。また、上下水道、道路、鉄道、河川、農業水利施設等の社会インフラの耐震性強化を図る。

2. 大規模広域災害への即応力の強化に関する事項

大規模広域災害にも対応し得る即応体制を充実・強化するため、発災時における積極的な情報の収集・伝達・共有体制の強化や、市町間の相互支援体制を構築するとともに、実践的な訓練の実施に努める。その際、効果的・効率的な対策を行うため、災害対応に必要な情報項目等の標準化や、システムを活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制整備を図るなど、災害対応業務のデジタル化の促進に努める。また、市と企業等との間で協定を締結するなど、各主体が連携した応急体制の整備に努める。

3. 物資の円滑な供給に関する事項

物資の円滑な供給のため、ニーズを可能な限り把握するとともに、ニーズの把握が困難な場合には、要請を待たずに必要な物資を送り込むなど、救援物資を確実に供給する仕組みを構築する。

4. 住民等の円滑かつ安全な避難に関する事項

住民等の円滑かつ安全な避難を確保するため、ハザードマップの作成、避難情報の判断基準等の明確化、緊急時の避難場所の指定及び周知徹底、立退き指示等に加えて必要に応じた「緊急安全確保」の指示、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成及び活用を図る。

5. 被災者の避難生活や生活再建に対するきめ細やかな支援に関する事項

被災者に対して避難生活から生活再建に至るまで必要な支援を適切に提供するため、被災者が一定期間滞在する避難所の指定、周知徹底及び生活環境の確保、被災者に対する円滑な支援に必要な罹災証明書の発行体制の整備、積極的な被災者台帳の作成及び活用を図る。

る。

また、災害発生後に、指定避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所等において、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」意識の普及、徹底を図る。

6. 事業者や住民等との連携に関する事項

関係機関が一体となった防災対策を推進するため、市地域防災計画への地区防災計画の位置付けなどによる市と地区居住者等との連携強化、災害応急対策に係る事業者等との連携強化を図る。

7. 大規模災害からの円滑かつ迅速な復興に関する事項

大規模災害が発生した場合に、円滑かつ迅速な復興に資するため、県と市は、住宅復興計画・体制の検討を進めるなど、住民の意向を尊重しつつ、計画的な復興が図られる体制を整備する。

第5章 各機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱

第1節 実施責任

1. 市

市は、災害対策基本法の基本理念にのっとり地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を地震から保護するため、防災の第一次的責務者として、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体等の協力を得て防災活動を実施する。

2. 県

県は、災害対策基本法の基本理念にのっとり県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、災害が市町村の区域を越えて広域にわたるとき、災害規模が大きく市町村で処理することが不相当と認められるとき、あるいは防災活動内容において統一的処理を必要としたり、市町村間の連絡調整を必要とするとき等に、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施する。

また、市町村及び指定地方公共機関の防災活動を援助し、かつ、その調整を行う。

3. 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、災害対策基本法の基本理念にのっとりその業務の公共性又は公益性にかんがみ自らの防災活動を実施するとともに、市の活動が円滑に行われるよう、その業務に協力する。

4. 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、災害対策基本法の基本理念にのっとり平素から災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には災害応急措置を実施する。また、市、その他防災関係機関の防災活動に協力する。

第2節 処理すべき事務又は業務の大綱

1. 市

市は、災害予防、災害応急対策及び災害復旧対策に関し、次のことを実施する。

- ① 災害予警報を始めとする地震に関する情報（南海トラフ地震に関連する情報等を含む。）の収集伝達を行う。
- ② 災害による被害状況の調査及び報告を行う。
- ③ 災害広報（南海トラフ地震に関連する情報（巨大地震警戒・巨大地震注意）等を含む。）

を行う。

- ④ 避難場所、避難路、消防用施設その他地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備を行う。
- ⑤ 地震防災応急対策を実施すべき事業所等に対し、必要に応じそのとるべき措置について指示、要請又は勧告を行う。
- ⑥ 避難の指示を行う。
- ⑦ 被災者の救助を行う。
- ⑧ 災害時の清掃、防疫その他保健衛生に関する応急措置を行う。
- ⑨ 消防活動及び浸水対策活動を行う。
- ⑩ 被災児童・生徒等に対する応急の教育を行う。
- ⑪ 公共土木施設、農地及び農業用施設等の新設、改良及び応急措置、災害復旧を行う。
- ⑫ 農産物、家畜等に対する応急措置を行う。
- ⑬ 消防、浸水対策、救助その他防災に関する業務施設、設備の整備を行う。
- ⑭ 危険物施設の保安確保に必要な指導、助言及び立入検査を行う。
- ⑮ 交通整理、警戒区域の設定、その他社会秩序の維持を行う。
- ⑯ 自主防災組織の育成及びボランティアによる防災活動の環境整備を行う。
- ⑰ 防災上必要な教育、訓練並びに防災思想の普及を行う。
- ⑱ 地下街等の保安確保に必要な指導、助言及び立入検査を行う。
- ⑲ 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒・巨大地震注意）が発表された段階から、応急復旧に必要な人員・資機材の確認を行う。
- ⑳ 被災建築物・宅地の危険度判定等を行う。

2. 県

① 県

- ア 災害予警報を始めとする災害に関する情報（南海トラフ地震に関連する情報等を含む。）の収集伝達を行う。
- イ 災害広報（南海トラフ地震に関連する情報等を含む。）を行う。
- ウ 避難場所、避難路、その他地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備を行う。
- エ 地震防災応急対策について、市町村長に指示し、又は、他の市町村長に応援の指示を行う。
- オ 避難の指示を代行することができる。
- カ 市町村の実施する被災者の救助の応援及び調整を行う。
- キ 災害救助法に基づく被災者の救助を行う。
- ク 災害時の医療・防疫その他保健衛生に関する応急措置を行う。
- ケ 市町村の実施する消防活動及び浸水対策活動に対する指示及び調整を行う。
- コ 被災児童・生徒等に対する応急の教育を行う。
- サ 緊急車両の通行を確保するための道路啓開を行う。

- シ 公共土木施設、農林水産業施設等の新設、改良及び防災対策並びに災害復旧を行う。
- ス 農作物、家畜、林産物及び水産物に対する応急措置を行う。
- セ 緊急通行車両等の確認及び確認証明書の交付を行う。
- ソ 消防、浸水対策、救助その他防災に関する施設・設備の整備を行う。
- タ 救助物資、化学消火薬剤等必要資機材の供給又は調達若しくはあつせんを行う。
- チ 危険物等施設の保安確保に必要な指導、助言及び立入検査を行う。
- ツ 地下街等の保安確保に必要な指導、助言を行う。
- テ 自衛隊の災害派遣要請を行う。
- ト 有毒性ガス、危険物等の発生及び漏えい(流出)による人体、環境に及ぼす影響の調査並びにその対策等安全確保を行う。
- ナ 自主防災組織の育成及びボランティアによる防災活動の環境整備を行う。
- ニ 防災上必要な教育及び訓練並びに防災思想の普及を行う。
- ヌ 防災ヘリコプター、災害対策用指揮車、可搬型衛星通信局を活用するとともに、調査班を編成し、被害状況の把握を行う。
- ネ 市町村の実施する被災建築物・宅地の危険度判定等に対する支援・調整を行う。また、応急仮設住宅の設置を行う。
- ノ 被災者生活再建支援法に基づき、被災世帯に対する支給金の支給を行う。
- ハ 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒・巨大地震注意）が発表された段階から、公共土木施設を巡視・点検し、応急復旧に必要な人員・資機材の確認を行う。
- ヒ 名古屋飛行場の施設に係る防災対策を実施する。

② 県警察

- ア 災害時等における警備対策、交通対策等の企画、調整及び推進に関することを行う。
- イ 災害警備に関する災害非常用物資及び装備資機材の整備を行う。
- ウ 津波に関する予警報の伝達を行う。
- エ 被害実態の早期把握と情報(南海トラフ地震に関連する情報等を含む。)の伝達を行う。
- オ 災害を拡大させるおそれのある設備又は物件の除去を行う。
- カ 避難の指示又は警告及び誘導を行う。
- キ 人命救助を行う。
- ク 行方不明者の捜索及び遺体の検視を行う。
- ケ 災害時等における交通秩序の保持を行う。
- コ 警察広報を行う。
- サ 災害時における各種犯罪の取締りを行う。
- シ 他の機関の行う災害応急対策又は地震防災応急対策に対する協力を行う。
- ス 緊急輸送の確保のため、車両の通行を禁止・制限する。
- セ 緊急通行車両等の確認及び確認証明書の交付を行う。

3. 指定地方行政機関

① 中部管区警察局

- ア 管区内各県警察の災害警備活動の指導・調整に関するものを行う。
- イ 他管区警察局及び管区内防災関係機関との連携に関するものを行う。
- ウ 管区内各県警察の相互援助の調整に関するものを行う。
- エ 警察通信施設の整備及び防護並びに警察通信統制に関するものを行う。
- オ 情報の収集及び連絡に関するものを行う。

② 東海財務局

- ア 災害復旧事業費の査定立会に際しては、災害復旧事業の公平かつ適正な実施を期するとともに、民生の安定を図るうため、速やかに立会官を派遣し、災害復旧事業の早期着手に協力する。
- イ 地方公共団体が緊急を要する災害復旧事業等のために災害つなぎ資金を希望する場合には、短期貸付の措置を適切に運用する。
- ウ 地方公共団体が災害復旧事業等に要する経費の財源として地方債を起す場合は、資金事情の許す限り、財政融資資金をもって措置する。
- エ 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、現地における災害の実情、資金の需要状況等に応じ、関係機関と緊密な連絡を取りつつ、民間金融機関等に対して機を逸せず必要と認められる範囲内で、適切な措置を要請する一方、被災者等からの金融相談ニーズに対応する金融相談窓口を設置する。
- オ 災害が発生した場合、管理する国有財産について、関係法令等の定めるところにより、無償貸付等の措置を適切に行う。
- カ 上記ア～オの措置等を適切に行うため、必要に応じ情報連絡員（リエゾン）を派遣する。

③ 東海北陸厚生局

- ア 災害状況の情報収集、連絡調整
- イ 関係職員の派遣
- ウ 関係機関との連絡調整

④ 東海農政局

- ア 農地防災事業等の防災に係る国土保全対策を推進する。
- イ 農作物、農地、農業用施設等の被害状況に関する情報収集を行う。
- ウ 被災地に生鮮食料品、農畜産用資材等の円滑な供給を図るため必要な指導を行う。
- エ 被災地における農作物等の病虫害防除に関する応急措置について指導を行う。
- オ 農地、農業用施設等の災害時における応急措置について指導を行うとともに、これらの災害復旧事業の実施に関する指導及び助言を行う。
- カ 直接管理し、又は工事中の農地、農業用施設等について応急措置を行う。
- キ 地方公共団体の要請に応じ、農林水産省の保有する土地改良機械の貸付け等を行う。

- ク 被災農業者等の経営維持安定に必要な資金の融通等について指導を行う。
- ケ 食料の需給・価格等の動向に関する調査結果に基づき、必要に応じて生産者団体、食料品の卸売業者、製造業者等に対して緊急出荷等を要請する等所要の措置を講ずる。
- コ 食料の円滑な確保、価格の高騰に関する情報を消費者から収集し、又は消費者に提供するための緊急相談窓口を設置する。

⑤ 中部森林管理局

- ア 国有林野の崩壊地及び崩壊のおそれのある箇所について、山腹・溪間工事等の治山事業を実施するとともに、災害により被害等を受けた施設等については、国有林野事業施設等に係る災害対策取扱要領に基づき復旧を図る。
- イ 国有林野の火災を予防し、火災が発生した場合には、関係機関等と連携しながら、森林被害の拡大防止のための必要な措置等の応急対策を講じるものとする。
- ウ 災害復旧用材の供給、被災地等における木材の需給安定等について、知事等から要請があった場合、国有林材の供給、木材関係団体等への要請等、災害救助及び災害復旧の実施に協力するものとする。
- エ 知事、市長等から災害応急対策に必要な機械器具等の貸付又は使用の要請があったときは、これに協力する。

⑥ 中部経済産業局

- ア 所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達を行う。
- イ 電力及びガスの安定供給の確保に関すること。
- ウ 災害対応物資の円滑な供給の確保のため、関係機関から情報を収集するとともに、必要に応じて、経済産業省関係部署と関係機関との連絡調整を行う。
- エ 中小企業者の業務を確保するため、その事業の再建に必要な資金の融通の円滑化等の措置を行う。
- オ 必要に応じて災害対策本部等への職員の派遣を行う。

⑦ 中部近畿産業保安監督部

- 高圧ガス、液化石油ガス、火薬類、コンビナート、鉱山、電気、ガス等所掌に係る施設の保安の確保に必要な監督又は指導を行う。

⑧ 中部運輸局

- ア 所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達を行う。
- イ 海上における物資及び旅客の輸送を確保するため船舶の調達のあっせん、特定航路への就航勧奨を行う。
- ウ 港湾荷役が円滑に行われるよう必要な指導を行う。
- エ 緊急海上輸送の要請に速やかに対応できるよう、船舶運航事業者等との連絡体制を強化し、船舶動静の把握及び緊急時の港湾荷役態勢の確保に努める。
- オ 特に必要があると認めるときは、船舶運航事業者若しくは港湾運送事業者に対する航海命令又は公益命令を発する措置を講ずる。
- カ 鉄道・バスの安全運行の確保に必要な指導・監督を行う。
- キ 自動車道の通行の確保に必要な指導・監督を行う。

- ク 陸上における物資及び旅客輸送を確保するため、自動車の調達あつせん、輸送の分担、
う回輸送、代替輸送等の指導を行う。
- ケ 緊急陸上輸送の要請に速やかに対応できるよう、関係運送事業者団体及び運送事業者
との連絡体制を確立し、緊急輸送に使用しうる車両等の把握及び緊急時の出動体制の整
備に努める。
- コ 特に必要があると認めるときは、自動車運送事業者に対する輸送命令を発する。
- サ 情報連絡員（リエゾン）及び緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）を派遣し、被災状況の
迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策を支援
する。

⑨ 大阪航空局中部空港事務所

- ア 航空保安施設の管理運用を行う。
- イ 航空機乗務員に対し、航空機の航行の安全を確保するために必要な情報の提供を行う。
- ウ 航空機の航行の安全を確保し、秩序を維持するために航空交通管制を行う。
- エ 遭難航空機の捜索及び救助に関し、関係機関に協力する。
- オ 航空輸送の要請に速やかに対応できるよう、緊急輸送関係省庁、地方公共団体、関係
公共機関、関係事業者と密接に連携し、緊急輸送が適切に実施されるよう、必要な措置
を講ずる。

⑩ 第四管区海上保安本部

- ア 船舶、臨海施設、遊泳者等に対し、地震等に関する情報の伝達及び周知を図る。
- イ 海難の救助、排出油等の防除及び救済を必要とする場合における援助を行う。
- ウ 海上における船舶交通の安全確保を図るため、航路障害物の除去、航行警報、水路通
報等の通報を行う。
- エ 海上の安全の確保を図るため、船舶に対して避難勧告等（港則法・海上交通安全法）、
移動命令及び危険物積載船舶・臨海施設に必要な保安措置を指示する。
- オ 海上における治安を維持する。

⑪ 名古屋地方気象台

- ア 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表を行う。
- イ 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る。）及び水象の
予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説を行う。
- ウ 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に努める。
- エ 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言を行う。
- オ 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に努める。

⑫ 東海総合通信局

- ア 災害時に備えての電気通信施設（有線電気通信施設及び無線通信施設）の整備のため
の調整及び電波の監理を行う。
- イ 災害時における電気通信及び放送の確保のための応急対策及び非常の場合の無線通信
の監理を行う。
- ウ 被災地区における電気通信施設、放送施設等の被害状況の調査を行う。

- エ 非常通信訓練の計画及びその実施についての指導に関することを行う。
- オ 非常通信協議会の運営に関することを行う。
- カ 通信インフラに支障が発生した被災地の地方公共団体等へ衛星携帯電話等の災害対策用移動通信機器及び災害対策用移動電源車及び臨時災害放送局用設備の貸与を行う。

⑬ 愛知労働局

- ア 被災労働者、被災事業主等からの賃金・解雇等労働条件一般、安全衛生、労災保険に関する相談について、迅速的確な処理に努める。
- イ 化学設備を有する事業主に対して、危険物・有害物の漏えい等による災害防止のための監督指導等を実施し、労働者の安全衛生の確保に努める。
- ウ 災害応急工事、災害復旧工事等を行う事業主に対して監督指導等を実施し、労働者の安全衛生の確保に努める。
- エ 被災者の医療対策について必要があると認められるときは、管轄区域内にある労災病院又は労災保険の指定病院等に対して、医師その他の職員の派遣、医薬品の提供等必要な措置を講ずるように要請する。
- オ 被災労働者に対する労災補償の給付事務を迅速に行う。
- カ 災害による事業の閉鎖、事業活動の縮小等により、失業した人に対して職業相談を行うとともに、就職先の確保に努める。
- キ 被災者に対して、必要に応じ職業相談、職業紹介等窓口を設置する。
- ク 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第 25 条に基づき、雇用保険求職者給付における基本手当（賃金日額の 4.5 割～8 割に相当する額）の支給を行う。

⑭ 中部地方整備局

- ア 災害予防
 - i 所管施設の地震に対する安全性を確保するため、緊急性の高い箇所から計画的・重点的に耐震性の確保に努める。
 - ii 地震発生後の応急復旧を円滑に進めるために災害応急復旧用資機材について備蓄等を推進する。
 - iii 防災訓練は、実践的な方法をもって実施する。
 - iv 大規模災害による被災施設の復旧等をより迅速、確実、効果的に行うため、公共土木施設等の被災状況モニター制度及びボランティアによる活動で被災状況把握及び応急対策等に対する防災協力活動を行う防災エキスパート制度を活用する。
 - v 災害から港湾並びに地域住民の生命、身体及び財産を防護するため、港湾・海岸保全施設等の整備に関する計画・指導及び事業を実施する。
 - vi 震災時の緊急物資並びに人員輸送用岸壁等の整備に関する計画・指導及び事業を実施する。
 - vii 関係機関との連携による災害に強い地域づくり計画の策定
- イ 初動対応
 - i 所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達を行う。
 - ii 情報連絡員（リエゾン）等及び緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）を派遣し、被災地

方公共団体等が行う、被災状況の迅速な把握、被災地へのアクセス確保、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧、給水支援その他災害応急対策に対する支援を行う。

iii 緊急車両の通行を確保するため、関係機関と調整を図りつつ、道路啓開を行う。

ウ 応急復旧

i 気象庁が地方整備局管内で震度4以上を発表した場合、自動的に職員が参集する等の災害対策体制を整え所掌業務を実施する。

ii 災害発生後の応急対策を実施する際、防災関係機関と密接な連絡を保ち、協力を行う。

iii 航路啓開に関する計画に基づき、津波流出物の除去等による海上緊急輸送路の確保を実施する。

iv 地震発生後、体制を速やかに整え、所管施設の緊急点検を実施する。

v 港湾・海岸保全施設等の被災に対する総合的な応急対策並びに応急復旧に関する計画・指導及び事業を実施する。

vi 海上の排出油災害に対し、除去等必要な措置を講ずる。

vii 要請に基づき、中部地方整備局が保有している防災ヘリコプター、災害対策用機械、油回収船、浮体式防災基地等を被災地域支援のため出動させる。

⑮ 中部地方環境事務所

ア 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供を行う。

イ 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集を行う。

⑯ 近畿中部防衛局東海防衛支局

ア 所管財産の使用に関する連絡調整を行う。

イ 災害時における防衛省本省及び自衛隊等との連絡調整を行う。

ウ 在日米軍が災害対策措置を行う場合の連絡調整の支援を行う。

⑰ 国土地理院中部地方測量部

ア 災害応急対策の際、災害に関する情報の収集及び伝達における地理空間情報の活用を図る。

イ 災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興に、国土地理院が提供及び公開する防災関連情報の利活用を図る。

ウ 災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興の際、地理情報システムの活用を図る。

エ 被災した地域の災害復旧・復興にあたっては、位置に関わる情報の基盤を形成するため、必要に応じて基準点等の復旧測量、地図の修正測量等を実施する。また、公共基準点等の復旧測量、地図の修正測量等公共測量の実施にあたっては、測量法第36条の規定により、実施計画書の技術的助言を行う。

4. 自衛隊

○ 自衛隊

ア 災害派遣の準備

- i 防災関係資料（災害派遣に必要な情報）の収集を行う。
- ii 災害派遣計画を作成する。
- iii 災害派遣計画に基づく訓練を実施し、本部訓練を含めた防災訓練等に積極的に参加する。

イ 発災後の対処

- i 即時救援活動
人命救助を最優先して救援活動を実施する。
- ii 応急救援活動
方面隊の命令に基づき、救援活動を実施する。
- iii 方面隊による本格対処
方面隊の対処構想に基づき、被害の状況を把握しつつ、関係機関と密接に調整し、総力を結集して、効率的な救助活動を実施する。

5. 指定公共機関

① 独立行政法人国立病院機構

知事の応援要請に基づき、医療班等の派遣及び被災患者の受入れ、搬送等の医療救護活動を行う。

② 独立行政法人水資源機構

愛知用水等の施設（ダム、調整池、頭首工、用排水路、水門等）の機能の維持に努めるとともに、これらの施設の災害復旧を行う。

③ 独立行政法人地域医療機能推進機構

知事の応援要請に基づき、医療班等の派遣及び被災患者の受入れ、搬送等の医療救護活動を行う。

④ 独立行政法人都市再生機構

- ア 関係機関からの情報収集や密接な連携を図る。
- イ 国等からの要請・依頼に応じて、危険度判定士や応急仮設住宅建設要員の派遣等を迅速に行うとともに、賃貸型応急住宅としてのUR賃貸住宅の貸与や応急仮設住宅の建設用地の提供を行う。

⑤ 日本銀行

災害発生時等においては、関係行政機関と密接な連携を図りつつ、次の措置を講じる。

ア 銀行券の発行ならびに通貨および金融の調節

- i 通貨の円滑な供給の確保
- ii 現金供給のための輸送、通信手段の確保
- iii 通貨および金融の調節

イ 資金決済の円滑の確保を通じ信用秩序の維持に資するための措置

- i 決済システムの安定的な運行に係る措置
- ii 資金の貸付け
- ウ 金融機関の業務運営の確保に係る措置
- エ 金融機関による金融上の措置の実施に係る要請
- オ 各種措置に関する広報
- カ 海外中央銀行等との連絡・調整

⑥ 日本赤十字社

ア 南海トラフ地震に関連する情報の発表に伴い、救護班要員の確保、医療救護班の派遣準備を行うとともに、医療器材、医薬品、血液製剤の現有数の確認、救護資材の整備点検等を行う。

イ 避難所の設置に係る支援を行う。

ウ 医療、助産、死体の処理（一時保存を除く。）の業務を行う。

エ 血液製剤の確保と供給を行う。

オ 日頃から備蓄してある赤十字救援物資（毛布、緊急セット等）を被災者のニーズに応じて配分する。

なお、配分にあたっては地方公共団体や防災ボランティア等の協力を得ながら行う。

カ 義援金等の受付及び配分を行う。

なお、配分については地方公共団体その他関係団体と配分委員会を組織して義援金の迅速公正な配分に努める。

⑦ 日本放送協会

ア 激甚な大規模災害が発生した場合には、災害対策本部を設置し、万全の体制を整える。

イ 地震防災応急対策のための動員及び準備活動を行う。

ウ 平常時から防災知識の普及に関する報道を行う。

エ 大津波警報、津波警報、津波注意報、緊急地震速報（警報）、地震情報等及び被害状況等の報道を行う。

オ 災害時における放送送出を確保するため、放送施設の整備拡充を図る。

⑧ 中日本高速道路株式会社

高速道路の改築、維持、修繕又はその管理を行うとともに災害復旧を行う。

⑨ 中部国際空港株式会社

ア 災害に関する情報を収集し、空港利用者に正確かつ迅速に伝達する。

イ 災害が発生した場合は、社員の非常招集を行い、災害に対応する。

ウ 災害による空港施設及び航空保安施設の被害状況を調査し、関係機関に報告する。

エ 災害に備え、地震防災応急対策用資機材並びに食料、飲料水及び生活用品を確保する。

オ 災害が発生した場合は、空港利用者の避難、傷病者の応急救護並びに要保護者の保護を実施する。

カ 災害が発生した場合、被災施設及び設備の早期復旧に努める。

キ 災害が発生した場合、航空機による緊急輸送の確保に関し必要な協力を行う。

⑩ 東海旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社

ア 線路、ずい道、橋梁、停車場、盛土及び電気施設等その他輸送に直接関係ある施設の保守・管理を行う。

イ 旅客の避難、救護を実施する。

ウ 列車の運転規制を行う。

エ 発災後の早期復旧を期するため、その準備体制をとる。

オ 災害により線路が不通となった場合は、自動車による代行輸送、連絡社線による振替輸送等を行う。

カ 死傷者の救護及び処置を行う。

キ 対策本部は、運転再開にあたり必要により抑止列車の車両の検査、乗務員の手配等を円滑に行う。

⑪ 日本郵便株式会社

災害が発生した場合又はそのおそれがある場合においては、可能なかぎり窓口業務を確保する。また、災害の状況、被災者・被災地の実情に応じ、次のとおり、郵便業務にかかる災害特別事務取扱い及び援護対策を迅速かつ的確に実施する。

ア 被災者の安否通信等の便宜を図るため、被災地の郵便局において、被災世帯に対し、通常葉書及び郵便書簡を無償交付する。

イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除を実施する。

ウ 被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社、その他総務省令で定める法人又は団体にあてた救助用の現金書留郵便物等の料金免除を実施する。

エ 被災地の被災者の救助を行う地方公共団体等にあてた救助用の物を内容とするゆうパックの料金免除を実施する。

オ 被災者の救助を行う団体が被災者に配布する救助物資を購入するために必要な費用に充てるため、あらかじめ当該団体からの申請に基づき、総務大臣の認可を得て、お年玉付郵便葉書等寄附金を配分する

⑫ 中部電力株式会社（※1）、株式会社 J E R A、関西電力株式会社（※2）、電源開発株式会社（※3）

ア 電力設備の災害予防措置を講ずる。

イ 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発せられた場合には電力施設の応急安全措置等災害予防に必要な応急対策を実施する。

ウ 発災後は、被災状況を調査し、その早期復旧を図る。

エ 他電力会社との電力緊急融通のための対策を実施する。

（※1）中部電力パワーグリッド株式会社及び中部電力ミライズ株式会社を含む。（以降同じ。）

（※2）関西電力送配電株式会社を含む。（以降同じ。）

(※3) 電源開発送変電ネットワーク株式会社を含む。(以降同じ。)

⑬ 東邦瓦斯株式会社 (※)

ア ガス施設の災害予防措置を講ずるとともに、地震防災応急対策に係る措置を実施する。

イ 発災後は、被災施設の復旧を実施し、供給停止等の需要者に対して、早期供給再開を図る。(※) 東邦ガスネットワーク株式会社を含む。(以降同じ。)

⑭ 日本通運株式会社、福山通運株式会社、佐川急便株式会社、ヤマト運輸株式会社、西濃運輸株式会社

国、地方公共団体等からの要請に応じて、災害応急対策の実施に必要な物資又は資材の輸送を行う。

⑮ 西日本電信電話株式会社

ア 地震防災応急対策を実施するために必要な公衆通信施設の整備を行う。

イ 発災後に備えた災害応急対策用資機材及び人員の配備を行う。

ウ 災害時における公衆通信の確保並びに被災施設及び設備の早期復旧を図る。

エ 気象など警報を市へ連絡する。

オ 電話サービス契約約款等に基づき、災害関係電報電話料金等の免除を行う。

⑯ エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社

ア 災害時における情報等の正確かつ迅速な収集、伝達を行う。

イ 災害応急措置の実施に必要な通信に対し、通信設備を優先的に利用させる。

ウ 発災後に備えた災害応急対策用資機材及び人員の配備を行う。

エ 災害時における通信の確保並びに被災施設及び設備の早期復旧を図る。

オ 電話サービス契約約款等に基づき、災害関係電話料金等の免除を行う。

⑰ KDDI株式会社

ア 災害対策本部を設置し、直ちに地震防災応急対策を行う。

イ 災害時における電気通信の確保、被災施設及び設備の早期復旧を図る。

ウ 災害応急措置の実施に必要な通信に対して、防災関係機関からの要請により優先的に対応する。

⑱ 株式会社NTTドコモ

ア 発災後に備えた災害応急対策用資機材及び人員の配備を行う。

イ 災害時における携帯電話の通信確保並びに被災施設及び設備の早期復旧を図る。

ウ 携帯電話等サービス契約約款に基づき、災害関係携帯電話料金等の免除を行う。

⑲ ソフトバンク株式会社

ア 災害時における重要通信の確保、及び被災した電気通信設備等の早期復旧を図る。

イ 災害応急措置の実施に必要な通信に対して、防災関係機関からの要請により優先的に対応する。

ウ 災害時における情報等の的確かつ迅速な収集、伝達を行う。

⑳ 楽天モバイル株式会社

- ア 災害時における携帯電話の通信確保並びに被災施設及び設備の早期復旧を図る。
- イ 災害応急措置の実施に必要な通信に対して、防災関係機関からの要請を優先的に対応する。
- ウ 災害対策本部を設置し災害時における情報等の正確かつ迅速な収集、伝達を行う。

② 一般社団法人日本建設業連合会

「災害時における愛知県建設部が管理する公共土木施設の緊急的な災害対策支援に関する協定書」に基づき、県からの要請に応じて出動し、県が管理する公共土木施設に緊急対策を実施する。

第5章 各機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱

② 株式会社イトーヨーカ堂、イオン株式会社、ユニー株式会社、株式会社セブンーイレブン・ジャパン、株式会社ローソン、株式会社ファミリーマート、株式会社セブン&アイ・ホールディングス

国、地方公共団体等からの要請に応じて、災害応急対策の実施に必要な物資の調達又は供給等を行う。

6. 指定地方公共機関

① 愛知県土地改良事業団体連合会

土地改良区の管理する農業用施設等の整備及び点検並びに災害復旧対策への指導及び助言について協力する。

② 愛知県尾張水害予防組合

- ア 水防施設、資機材の整備と管理を図る。
- イ 水防計画の策定及びその推進を図る。

③ 各ガス事業会社

- ア ガス施設の災害予防措置を講ずる。
- イ 発災後は被災施設の復旧を実施し、供給停止等の需要家に対して、早期供給再開を図る。

④ 一般社団法人愛知県トラック協会

緊急輸送対策本部及び支部対策室は、関係機関からの緊急輸送要請に対応する。

⑤ 名古屋鉄道株式会社

東海旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社に準ずる。

⑥ 各民間放送及び新聞社

日本放送協会に準ずる。

⑦ 愛知県道路公社※、名古屋高速道路公社

各地方道路公社が管理する道路の改築、維持、修繕又はその管理を行うとともに災害復旧を行う。※愛知県道路公社の業務の一部は、愛知県有料道路運営等事業公共施設等運営権実施契約等に基づき、愛知道路コンセッション株式会社が行う（以降同じ。）。

⑧ 公益社団法人愛知県医師会

- ア 医療及び助産活動に協力する。
- イ 防疫その他保健衛生活動に協力する。

⑨ 一般社団法人愛知県歯科医師会

- ア 歯科保健医療活動に協力する。
- イ 身元確認活動に協力する。

⑩ 一般社団法人愛知県薬剤師会

- ア 医薬品等の供給及び保管管理活動に協力する。
- イ 医薬品等の適正使用に関する活動に協力する。

⑪ 公益社団法人愛知県看護協会

- 看護活動に協力する。

⑫ 一般社団法人愛知県病院協会

- 医療及び助産活動に協力する。

⑬ 一般社団法人愛知県LPガス協会

- ア LPガス設備の災害予防措置を講ずる。
- イ 発災後は、LPガス設備の災害復旧をする。

⑭ 一般社団法人愛知県建設業協会、一般社団法人愛知県土木研究会

- 「災害時における愛知県建設部が管理する公共土木施設の緊急的な災害対策支援に関する協定書」に基づき、県からの要請に応じて出動し、県が管理する公共土木施設の応急対策を実施する。

7. 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

① 尾三消防組合

- ア 東海地震注意情報が発せられた場合には非常体制に入る。
- イ 災害時には被災者の救助、保護、輸送を行う。
- ウ 消防需要を把握するとともに、消防力整備計画及び地震防災緊急事業五箇年計画に定める事項のうち、消防に係る事項を行う。

② 愛知中部水道企業団

- ア 水道施設の災害予防措置を講ずる。
- イ 東海地震注意情報が発表されたときは、企業団庁舎に対策本部を設置し、地震防災、応急対策の円滑な推進を図る。
- ウ 発災後は、水道施設（水源井、配水池、配水管等）の機能の維持に努めるとともに、これらの施設の災害復旧を行う。

③ 尾三衛生組合

- ア ごみ処理施設の災害予防措置を講ずる。

イ 東海地震注意情報が発せられた場合には非常体制に入る。

ウ 発災後はごみ処理施設の機能維持に努めるとともに、ごみの円滑な処理を推進する。

④ 産業経済団体

農業協同組合、商工会等は、被害調査を行い、対策指導並びに必要な資機材及び融資の斡旋について協力する。

⑤ 東名古屋医師会

ア 市の要請により、医師、看護師等からなる救護班を編成する。

イ 救護班は、医療、助産の業務及び防疫その他保健衛生活動に協力する。

⑥ 愛豊歯科医師会

一般社団法人愛知県歯科医師会に準ずる。

⑦ 日進市薬剤師会

一般社団法人愛知県薬剤師会に準ずる。

⑧ 文化、厚生、社会団体

日本赤十字社奉仕団、地域女性団体、教育及び体育団体等は、被災者の救助活動及び義援金品の募集等について協力する。

⑨ 自治団体等

区、自治会、自主防災組織等の自治団体は、地域内における被害調査、情報の収集・伝達、被災者の救護、物資の配給、保健衛生等の応急対策及び応急措置、応急復旧の業務に協力する。

⑩ 市内建設業者等で組織する災害対策協力団体

建設業者等で組織する災害対策協力団体は、防災及び災害復旧業務に協力する。

⑪ 重要な施設の管理者

市民会館、スポーツセンターなど防災上重要な施設の指定管理者は、防災管理上必要な措置を行い、防災活動について協力する。

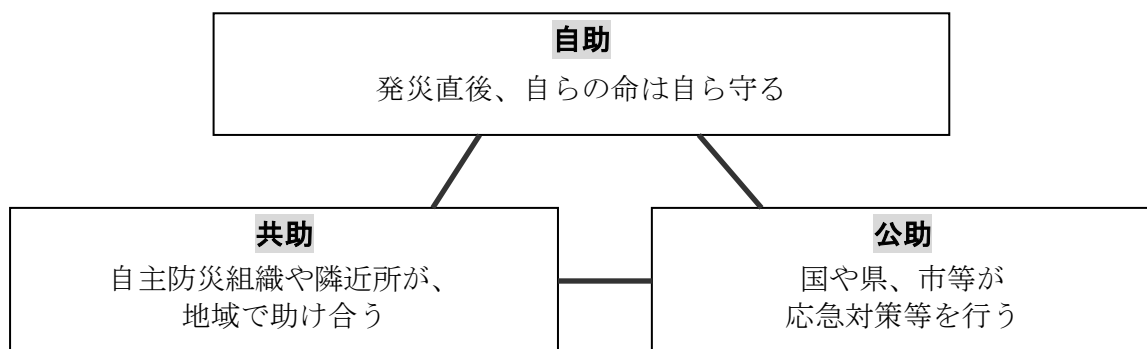
第 2 編 災害予防計画

目 次

第 1 章 防災協働社会の形成推進	2-1
第 2 章 防災訓練及び防災意識の向上	2-8
第 3 章 避難対策	2-12
第 4 章 避難行動の促進対策	2-18
第 5 章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策	2-23
第 6 章 応急対策活動等のための施設、資機材、体制等の整備	2-34
第 7 章 都市防災化計画	2-41
第 8 章 液状化対策、土砂災害等の予防	2-42
第 9 章 建築物等の安全化	2-46
第 10 章 火災予防・危険性物質等の防災対策	2-57
第 11 章 広域応援・受援体制の整備	2-59
第 12 章 災害対策基金	2-63

第1章 防災協働社会の形成推進

- 地震災害からの安全・安心を得るためには、行政による公助はもとより、住民一人ひとりの自覚に根ざした自助、身近なコミュニティ等による共助が大切であり、国の「災害被害を軽減する国民運動の推進に関する基本方針」を踏まえ、社会の様々な主体が協働して災害被害の軽減に向けた防災活動を行う仕組みを構築していかなければならない。
- 被害を最小限にとどめ災害の拡大を防止するには、平素から住民等による自主防災組織を設けて、出火防止、初期消火、被災者の救出救護、避難等を組織的に行うことが重要である。
- 市、住民、区、自治会、事業者、自主防災組織、ボランティア等はその責務や役割を認識し、お互い助け合い、協働して災害に対処できる防災協働社会の形成に努めることとする。



第1節 防災協働社会の形成推進

1. 市における措置

(1) 地域における防災活動の継続的な推進の仕組みづくり

市は、「新しい公」という考え方を踏まえ、住民、事業者、自主防災組織等とが一体となって、より幅広い連携による防災活動の推進や住民の防災意識の高揚を図るため、防災活動の継続的な取組みを推進する仕組みづくりに努めるとともに、あいち防災協働社会推進協議会が策定した「災害に強い地域づくりに向けた活動方針」に基づいた活動を実施するものとする。

(2) 災害被害の軽減に向けた取組み

市は、様々な主体を通じた防災知識の普及啓発に努めるものとする。また、各主体が連携して防災活動に参加できるよう配慮するとともに、家庭や事業所等における安全に対する備えの促進を図るものとする。

2. 市民の基本的責務

「自らの身の安全は自ら守る」が防災の基本であり、市民はその自覚を持ち、平常時より災害に対する備えを心がけるとともに、災害の発生時には自らの身の安全を守るよう行動しなければならない。特に、いつどこでも起こりうる災害による人的被害、経済被害を軽減する減災のための備えをより一層充実する必要がある、その実践を促進するよう、地域での働きかけ等に努めるものとする。

また、災害時には、初期消火を行う、近隣の負傷者、避難行動要支援者を助ける、緊急避難場所や避難所で自ら活動する、あるいは、国、公共機関、県、市等が行っている防災活動に協力するなど、防災への寄与に努めなければならない。

3. 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進

- ① 一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努めるものとする。この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として市の防災会議に提案するなど、市と連携して防災活動を行うこととする。
- ② 市は地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、地域防災計画に地区防災計画を定めるものとする。

第2節 消防団、自主防災組織の育成強化・ボランティアとの連携

1. 消防団の充実強化

市は、地域における消防防災の中核として重要な役割を果たす消防団の充実強化に向けて、大規模災害等に備えた消防団の車両・資機材・拠点施設の充実、処遇の改善、必要な資格の取得など実践的な教育訓練体制の充実、青年層・女性層を始めとした団員の入団促進等に取り組むものとし、地域住民と消防団員の交流等を通じ、消防団員がやりがいを持って活動できる環境づくりを進めるよう努めるものとする。

2. 自主防災組織の推進

大規模地震が発生した場合は、防災関係機関の防災活動が遅れたり、阻害されることが予想される。このような事態において被害を最少限にとどめ災害の拡大を防止するには、平素から住民による自主防災組織を設けて、出火防止、初期消火、被災者の救出救護、避難等を組織的に行うことが重要である。

また、自主防災組織の活動は、混乱の発生防止等についても、大きな役割を果たすものと考えられる。

市は地域住民、施設及び事業所等による自主防災組織の設置を推進し、その育成に努める。その際、女性の参画の促進に努めるとともに、いざという時には日頃からの地域の防災関係者の連携が重要であることから、自主防災組織及び防災関係団体等のネットワーク化の推進にも努めるものとする。

(1) 自主防災組織の活動

自主防災組織は、地域の実情に応じた防災計画に基づき、平常時及び災害発生時などにおいて、効果的に防災活動を行うよう努めるものとする。

① 平常時の活動

- ・情報の収集伝達体制の確立
- ・防災知識の普及及び防災訓練の実施
- ・火気使用設備器具等の点検
- ・防災用資機材等の備蓄及び管理
- ・地域内の要配慮者の把握と支援体制の構築

② 災害発生時の活動

- ・初期消火の実施
- ・地域内の被害状況等情報の収集
- ・救出救護の実施及び協力
- ・住民に対する避難情報の伝達
- ・集団避難の実施

- ・避難所の運営
- ・炊き出しや救助物資の配分に対する協力

(2) 自主防災組織等の環境整備

市は、自主防災組織の育成・強化を図り、消防団とこれらの組織との連携等を通じて、地域コミュニティの防災体制の充実を図るものとする。また、研修の実施等による防災リーダーの育成、多様な世代が参加できるような環境の整備等により、これらの組織の日常化、訓練の実施を促すものとする。

(3) 防災関係団体ネットワーク化

市は、自主防災組織がNPO・ボランティア関係団体等、消防団、企業、学校、防災ボランティア団体など防災関係団体同士と顔の見える密接な関係（ネットワーク）を構築することを推進するため、ネットワーク化を図る防災訓練に取り組むなど必要な事業の実施、支援及び指導に努めるものとする。

(4) 防災リーダーの養成とネットワーク化の推進

① 防災リーダーの養成

地域防災の中心として、災害に対する知識や防災活動の技術を習得し、情報の収集や伝達・発信を行える地域の実践的リーダーの養成及び活用に努めるものとする。

② 防災リーダーのネットワーク化の推進

防災リーダーが各々の地域において自主防災活動を展開するのを支援するため、市は防災リーダーの継続的な資質向上に努めるとともに、防災リーダーのネットワーク化を推進する。

3. 防災ボランティア活動の支援

行政、住民等、自主防災組織などで対応困難な大規模地震災害が発生した場合に、被災者の自立支援を進めるためには、様々な分野における迅速できめ細かいボランティア活動が必要である。災害時にボランティアがその力を十分に発揮するためには、ボランティアと被災地からの支援要請との調整役となるボランティアコーディネーター（以下、「コーディネーター」という。）を確保した受入体制の整備と、ボランティア相互の協力・連絡体制づくり（ネットワーク化）が不可欠である。

市は、社会福祉協議会、日本赤十字社及びNPO・ボランティア等（以下「NPO・ボランティア関係団体等」という。）との連携を図り図るとともに、災害中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、災害時においてボランティアの活動が円滑に行われるよう活動環境の整備を図る。

(1) 災害ボランティアセンター

市は、災害発生時における官民連携体制の強化を図るため、市地域防災計画等において、災害ボランティアセンターを運営する者（市社会福祉協議会等）との役割分担等を定めるよう努めるものとする。特に災害ボランティアセンターの設置予定場所については、市地域防災計画に明記する、相互に協定を締結する等により、あらかじめ明確化しておくよう努めるものとする。

(2) ボランティアの受入体制の整備及び協力・連絡体制の推進

① ボランティアの受入体制の整備

ア 市は、あらかじめ平常時にボランティア団体と次に掲げる災害発生時の対応や連絡体制について、NPO・ボランティア関係団体等との意見交換に努める。

- ・災害ボランティアセンターを設置し、ボランティアの受入に必要な机、イス及び電話等の資機材を確保する。
- ・災害時にコーディネーターを派遣することを協力するNPO・ボランティア関係団体（以下「協力団体」という。）にコーディネーターの派遣を要請する。
- ・災害ボランティアセンターに派遣されたコーディネーターは、ボランティアの受入を行う。

イ 防災訓練等において協力団体の協力を得て、広域ボランティア支援本部及び災害ボランティアセンターの立ち上げ訓練を行う。

② ボランティアコーディネーター養成講座の開催

市及び県は、NPO・ボランティア関係団体等と相互に連絡し、ボランティアとして被災地の支援をしたい者と支援を求める者との調整役となるコーディネーターの確保に努めるものとする。このため、市及び社会福祉協議会はボランティアコーディネーターの養成に努める。

また、市及び県は、養成したボランティアコーディネーターに対し、コーディネート知識・技術の向上を図るためのレベルアップ研修等を実施する。

なお、市等は、養成したボランティアコーディネーターに県が実施するレベルアップ講座等を受講させるものとする。

③ NPO・ボランティア関係団体等との連携

震災時におけるボランティアの円滑な受入及びボランティアの効果的な活動が実施されるよう、地域での連絡会の設置・協定の締結などにより、平常時からNPO・ボランティア関係団体等と連携して、受援体制の構築・強化を図る。

④ 防災ボランティア活動の普及・啓発

市は、ボランティア活動に対する意識を高めるとともに、災害時にボランティア活動を行いやすい環境づくりを進めるために、普及・啓発活動を行う。その際、ボランティアの活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について整備を推進する。また、若年層の活動がとりわけ期待されていることから、関係機関等と連携し、学生等が日常生活で災害に

について学ぶ機会の充実に努めるものとする。

4. 連携体制の確保

日頃から地域の防災関係者間の連携を取ることが重要であるため、市は、平常時から自主防災組織、NPO・ボランティア関係団体等との連携を進めるとともに、災害時には多様な分野のNPO等とも協力体制を確保できるよう連携体制の整備に努めるものとする。

第3節 企業防災の促進

1. 企業における措置

(1) 事業継続計画の策定・運用

企業は、災害時の企業の果たす役割を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じたリスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努めるものとする。具体的には、各企業において、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定・運用するよう努める。

また、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化、損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組みを継続的に実施するなど事業継続マネジメント（BCM）の取組を通じて、防災活動の推進に努める。

特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者や医療機関など災害応急対策等に係る業務に従事する企業等は、国及び地方公共団体が実施する企業等との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努める。

(2) 生命の安全確保

顧客及び自社、関連会社、派遣会社、協力会社などの役員・従業員の身体・生命の安全を確保するものとする。

(3) 二次災害の防止

落下防止、火災の防止、薬液漏洩防止、危険区域の立入禁止など、自社拠点における二次災害防止のための安全対策の実施が必要である。

(4) 緊急地震速報受信装置等の活用

企業は、地震発生時における施設の利用者等の安全確保や機械の停止等により被害の拡大防止を図るため、緊急地震速報受信装置等の積極的活用を図るよう努めるものとする。

(5) 地域との共生と貢献

緊急時における企業・組織の対応として、自社の事業継続の観点からも、地域との連携が必要であることから、地元地域社会を大切に意識を持ち、地域との共生に配慮するよう努める。

企業の社会貢献の例としては、義援金・物資の提供、帰宅困難者等への敷地や建物の一

部開放、被災地域の災害救援業務を支援するために必要とされる技術者の派遣等がある。
また、被災時に救護場所や避難場所となる可能性が高い施設を企業が有する場合、当該施設の自家発電・自家水源・代替燃料などを平常時から確保することが望ましい。

2. 市及び商工団体等における措置

市及び商工団体等は、企業トップから一般職員に至る職員の防災意識の高揚を図るとともに、BCP等の策定・運用を促進するための情報提供や相談体制の整備などの支援等により、企業の防災力向上の推進を図るものとする。

企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスを行うものとする。

① BCP等の策定促進

ア 普及啓発活動

市及び商工団体等は、企業防災の重要性やBCPの必要性について積極的に啓発していく。また、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努める。

イ 情報の提供

企業がBCP等を策定するためには、想定リスクを考える必要があることから、市は被害想定やハザードマップ等を積極的に公表する。

② 相談体制等の整備

市及び商工団体等は、企業が被災した場合に速やかに相談等に対応できるよう、相談窓口・相談体制等について検討するとともに、被災企業等の事業再開に関する各種支援についてあらかじめ整理しておく。また、市は、あらかじめ商工団体等と連携体制を構築するなど、災害発生時に中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努めるものとする。

3. 名古屋地方気象台における措置

名古屋地方気象台は、公共機関等に対し、防災体制の整備や事業継続計画の策定等を支援するため、防災気象情報の活用についての助言や普及啓発を行うものとする。

第2章 防災訓練及び防災意識の向上

- 地震災害を最小限に食い止めるには、県・市等防災関係機関による災害対策の推進はもとより、住民等の一人ひとりが日ごろから地震災害についての認識や地域の災害リスク、正常性バイアス等の必要な知識を深め、災害から自らを守るとともにお互いに助け合うという意識と行動が必要であるため、市は、防災訓練、教育、広報、住民相談等を通じて防災意識の向上を図る。
- 市は、防災週間等を通じ、積極的かつ継続的に防災訓練を実施するものとする。
- 特に稀にしか発生しない大規模かつ広域的な災害に備え、住民・民間企業等が、防災・減災対策に自ら取り組むためには、動機付けやコスト等の障害があるため、自助・共助の必要性を適切に伝え、行動に結びつけるための取組を行う。
- 防災訓練、教育等の実施にあたっては、要配慮者の多様なニーズに十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点に十分配慮するよう努めることに加え、家庭動物の飼養の有無による被災時のニーズの違いに配慮するよう努める。また、防災訓練の実施にあたっては、訓練のシナリオに緊急地震速報を取り入れるなど、地震発生時の対応行動の習熟を図るよう努める。
- 様々な複合災害を想定した図上訓練等を行い、各種対策や計画の見直しに努める。

第1節 防災訓練の実施

市は次の防災訓練を行うものとする。

(1) 総合防災訓練
・ 県等の防災関係機関、民間企業、ボランティア団体及び要配慮者を含めた住民等の協力や連携をもとに、大規模な地震に関する総合防災訓練を実施する。 ・ 訓練にあたっては、地震規模や被害の想定を明確にするとともに、自主防災組織等の協力のもと、訓練効果が得られるよう訓練参加者や使用機材及び実施期間等の訓練環境などについて具体的な設定を行うなど、より実践的な内容となるように努める。
(2) 消火訓練
区、自治会（自主防災組織）、消防団、事業所等の組織を活用して、地区防火訓練会、地区防火教室を開催し、火災予防と初期消火等防災知識、技術の普及と啓発に努める。
(3) 情報連絡訓練

・地震による災害時には、有線設備、特に架空ケーブル等が被害を受け、通信途絶の事態が予想される。 ・このような事態に対処し、通信の円滑な運用を確保するためには、各機関ごとに災害時における情報の収集及び伝達の要領、さらには内部処理の方法等についての訓練を行う必要がある。これらの訓練は、同一機関の通信設備及び複数の他機関との通信施設相互間などにおいて実施する。
(4) 動員訓練
市は、地震災害時における災害対策の万全を期するため、職員の動員訓練を適宜実施する。
(5) 広域応援訓練
市は、市が被災し、十分な災害応急対策の実施が困難な状況に陥った場合を想定し、県や他の市町村と連携し、広域的な応援を行う防災訓練の実施に努める。
(6) 防災訓練の指導協力
市は、居住地、職場、学校等において、定期的な防災訓練を、夜間等様々な条件に配慮し、きめ細かく実施又は行うよう指導し、住民の災害発生時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図るものとする。 また、防災関係機関あるいは自主防災組織が実施する防災訓練について、計画遂行上の必要な指導助言を行うとともに、積極的に協力する。 さらに、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加を呼びかけ、防災に関するアドバイスを行うものとする。
(7) 訓練の検証
訓練後には訓練成果を取りまとめ、課題等を整理し、必要に応じて改善措置を講じるとともに、次回の訓練に反映させるよう努めるものとする。
(8) 図上訓練等
市は、職員の災害対応能力の向上を図るため、災害対策本部等において応急対策活動に従事する本部要員等に対し、実践的な図上訓練や実際の災害対処訓練(ロールプレイング方式)等を実施するものとする。

第2節 防災知識の普及

1. 防災意識の啓発

名古屋地方気象台は、地震に関する情報（緊急地震速報、南海トラフ地震に関連する情報、長周期地震動に関する観測情報含む。）を容易に理解し、適切な避難行動をとることができるよう、県、市及び防災関係機関と協力して、次の事項の内ア～エ、ク、ソ～ツについて解説に努め、正しい知識について啓発を図る。

さらに、市は、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信するよう努める。

- ア 地震に関する基礎知識
- イ 県内の活断層や活断層地震への対策に関する知識
- ウ 予想される地震及び津波に関する知識、地域の危険度に関する知識
- エ 警報等や避難情報の意味と内容
- オ 正確な情報の入手
- カ 防災関係機関が講ずる地震防災応急対策等の内容
- キ 地域の緊急避難場所、避難路に関する知識
- ク 緊急地震速報、津波警報等発表時や避難情報の発令時にとるべき行動
- ケ 様々な条件下（建物内、路上、自動車運転中等）で災害発生時にとるべき行動
- コ 避難生活に関する知識
- サ 家庭における防災の話し合い（災害時の家族内の連絡体制等（連絡方法や避難ルール
の取決め等）について、あらかじめ決めておくこと）
- シ 応急手当方法の紹介、平素から県民が実施すべき水、食料その他生活必需品の備蓄、
家具等の転倒防止、出火防止、ブロック塀の倒壊防止等の対策の内容
- ス 住居の耐震診断と必要な耐震改修の内容
- セ 家屋が被災した際に、片付けや修理の前に、家屋の内外の写真を撮影するなど、生活
の再建に資する行動
- ソ 地震が発生した場合における出火防止、近隣の人々と協力して行う避難・救助活動、初
期消火及び自動車運行自粛等防災上とるべき行動に関する知識
- タ 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- チ 南海トラフ地震に関連する情報の内容・性格並びにこれに基づきとられる措置の内容
- ツ 南海トラフ地震臨時情報が発表された場合及び地震が発生した場合における出火防止、
近隣の人々と協力して行う避難・救助活動、初期消火及び自動車運行自粛等防災上とる
べき行動に関する知識

2. 防災知識の普及

主体	内容
市	① 地震対策PR用パンフレット、チラシ等の作成配布 地域と連携を図り、地域の実情に応じた防災の教育及び普及促進を図るとともに、平常時の心得、地震発生時の心得、緊急地震速報の利用の心得に関する事項に留意し、市民の一人ひとりが正しい知識と判断をもって行動できるよう、地震防災に関する啓発用パンフレット、チラシ等を作成し、各種防災行事等を通じて配布する。 ② 住民等に対する地震教育 防災週間等を通じ、各種講習会、イベント等を開催し、地震・二次災害防止に関する総合的な知識の普及に努めるものとする。この際、愛知県防災教育センターの活用を図る。 また、地域と連携を図り、地域の実情に応じた防災の教育及び普及促進を図る。 ア 防災関係機関と有機的な連携のもとに、講演会等を開催して、東海地震や南海トラフ地震等の地震防災に関する正しい知識と防災思想の普及に努める。 イ 自動車の利用者に対しては、地震が発生した場合に、運転者として適切な行動がとれるよう、教育、広報を徹底する。 ウ 地震保険は、地震等による被災者の生活安定に寄与することを目的とした公的保険制度であり、家屋等が被災した場合、復旧に要する費用が多額にのぼるおそれがあることから、被災者が住宅再建する際の有効な手段の一つとなる。そのため、被災した場合でも、一定の補償が得られるよう、その制度の普及及び加入の促進に努めるものとする。 ③過去の災害教訓の伝承 市は、市民が過去の災害から得られた教訓を伝承するよう、その重要性について啓発を行う。 また、教訓を後世に伝えていくため、災害に関する調査結果や各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、市民が閲覧できるよう公開に努めるものとする。 さらに、国土地理院と連携して、災害に関する石碑やモニュメント等の自然災害伝承碑が持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとする。
住民	● 家庭内備蓄の推進 災害発生時にはライフラインの途絶等の事態が予想されるため、飲料水、食料、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレットペーパー等の生活必需品について、可能な限り1週間分程度、最低でも3日間分の家庭内備蓄を推進するとともに、マスク、消毒液、体温計等の感染防止対策資材について、できるだけ携行して避難するよう呼びかける。さらに、自動車へのこまめな満タン給油を呼びかける。

学校等	① 学校教育における地震防災教育 ア 学校関係者は、地震のメカニズム等に関する科学的知識の普及並びに地震予防措置、避難の方法及び地震予知情報等の理解など、防災思想の普及のため、児童生徒の発達段階や地域の実態等に応じ、学校教育活動を通じて地震防災教育の徹底を図る。 イ 学校関係者は防災に対する心構えを確認し、災害時に適切な処置がとれるよう災害の状況を想定しつつ、情報の伝達、児童生徒の避難、誘導等の防災上必要な計画と訓練を実施する。 ② 地震災害に関する教育 地震災害に関する事項について、特に学級活動等において、避難訓練、消防訓練等、不測の事態に備えた教育・指導に努める。 ③ 震災訓練 ・訓練は、学校行事等に位置づけて行い、全教職員の協力と児童生徒の自主的活動により、十分な効果をおさめるよう努める。 ・訓練は毎年1回以上実施し、学校種別、学校規模、施設設備の状況及び児童生徒の発達段階等、それぞれの実情に応じて具体的かつ適切なものとする。 ・訓練にあたっては、事前に施設設備の状況、器具用具等について安全点検し、常に使用できるようチェックするとともに、訓練による事故防止に努める。 ・平素から災害時における組織活動を円滑にするため、全教職員及び児童生徒の活動組織を確立し、各自の任務の周知徹底に努める。 ・訓練実施後は、反省を加え、関係計画の修正整備に努める。 ④ 学校行事における指導 学校行事等で、震災訓練の実施や防災関係機関、防災施設等の見学会を行い、学校及び地域における地震時の実践活動や避難行動等について学習させるとともに、消防団員等が参画した体験的・実践的な教育の推進に努めるものとする。
防災関係機関	● 職員に対する地震教育 防災関係機関は、災害対策関係職員のみならず一般職員に対しても、地震時における適正な判断力を養成するため、また職場における防災体制を確立するため、あらゆる機会を利用して東海地震や南海トラフ地震等の地震教育の徹底を図る。

第3章 避難対策

第1節 避難に関する計画

大規模地震時には、建物倒壊や火災の同時多発による延焼拡大などが起こり、多数の住民等が死傷したり、住居を奪われることがある。その際、迅速な避難行動ができなかったり、長期の避難生活を余儀なくされること、またがけ崩れの危険地域や火災の延焼などの二次災害のおそれのある区域では、速やかに住民等を安全な場所に避難させる状況が発生する。

市は、このような場合に備えて、あらかじめ災害対策基本法施行令に定める基準に従って指定緊急避難場所や指定避難所の指定及び整備、避難計画の作成、避難所の運営体制の整備を行うとともに、避難に関する知識の普及を図り、住民等の安全確保に努めるものとする。

1. 緊急避難場所及び避難所

市が指定する緊急避難場所及び避難所は、次のとおりとする。

(1) 指定緊急避難場所		
指定緊急避難場所は、地域ごとに徒歩で容易に避難できる場所や集合できる場所とし、次の2つに分類する。		
① 緊急一時避難場所	身近にあり、避難行動要支援者を含めて、地区住民が容易に集合できる場所で、地域避難場所を除く自治集会所等とする。学校の運動場や公園など、従来の「一時避難場所」も含む。	
② 地域避難場所	拠点避難所を開設するまでの期間、一時的に過ごせる施設、あるいは少数の避難者に対応できる施設であり、地区公民館や高校、その他伝達の使用可能な公共施設とする。	
(2) 指定避難所		
指定避難所は、被災者が一定期間滞在できる生活の場としての機能を有する施設で、広さ・備蓄等から次の2つに分類する。		
① 拠点避難所	多くの避難者が数日間生活できる環境が整備され、かつ物資等が配備されている、小中学校等の公的施設とする。	
② 二次避難所	少数の避難者や帰宅困難者及び長期の避難者向けの施設で、スポーツ施設等とする。	
(3) 福祉避難所		
通常の避難所での生活に困難が生じる避難行動要支援者を避難させるため、特別な配慮がされた施設で、社会福祉施設、保育園などを事前に指定して活用する。		

また、市は、上記の緊急避難場所等とは別に、大規模な公園などの広いオープンスペースを「広域避難場所」として定め、一時的な避難場所として活用する。

2. 指定避難所の指定及び選定

- ① 市は、避難所が被災した住民が一定期間滞在する場であることに鑑み、円滑な救援活動を実施し、また一定の生活環境を確保する観点から、学校や公民館等の住民に身近な公共施設等を規模条件、構造条件、立地条件、交通条件等の災害対策基本法施行令に定める基準に従って指定するものとする。
- ② 避難者の避難状況に即した最小限のスペースを確保するとともに、避難所運営に必要な本部、会議、医療、要配慮者等に対応できるスペースを確保するものとする。その際、介護が必要な要配慮者のスペース規模は、避難所の配置上の工夫を行うとともに、避難者の状況に応じた必要な規模の確保に努める。
- ③ 必要に応じ県と連携を取り、社会福祉施設、公共宿泊施設等の管理者との協議により、配慮を要する高齢者、障害者等が相談等の必要な生活支援が受けられるなど、安心して生活できる体制を整備した福祉避難所の選定に努める。なお、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸や吸引器等に係る医療機関の電源確保等に配慮するよう努力するものとする。

なお、避難所は、災害に対して安全な建物で、一定以上の受入可能な施設を選定するものとする。選定に際しては、次の点に留意する。

- ① 住民にとって身近な施設である。
- ② 二次災害などのおそれがない。
- ③ 立地条件や建物の構造等を考慮し、安全性が十分確保されている。
- ④ 緊急輸送道路等とのアクセスが確保されている。
- ⑤ 環境衛生上、問題がない。
- ⑥ 要配慮者の生活支援が行える。
- ⑦ 原則として、防災関係機関、教育機関の管理諸室、病院等医療救護施設、ヘリポート、物資集配拠点などの災害対策に必要な施設を、避難所として使用しない。

避難所の選定にあたっては、市の人口動態、施設の変更等について調査し、必要に応じて更新するものとする。

3. 避難所等が備えるべき設備

次のものは緊急時に有効と思われる設備であり、これらは平時から避難所等に備え付け、すぐ利用できるよう整備に努めるものとする。

- ① 情報受発信手段の整備：防災行政無線、ファクシミリ、拡声器、コピー機、テレビ、携帯ラジオ等
- ② 運営事務機能の整備：コピー機、パソコン等
- ③ バックアップ施設の整備：投光器、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等

また、避難所には内閣府の「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」を踏まえ、テント、仮設トイレ、毛布等の整備を図るとともに、要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努める。特に、避難所として指定した施設等の破損に備えて、避難用テントの備蓄等を図る。

3. 避難所の運営体制の整備

市は、「日進市避難所運営マニュアル」などを活用し、各地域の実情を踏まえた避難所ごとに運営体制の整備を図るものとする。避難所の運営にあたっては、現に避難所に滞在する住民だけでなく、在宅での避難生活を余儀なくされる住民への支援も念頭に置いた運営体制を検討する。

5. 避難路の確保と交通規制計画

市、警察、消防、消防団等の関係機関は、迅速かつ安全な避難ができるよう、通行の支障となる行為を排除し、緊急輸送道路を中心とした避難路の通行確保に努めるものとする。

6. 避難に関する広報

市は、住民等が的確な避難行動をとることができるようにするため、平素から次の広報活動を実施する。

(1) 避難所等の広報

避難所等の指定を行った時は、次の事項につき、地域住民に対する周知徹底に努めるものとする。

- ・ 緊急避難場所、避難所の名称
- ・ 緊急避難場所、避難所の所在位置
- ・ 緊急避難場所、避難所への経路
- ・ 緊急避難場所、避難所の区分
- ・ その他必要な事項

(2) 避難のための知識の普及

必要に応じて次の事項につき、住民等に対して普及のための措置をとる。

- ・ 平常時における避難のための知識
- ・ 避難時における知識
- ・ 緊急避難場所、避難所滞在中の心得 等

7. 市及び防災上重要な施設管理者の避難計画

市及び防災上重要な施設管理者は、災害時において安全かつ迅速な避難を行うことができるよう、あらかじめ避難誘導等に係る計画を作成しておくものとする。

主体	内容
市	① 市の避難計画 避難計画は、次の事項に留意して作成するとともに、自主防災組織等の育成を通じて、避難体制の確立に努める。 ア 避難の指示を行う基準及び伝達方法 イ 緊急避難場所、避難所の名称、所在地、対象地区及び対象人口 なお、指定緊急避難場所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努めるものとする。 ウ 緊急避難場所、避難所への経路及び誘導方法 エ 緊急避難場所開放、避難所開設に伴う被災者救援措置に関する事項 オ 緊急避難場所、避難所の管理に関する事項 カ 災害時における広報 ② 避難所の運営体制の整備 避難所において多種多様な問題の発生が予想されるため、「日進市避難所運営マニュアル」等を活用し、地域の実情を踏まえた運営体制の整備を図るものとする。
防災上重要な施設管理者	●防災上重要な施設管理者の留意事項 学校、病院、工場、その他防災上重要な施設管理者は、次の事項に留意してあらかじめ避難計画を作成し、関係職員等に周知徹底を図ると同時に、訓練等を実施することにより、避難の万全を期すものとする。 ア 学校においては、各地域の特性等を考慮した上で、避難の場所、経路、時期及び誘導並びにその指示伝達の方法等を定める。 イ 義務教育の児童生徒を集团的に避難させる場合に備えて、学校及び市教育委員会においては、緊急避難場所等の選定、避難施設の確保及び保健・衛生及び給食等の実施方法について定める。 ウ 病院においては、患者を他の医療機関又は安全な場所へ集团的に避難させる場合に備えて、他の医療機関等の確保、移送の方法、保健・衛生及び入院患者に対する避難誘導の実施方法等について定める。

第2節 必需物資の確保対策

災害により、飲料水、食品、生活必需品等の確保が困難な住民に対し、必要な物資を供給するため、集中備蓄と分散備蓄を適切に組み合わせて、必要な生活物資の確保に努める。また、被災者に物資を確実にかつ迅速に届けられるよう、輸送体制の整備を図るものとする。

市は、物資の調達や輸送が平時のように実施できないという認識に立って、災害発生後緊急に必要な物資の備蓄及び調達並びに供給体制の整備充実に努めるとともに、備蓄にあたっては、指定された避難場所又はその近くで地域完結型の備蓄施設の確保に努めるものとする。

(1) 飲料水の確保体制の整備

市は、県及び愛知中部水道企業団と相互に協力して、発災後1週間は1人あたり1日3リットルの飲料水を供給し、それ以降は順次供給量を増加できるよう、被災後の経過日数ごとに目標数量、給水方法などを定め、給水用資機材の整備や飲料水の確保体制の整備に努める。また、単独で対応できない大規模な災害を想定し、他市町村等と協定を締結するなど、相互応援体制の整備に努める。

(2) 食品及び生活必需品の確保

市を始め防災関係機関は、食品及び生活必需品の確保、備蓄倉庫の整備又は耐震性・耐水性を考慮した保管場所の確保に努める。

① 米穀の確保

市は、県が策定した「愛知県応急用米穀取扱要領」（市町村長が自ら主食を確保する場合）に基づき、事前に米穀届出事業者等と米穀の供給協定の締結を行い、応急時の米穀の確保に努める。

なお、米穀届出事業者等からの米穀の調達が困難な場合は、県と緊密な連絡を図り、「愛知県応急用米穀取扱要領」及び「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（第4章Ⅰ第11の2に基づく災害救助用米穀の供給に係る手続き）」により調達を図る。

② 主食及び副食の確保

市は、乾パンなどの主食とともに野菜などの副食を、自ら確保又は関係機関から調達する。

③ 生活必需品の確保

確保すべき主な生活必需品としては次のものが考えられ、これらを計画的に備蓄するものとする。

- ・毛布、被服（肌着等）
- ・日用品（タオル、石けん、ちり紙等）
- ・炊事道具・食器類（鍋、やかん、茶碗、はし等）
- ・光熱用品（エルピーガス、懐中電灯、ローソク、乾電池等）
- ・医薬品等（救急セット等）、衛生用品（生理用品、紙おむつ等）
- ・仮設トイレ、簡易トイレ

第4章 避難行動の促進対策

避難情報は、空振りをおそれず、住民等が適切な避難行動をとれるように、発令基準を基に発令する。

防災情報を災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供するとともに、避難情報に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努める。

災害情報共有システム（Lアラート）の活用による報道機関等を通じた情報提供に加え、緊急速報メール機能等を活用して、気象警報や避難情報の伝達手段の多重化・多様化を図る。

市長は、あらかじめ指定緊急避難場所の指定及び整備、避難計画の作成を行うとともに、避難に関する知識の普及を図り、住民等の安全確保に努めるものとする。

第1節 気象警報や避難情報の情報伝達体制の整備

市は、さまざまな環境下にある住民等に対して警報等が速やかに確実に伝わるよう、関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、IP通信網、ケーブルテレビ網等を用いた伝達手段の多重化、多様化の確保を図る。

また、迅速・的確な避難行動に結びつけるよう、その伝達内容等についてあらかじめ検討する。

市及びライフライン事業者は、災害情報共有システム（Lアラート）で発信する災害関連情報等の多様化に努めるとともに、情報の地図化等による伝達手段の高度化に努めるものとする。

第2節 緊急避難場所及び避難道路の指定等

1. 緊急避難場所の指定

市は、災害の種類に応じてその危険の及ばない場所・施設を指定緊急避難場所として災害対策基本法施行令に定める基準に従って指定し、災害の危険が切迫した場合における住民の安全な避難先を確保する。なお、災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町に設けるものとする。

また、指定した緊急避難場所については、災害の危険が切迫した緊急時において、施設の開放を行う担当者をあらかじめ定める等管理体制を整備しておくとともに必要に応じて指定緊急避難場所の中から広域避難場所や一時避難場所を選定する。

(1) 広域避難場所の選定

市長は、住民の生命・身体の安全を確保するため、必要に応じて次の基準により広域避難場所を選定し、確保する。なお、選定した場合には、広域避難場所及び周辺道路に案

内標識、誘導標識等を設置し、平素から関係地域住民に周知を図る。

ア 広域避難場所は、都市大火からの避難を中心に考え、公園、緑地、ゴルフ場、グラウンド（校庭を含む。）、公共空地等が適当と考えられる。

イ 広域避難場所における避難者1人当たりの必要面積は、おおむね2㎡以上とする。

ウ 広域避難場所は、要避難地区のすべての住民（昼間人口も考慮する。）を収容できるよう配置するものとする。

エ 広域避難場所内の木造建築物の割合は、総面積の2%未満であり、かつ、散在してなければならない。

オ 広域避難場所は、大規模ながけ崩れや浸水などの危険のない所及び付近に多量の危険物等が蓄積されていない所とする。

カ 広域避難場所は、大火輻射熱を考慮し、純木造密集市街地から300m以上、建ぺい率5%程度、疎開地では200m以上、耐火建築物からは50m以上離れている所とする。

キ 地区分けをする場合においては、町単位を原則とするが主要道路、鉄道、河川等を境界とし、住民がこれを横断して避難することはできるだけ避ける。

(2) 一時避難場所の確保

広域避難場所へ避難する前の中継地点として、避難者が一時的に集合して様子を見る場所又は集団を形成する場所並びにボランティア等の救援活動拠点となる場所として、公園、グラウンド（校庭を含む）、公共空地等を一時避難場所として選定し、確保する。

なお、避難者1人あたりの必要面積や地区分けについては広域避難場所と同様の取扱いとする。

2. 避難道路の選定

市は、市街地の状況に応じて次の基準により避難道路を選定し、日頃から住民への周知徹底に努める。

ア 避難道路はおおむね8m～10mの幅員を有し、なるべく道路付近に延焼危険のある建物、危険物施設がないこと。

イ 地盤が堅固で、地下に危険な埋設物がないこと。

ウ 避難道路は、相互に交差しないものとする。

エ 浸水等の危険のない道路であること。

オ 自動車の交通量がなるべく少ないこと。

第3節 避難情報の判断・伝達マニュアルの作成

1. 市における措置

(1) マニュアルの作成

市は、避難情報について、次の事項に留意の上、避難すべき区域や判断基準、伝達方法を明確にしたマニュアルを作成するものとする。

①「避難情報に関するガイドライン」（内閣府）を参考にすること

②いざというときに躊躇なく避難指示を発令できるよう、具体的な区域を設定すること

(2) 判断基準の設定等に係る助言

判断基準や発令対象区域の設定については、必要に応じて、専門的知識を有する中部地方整備局・県（水防、砂防所管）や名古屋地方気象台に助言を求めることとし、中部地方整備局・県（水防、砂防所管）や名古屋地方気象台は、市が、避難情報の判断基準や発令対象区域の設定及び見直しを行う場合について、必要な助言を行うものとする。

(3) 事前準備

市は、避難情報を発令しようとする場合において、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。

また、躊躇なく避難情報を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努めるものとする。

第4節 避難誘導等に係る計画の策定

1. 市及び防災上重要な施設の管理者における措置

市及び防災上重要施設の管理者は、災害時において安全かつ迅速な避難を行うことができるようあらかじめ避難誘導等に係る計画を作成しておくものとする。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努める。

(1) 市の避難計画

市の避難計画には、原則として次の事項を記載するものとする。

①避難の指示を行う基準及び伝達方法

②緊急避難場所、避難所の名称、所在地、対象地区及び対象人口

③緊急避難場所、避難所への経路及び誘導方法

④緊急避難場所開放、避難所開設に伴う被災者救援措置に関する事項

ア 給水措置

イ 給食措置

ウ 毛布、寝具等の支給

エ 衣料、日用必需品の支給

オ 負傷者に対する応急救護

⑤緊急避難場所、避難所の管理に関する事項

ア 緊急避難場所や避難所の秩序保持

イ 避難者に対する災害情報の伝達

ウ 避難者に対する応急対策実施状況の周知徹底

エ 避難者に対する各種相談業務

⑥災害時における広報

ア 広報車による周知

イ 避難誘導員による現地広報

ウ 住民組織を通ずる広報

(2) 防災上重要な施設の管理者の留意事項

学校、病院、工場、その他防災上重要な施設の管理者は、次の事項に留意してあらかじめ避難計画を作成し、関係職員等に周知徹底を図ると同時に、訓練等を実施することにより避難の万全を期するものとする。

①学校においては、それぞれの地域の特性等を考慮した上で、想定される被害の状況に応じた対応ができるよう、避難の場所、経路、時期及び誘導並びにその指示伝達の方法等を定める。

②義務教育の児童生徒を集団的に避難させる場合に備えて、学校及び教育行政機関においては、緊急避難場所及び避難所等の選定及び保健・衛生、給食等の実施方法について定める。

③病院において、患者を他の医療機関又は安全な場所へ集団的に避難させる場合において、他の医療機関又は避難所の確保、移送の方法、保健・衛生、入院患者に対する実施方法等について定める。

第5節 避難に関する意識啓発

1. 市における措置

市は、住民が的確な避難行動をとることができるようにするため、緊急避難場所や避難所の周辺道路に、案内標識、誘導標識等を設置し、平素から地域住民に周知を図るものとする。

また、緊急避難場所・避難所・災害危険地域等を明示した防災マップ、広報誌・PR紙などを活用して広報活動を実施するものとする。

(1) 緊急避難場所等の広報

市は、次の事項につき、地域住民に対する周知徹底に努めるものとする。

- ①緊急避難場所、避難所の名称
- ②緊急避難場所、避難所の所在位置
- ③避難地区分け
- ④緊急避難場所、避難所への経路
- ⑤緊急避難場所、避難所の区分
- ⑥その他必要な事項
 - ・指定緊急避難場所と指定避難所の役割が違うこと
 - ・指定緊急避難場所は災害種別に応じて指定がなされていること

(2) 避難のための知識の普及

市及び名古屋地方気象台は、必要に応じて、次の事項につき住民に対して、普及のための措置をとるものとする。

- ①平常時における避難のための知識
- ②避難時における知識
 - ・避難情報が発令された場合の安全確保措置としては、指定緊急避難場所や安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等の自主的な避難先への立退き避難を基本とすること
 - ・あらかじめ、避難経路や自主避難先が安全かを確認しておくこと
 - ・避難の際には発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであること（特に、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適當である場合があること）
 - ・避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自信が判断する場合は、「近隣の安全な場所」への移動又は「緊急安全確保」を行うべきこと
- ③緊急避難場所、避難所滞在中の心得

(3) その他

- ①防災マップの作成にあたっては住民も参加する等の工夫をすることにより、災害からの避難に対する住民等の理解の促進を図るよう努める。
- ②指定避難所及び指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する際には、愛知県避難誘導標識等設置指針を参考とし、指定緊急避難場所の場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努める。また、設置にあたっては、愛知県避難誘導標識等設置指針を参考とするものとする。
- ③市及び県は、災害種別一般図記号を使った避難場所標識の見方に関する周知に努める。

第5章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策

- 市長等は、あらかじめ指定避難所の指定、整備や避難所の運営体制の整備を行う。
- 市にあつては、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、NPO・ボランティア関係団体等の多様な主体の協力を得ながら、平常時より、避難行動要支援者に関する情報を把握の上、関係者との共有に努めることとする。また、避難行動要支援者への対応を強化するため、情報伝達体制の整備、避難誘導體制の整備、避難訓練の実施を一層図るものとする。その際には、内閣府が作成した「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」や、県が作成している「市町村のための災害時要配慮者支援体制構築マニュアル」などを活用するものとする。
- 市、県及び要配慮者が利用する社会福祉施設等の管理者は、「人にやさしい街づくりの推進に関する条例」（平成6年愛知県条例第33号）の目的に従い、真に人にやさしい施設整備に努めるとともに、要配慮者に配慮した情報伝達体制の推進及び教育・広報活動などに努める。
- 社会福祉施設等の管理者は、その施設を利用する者を適切に避難誘導するため、市、地域住民、ボランティア団体等の多様な主体と協力体制を図るものとする。
- 令和2年における新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進するものとする。
- 市及び県は、「むやみに移動（帰宅）を開始しない」という基本原則を積極的に広報することにより、帰宅困難者の集中による混乱発生の防止に努める必要がある。また、一斉帰宅を抑制するため、事業所等に対して従業員等を職場等に滞在させることができるよう、必要な物資の備蓄等を促すものとする。

第1節 避難所の指定・整備等

1. 市における措置

（1）避難所等の整備

市は、地域の実情に応じた避難者数を想定し、さらに市町村相互の応援協力体制のバックアップのもとに避難所等の整備を図る。

また、避難者が最寄りの避難所等へ避難できるよう、必要に応じて町丁界や行政界を越えての避難を考慮して整備していくものとする。

なお、都市農地を避難場所等として活用できるよう、都市農業者や関係団体との協定の締結や当該農地における防災訓練の実施等に努めるものとする。

(2) 指定避難所の指定

- ① 市は、避難所が被災した住民が一定期間滞在する場であることに鑑み、円滑な救援活動を実施し、また一定の生活環境を確保する観点から、学校や公民館等の住民に身近な公共施設等を規模条件、構造条件、立地条件、交通条件等の災害対策基本法施行令に定める基準に従って指定するものとする。
- ② 上記①の基準に加え、避難所として指定する施設は、耐震性、耐火性の確保、天井等の非構造部材の耐震対策を図るとともに、バリアフリー化しておくことが望ましい。
- ③ 内閣府が作成した「避難生活における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」を踏まえ、避難者の居住スペースを確保するものとする。
- ④ 指定避難所となる施設において、あらかじめ、必要な機能を整理し、避難所内の空間配置図やレイアウト図などの施設の利用計画を作成するよう努める。また、備蓄場所の確保、通信設備の整備等を進めるものとする。
- ⑤ 指定に当たっては、原則として、防災関係機関、教育機関の管理諸室、病院等医療救護施設、ヘリポート、物資集配拠点などの災害対策に必要な施設を避難所として使用しないこととする。また、災害発生時に複数の避難者がやむを得ず指定避難所以外の施設に避難した場合は、その場所を新たに避難所として追認、登録することが必要である。
- ⑥ 市は、指定管理施設を指定避難所とする場合には、施設の設置者及び指定管理者との間で、あらかじめ避難所運営に関する役割分担等を明確にしておくものとする。
- ⑦ 指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができるが、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適当である場合があることを日頃から住民等へ周知徹底するよう努めるものとする。

(3) 指定福祉避難所の指定

- ① 市は、指定一般避難所内では生活することが困難な障害者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者のため、必要に応じて、指定福祉避難所として指定避難所を指定するよう努めるものとする。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源確保等について必要な配慮をするよう努めるものとする。
- ② 市は、指定福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあつては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定するものとする。特に、要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努めるものとする。
- ③ 市は、指定福祉避難所について、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないように、必要に応じて、あらかじめ指定避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示するものとする。

- ④ 市は、前述の公示を活用しつつ、指定避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に指定避難所へ直接避難することができるよう努めるものとする。

(4) 避難所が備えるべき設備の整備

避難所には、内閣府が作成した「避難生活における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」を踏まえ、給水タンク、貯水槽、防災井戸、テント、仮設トイレ、マンホールトイレ、毛布、段ボールベッド、パーティション、炊き出し設備、入浴設備等の整備を図るとともに、マスク、消毒液の備蓄に努める。さらに、空調、洋式トイレなど要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努める。

なお、バリアフリー化がされていない施設を避難所とした場合には、要配慮者が利用しやすいよう障害者用トイレ、スロープ等の仮設に努める。

また、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努めるとともに、緊急時に有効な次の設備について、平常時から避難所等に備え付け、利用できるよう整備しておくよう努めていく。

- ① 情報受発信手段の整備：防災行政無線、携帯電話、衛星通信を活用したインターネット機器、ファクシミリ、パソコン、拡声器、コピー機、テレビ、携帯ラジオ、ホワイトボード等
- ② 運営事務機能の整備：コピー機、パソコン等
- ③ バックアップ設備の整備：投光器、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等

(5) 避難所の破損等への備え

市は、避難所として指定した施設等の破損に備えて、避難用テントの備蓄等を図る。

(6) 避難所の運営体制の整備

- ① 市は、県が作成した「愛知県避難所運営マニュアル」や「妊産婦・乳幼児を守る災害時ガイドライン」などを活用し、各地域の実情を踏まえた避難所ごとに運営体制の整備を図るものとする。
- ② 市は、マニュアルの作成、訓練等を通じて、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努め、住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮する。
また、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成に努めるものとする。さらに、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意すること。
- ③ 避難所の運営にあたっては、現に避難所に滞在する住民だけでなく、在宅や車中、テントなどでの避難生活を余儀なくされる住民への支援も念頭に置いた運営体制を検討する。
- ④ 市は、避難所でのペット同行避難者の受入体制について検討し、受入体制を住民へ周知徹底する。
- ⑤ 市は、避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ

受け入れる方策について定めるよう努めるものとする。

- ⑥ 感染症対策について、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して取組を進めるとともに、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて、可能な限り多くの避難所の開設に努めるものとする。
- ⑦ 感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとする。

(7) 避難者等の情報把握

市は、保健師、福祉関係者、NPO等の様々な主体が地域の実情に応じて実施している避難者等の状況把握の取組を円滑に行うことができるよう事前に実施主体間の調整を行うとともに、状況把握が必要な対象者や優先順位付け、個人情報の利用目的や共有範囲について、あらかじめ、検討するよう努めるものとする。

(8) 避難所以外で避難生活を送る避難者等への支援

- ① 市は、在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置すること等、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努めるものとする。
- ② 市は、やむを得ず車中泊により避難生活を送る避難者が発生する場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、車中泊避難を行うためのスペースを設置すること等、車中泊避難者の支援方策を検討するよう努めるものとする。その際、車中泊を行うに当たっての健康上の留意点等の広報や車中泊避難者の支援に必要な物資の備蓄に努めるものとする。

第2節 要配慮者支援対策

1. 市及び社会福祉施設等管理者における措置

(1) 社会福祉施設等における対策

①組織体制の整備

施設等管理者は、地震災害の予防や災害時の迅速かつ的確な対応を行うため、あらかじめ自衛防災組織等を整備し、動員計画や非常招集体制等の確立に努める。

また、市との連携のもとに、近隣施設間、地域住民やボランティア組織等の協力を得て、入所者の実態に応じた体制づくりに努める。

②施設の耐震対策

施設等管理者は、施設全体の耐震対策の強化を図るよう努める。

③緊急連絡体制の整備

市及び施設等管理者は、地震災害の発生に備え、消防機関等への緊急通報のための情報伝達手段の整備を図るものとする。

④防災教育・防災訓練の実施

市及び施設等管理者は、要配慮者が自らの対応能力を高めるため、個々の要配慮者の態様に合わせた防災教育や防災訓練の充実強化を図るものとする。

⑤防災備品等の整備

施設等管理者は、災害に備え、食糧や生活必需品の備蓄を図るよう努める。

⑥非常用電源の確保等

病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設の管理者は、発災後72時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努めるものとする。

(2) 在宅の要配慮者対策

①緊急警報システム等の整備

市は、要配慮者の対応能力を考慮した緊急警報システムの整備を進めるとともに、地域ぐるみの避難誘導システムの確立を図るものとする。

②応援協力体制の整備

市は、被災時の要配慮者の安全と入所施設を確保するため、医療機関、社会福祉施設、近隣住民、自主防災組織やボランティア組織、国及び他の地方公共団体等との応援協力体制の確立に努めるものとする。

③防災教育・防災訓練の実施

市は、要配慮者が自らの対応能力を高めるため、個々の要配慮者の態様に合わせた防災教育や防災訓練の充実強化を図るものとする。

(3) 避難行動要支援者対策

①市は、要配慮者のうち、災害時において自ら避難することが困難であって、円滑かつ迅速な避難の確保の観点で特に支援を要する避難行動要支援者に対する避難支援の全体的な考え方を整理する。また、名簿に登載する避難行動要支援者の範囲、名簿作成に関する関係部署の役割分担、名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法、名簿の更新に関する事項等について、市地域防災計画に定めるとともに、細目的な部分については、避難行動支援の全体計画を定めるものとする。さらには、名簿に登載する避難行動要支援者ごとに、当該避難行動要支援者について避難支援等を実施するための個別避難計画を、市町村地域防災計画の定めるところにより作成するよう努めるものとする。ただし、個別避難計画を作成することについて当該避難行動要支援者の同意が得られない場合は、この限りではない。

なお、個別避難計画の作成に当たっては、災害の危険性等地域の実情に応じて、優先順位の高い避難行動要支援者から個別避難計画を作成するよう努めるものとする。

※人工呼吸器や酸素供給装置、胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが日常的に必要な「医療的ケア児」等、保護者だけでは避難が困難で支援を必要とする障害児等も対象となりうる点に留意すること。

②避難行動要支援者名簿の整備等

ア 要配慮者の把握

市は、災害時に要配慮者に対する援護が適切に行われるよう、関係部署等が保有している要介護高齢者や障害者、外国人等の情報を把握するものとする。

なお、障害児の場合、支援区分がないが、保護者のみでは避難行動が困難である可能性の高い重症心身障害児や医療的ケア児は、障害児通所支援における基本報酬や加算の情報により把握する方法もある。

イ 避難行動要支援者名簿の作成

市は、要配慮者の中から、要介護状態区分、障害支援区分、家族の状況等を考慮し、避難行動要支援者の要件を設定し、市内部組織その他の関係者の協力を得て、氏名・生年月日・性別・住所又は居所・電話番号その他の連絡先・避難支援等を必要とする理由等必要な事項を記載した避難行動要支援者名簿を作成する。その際、設定した要件にあてはまらない者であっても、要配慮者自らが名簿への掲載を求めた場合には柔軟に対応できるものとする。

i) 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲

- ・65歳以上のひとり暮らしの者
- ・65歳以上のみの世帯の者
- ・介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく要介護状態区分3から5までの要介護者
- ・身体障害者旅客運賃割引規則（昭和62年旅客鉄道株式会社公告）に基づく第1種身体障害者
- ・療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号）に基づく療育手帳の交付を受けた者
- ・上に掲げる者のほか、避難に支援が必要と認められる者

ii) 避難行動要支援者名簿作成に必要な個人情報の入手方法

避難行動要支援者名簿作成に必要な個人情報の入手は、「日進市災害時要援護者地域支援制度実施要綱」に基づき登録された者に対して定められた手続きに従うものとする。

ウ 避難行動要支援者名簿の更新と情報の共有

名簿に登載される要支援者は、転出・転入、出生・死亡、障害の発現等により絶えず変化することから、避難支援に必要となる情報を適宜更新し、関係者間で共有する。

エ 避難支援等関係者への事前の名簿情報の提供

市は、消防機関、警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織、その他避難行動要支援者名簿に登載された情報を事前に提供できる避難支援等関係者について、情報提供の範囲をあらかじめ定めておく。ただし、当該市町村の条例に特別の定めがある場合を除き、名簿情報を提供することについて当該名簿情報によって識別される特定の個人の同意が得られない場合は、この限りではない。

併せて、これらの名簿情報の施錠可能な場所での保管の徹底や、複製の制限等による情報管理の徹底を図るとともに、避難支援等関係者への研修会の開催等を通じて、情報漏洩防止の措置を求める等、避難行動要支援者及び第三者の権利利益を保護する措置についてあらかじめ定めることとする。なお、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用を支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。

また、市は、条例等の定めにより、または、避難行動要支援者本人への郵送や個別訪問などの働きかけによる説明及び意思確認により、平常時から、名簿情報を広く避難支援等関係者に提供することについて周知を行う。

③個別避難計画の作成等

ア 個別避難計画の作成

市は、避難行動要支援者に関する氏名・生年月日・性別・住所又は居所・電話番号その他の連絡先・避難支援等を必要とする理由等のほか、避難支援等実施者の氏名又は名称・住所又は居所・電話番号その他の連絡先・避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項等必要な事項を記載した個別避難計画を作成するよう努める。なお、作成にあたっては、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、デジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。

イ 避難支援等関係者への事前の個別避難計画情報の提供

市は、消防機関、警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織、その他個別避難計画に掲載された情報を事前に提供できる避難支援等関係者について、情報提供の範囲を市地域防災計画であらかじめ定めておく。併せて、これらの情報の施錠可能な場所での保管の徹底や、複製の制限等による情報管理の徹底を図るとともに、避難支援等関係者への研修会の開催等を通じて、情報漏洩防止の措置を求める等、避難行動要支援者及び第三者の権利利益を保護する措置について市町村地域防災計画であらかじめ定めることとする。なお、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても個別避難計画の活用を支障が生じないよう、情報の適切な管理に努めるものとする。

また、市は、当該市の条例の定めにより又は避難行動要支援者本人への郵送や個別訪問などの働きかけによる説明及び意思確認により、平常時から、情報を広く避難支援等関係者に提供することについて周知を行う。

ウ 個別避難計画と地区防災計画の整合

市は、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。

エ 県及び名古屋地方気象台による取組の支援

県は、市における個別避難計画に係る取組に関して、事例や留意点などの提示、研

修会の実施等の取組を通じた支援に努めるものとする。また、名古屋地方気象台は、市に対し要配慮者の早期避難につながる防災気象情報の活用についての助言や普及啓発を通じて、個別避難計画等の作成を支援するものとする。

- ④市は、安全が確認された後に、避難行動要支援者を円滑に緊急避難場所から避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法等についてあらかじめ定めるよう努める。

⑤避難支援体制の整備

市関係課、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、ボランティア団体、尾三消防本部、愛知警察、消防団、自主防災組織、自治会等を「避難支援等関係者」とし、安否確認、情報伝達、避難誘導、救助等の避難支援体制の整備に努める。

- ⑥名簿情報の提供に際し情報漏えいを防止するために市が求める措置及び市が講ずる措置
避難行動要支援者に対し、避難支援等関係者に名簿情報を提供することについて同意の確認を行う。同意方法は、原則として口頭又は書面により行う。避難行動要支援者が重度の認知症や障害等により、個人情報の取扱いに関し同意により生ずる結果を判断できない場合は、親権者や法定代理人等から同意を得られれば、その者が同意したものとする。避難支援等関係者に情報提供を行う場合は、個人情報が適切に取り扱われるよう指導し、必要に応じて報告させるものとする。

- ⑦要配慮者が円滑に避難するための立退きを行うことができるための通知又は警告の配慮
避難情報を発令した場合は、避難行動要支援者については、テレビ、ラジオ、サイレン、広報車などによる広報などのほか、携帯電話のメールサービス、市ホームページやX（旧ツイッター）・フェイスブックに加え電話、FAXによる情報伝達に努めるものとする。

⑧避難支援等関係者の安全確保

避難支援等関係者は、平常時から名簿情報を避難支援等関係者に提供する事に同意した避難行動要支援者の避難支援を、避難情報に基づき行う。

市は、避難支援等関係者本人又はその家族等の生命及び身体の安全を守ることを前提として、可能な範囲で避難支援等を行えるよう、避難支援等関係者の安全確保に十分配慮する。

（４）外国人等に対する防災対策

市及び防災関係機関は、被災地に生活基盤を持ち、避難生活や生活再建に関する情報を必要とする外国人市民と、早期帰国等に向けた交通情報を必要とする外国人旅行者は行動特性や情報ニーズが異なることを踏まえ、災害発生時に迅速かつ的確な行動がとれるよう、次のような防災環境づくりに努める。

- ① 避難場所や避難所、避難路の標識等については、ピクトグラム（案内用図記号）を用いるなどの標識等を簡明かつ効果的なものにするとともに、多言語化の推進を図る。

- ② 外国人を支援の対象としてだけでなく、地域の担い手として活躍できるよう、地域全体で災害時の体制の整備に努める。
- ③ 多言語ややさしい日本語による防災知識の普及活動を推進する。
- ④ 外国人も対象とした防災教育や防災訓練の普及を図るよう努める。
- ⑤ 災害時に多言語情報の提供等を行う愛知県災害多言語支援センターの体制整備を推進する。

(5) 災害ケースマネジメント

市は、被災者支援の仕組みを担当する部署を明確にし、地域の実情に応じ、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）などの被災者支援の仕組みの整備等に努めるものとする。

第3節 帰宅困難者対策

南海トラフ地震の被害予測による帰宅困難者数は約 11,000～約 13,000 人と想定され、本市では災害時に帰宅困難者が大量に発生する可能性があることから、次の予防措置をとるものとする。

1. 市における措置

市は、公共交通機関が運行を停止した場合、駅周辺等において、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生する可能性があることから、次の対策を実施する。

(1) 帰宅困難者対策の基本原則や安否確認手段に係る広報

「むやみに移動（帰宅）を開始しない」という帰宅困難者対策の基本原則や安否確認手段の家族間等での事前確認等の必要性について、平常時から積極的に広報するものとする。

(2) 事業者による物資の備蓄等の促進

企業等に対して、従業員等を一定期間事業所等内に留めておくことができるよう、必要な物資の備蓄等を促すものとする。

(3) 一時的に滞在する場所として利用する施設の確保

市は、旅行者や買い物客等、近くに身を寄せるあてのない帰宅困難者等が帰宅を開始するまでの間、一時的に滞在する場所として利用する施設を、公共施設や民間施設を活用し、必要に応じて確保しておく等の対策を行うものとする。

(4) 徒歩帰宅者支援の環境整備

大規模災害時に徒歩で帰宅することとなった者の支援策として、県と民間事業者等との協定に基づく「徒歩帰宅支援ステーション」を設置し、帰宅途中における水道水やトイレ、災害情報の提供を行う。

2. 支援体制の構築

帰宅困難者に対する対応は、安否確認の支援、被害情報の伝達、一時滞在施設（滞在場所）の提供、帰宅のための支援等、多岐にわたる。

また、帰宅困難者対策は、行政のエリアを越えかつ多岐にわたる分野に課題が及ぶことから、これに関連する行政、事業所、学校、防災関係機関が相互に連携・協力する仕組みづくりを進め、発災時における交通情報の提供、水や食料の提供、従業員や児童生徒等の保護などについて、支援体制の構築を図っていくものとする。

第6章 応急対策活動等のための施設、資機材、体制等の整備

■地震災害発生時における応急対策活動等を円滑に実施するためには、防災施設及び災害対策資機材の整備、物資等の備蓄、業務継続計画や各対策分野における計画やマニュアルの策定、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結等による体制の整備、防災に携わる者に高度な知識・技能を修得させるための研修の実施等の人材育成を行う必要がある。

1. 市及び防災関係機関における措置

(1) 防災施設等の整備

地震災害発生時における救援・消火活動等を円滑に実施するための防災施設及び災害対策資機材の整備を図るとともに、これらの防災施設等の円滑な運用を図るように努めるものとする。

(2) 防災用拠点施設の整備促進

市及び防災関係機関は、それぞれの所管する施設、設備の被害状況の把握及び応急復旧を行うため、あらかじめ体制・資機材を整備する。特に、防災上重要な施設に対しては早期に復旧できるよう体制等を強化する。

(3) 公的機関の業務継続性の確保

① 市及び防災関係機関は、災害発生時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図る。

また、実効性のある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂などを行う。

② 市は、災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うこととなることから、業務継続計画の策定等に当たっては、地域や想定される災害の特性等を踏まえつつ、少なくとも次の事項について定めておくものとする。

ア 首長不在時の明確な代行順位、職員の参集体制

イ 本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定

ウ 電気・水・食料等の確保

エ 災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保

オ 重要な行政データのバックアップ

カ 非常時優先業務の整理

(4) 応急活動のためのマニュアルの作成等

市及び防災関係機関は、それぞれの機関の実情を踏まえ、災害発生時に講ずべき対策等を体系的に整理した応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに、定期的に訓練を行い、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員、機

関等との連携等について徹底を図る。

また、市は、男女共同参画の視点から、地方防災会議の委員に占める女性の割合を高めるよう取り組むとともに、男女共同参画担当部局が災害対応について庁内及び避難所等における連絡調整を行い、平常時及び災害時における男女共同参画担当部局及び男女共同参画センターの役割について、防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し明確化しておくよう努める。

(5) 人材の育成等

- ① 市は、防災に携わる者に高度な知識・技能を修得させ、応急対策全般への対応力を高めるため、研修制度・内容の充実を図るとともに、大学の防災に関する講座等との連携等により、人材の育成を図る。
- ② 緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを平常時から構築することに努めるとともに、市及びライフライン事業者等は、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努める。
- ③ 市は、災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組むとともに、随意契約の活用による速やかな災害応急対策ができるよう、建設業団体等との災害協定の締結を推進する。

(6) 防災中枢機能の充実

- ① 市及び防災関係機関は、保有する施設、設備について、再生可能エネルギー等の代替エネルギーシステムや電動車等の活用を含め自家発電設備、LPガス災害用バルク、燃料貯蔵設備等の整備を図り、十分な期間（最低3日間）の発電が可能となるような燃料の備蓄等に努めるものとする。その際、物資の供給が相当困難な場合を想定した食料、飲料水、燃料等の適切な備蓄・調達・輸送体制の整備、通信途絶時に備え非常用通信手段の確保を図るものとする。
- ② 市は、災害情報を一元的に把握し、共有することができる体制の整備を図り、災害対策本部の機能の充実・強化に努めるものとする。

(7) 防災関係機関相互の連携

- ① は、災害時に自らのみでは迅速かつ十分な対応が困難な場合に、他の地方公共団体からの物資の提供、人員の派遣、廃棄物処理等、相互に連携・協力し速やかに災害対応を実施できるよう、相互応援協定の締結に努めるものとする。
- ② 市及び防災関係機関は、職員の安全確保を図りつつ、効率的な救助・救急活動を行うため、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努め、相互の連携体制の強化を図るとともに、職員の教育訓練を行い、救助・救急機能の強化を図るものとする。
- ③ 市及び防災関係機関は、災害時に発生する状況を予め想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努めるものとする。また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努めるものとする。

(8) 浸水対策用資機材の整備強化

注意箇所等について具体的浸水対策工法を検討し、浸水対策活動に必要な、くい木、土のう袋、スコップ、カケヤ等の防災資機材の確保並びに水防等浸水対策用倉庫の整備改善及び点検を行う。

(9) 地震計等観測機器の維持・管理

市は、震度観測点の減少等により、震度の分布状況の把握に支障をきたし、初動地震・対応に遅れが生じること等がないよう、地震計等観測機器の維持・管理に努める。

(10) 緊急地震速報の伝達体制整備

市は、迅速な緊急地震速報の伝達のため、その伝達体制及び通信施設、設備の充実を図るよう努めるものとする。

(11) 防災用拠点施設の屋上番号標示

市は、庁舎等の屋上に番号を標示し、ヘリコプターからの災害応急活動の効率化を図るよう努める。

2. 尾三消防本部等消防機関における措置

大規模地震や津波災害など多様な災害に対応できるよう、消防ポンプ自動車、救助・救急用資機材等の消防機械、消火栓、防火水槽、耐震性貯水槽等の消防用水利、火災通報施設その他の消防施設、設備の整備、改善及び性能調査を実施することにより有事の際の即応体制の確立を期する。

特に、特殊火災（危険物施設、高層ビル、地下街等）に対処するため、化学車、はしご車、化学消火薬剤等の資機材の整備を図る。

3. 情報の収集・連絡体制の整備等

(1) 情報の収集・連絡体制

市は、迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡の重要性にかんがみ、被災現場等において情報の収集・連絡にあたる要員をあらかじめ指定しておくとともに、必要に応じ航空機、無人航空機、船、車両等の多様な情報収集手段を活用できる体制を整備する。

(2) 通信手段の確保

①通信施設の防災構造化等

市等防災関係機関は、通信施設の災害に対する安全性の確保、停電対策及び危険分散、通信路の多ルート化、通信ケーブルの地中化の促進、有線・無線化、地上・衛星系によるバックアップ対策、デジタル化の促進、定期的な訓練等を通じた平常時からの連携体制の構築など、大規模停電時も含め災害時に通信手段が確保できるよう通信施設を防災構造化するほか、電気通信回線は、災害時の使用を考慮し、十分な回線容量を確保する。

②通信施設の非常用発電機

万一通信施設に被害が発生した場合に備え、非常用電源設備を、耐震性があり、かつ浸水する危険性が低いなど堅固な場所（地震災害においては耐震性があること）に整備

し、その保守点検等を実施する。

③ヘリコプター等からの映像電送システムの導入検討

被災現場の状況を迅速かつ、的確に収集・伝達するため、ヘリコプター等からの映像電送システムの導入を検討する。

④衛星通信を活用したインターネット機器の整備、活用

市は、通信が途絶している地域で、部隊や派遣職員等が活動する場合を想定し、衛星通信を活用したインターネット機器の整備、活用に努める。

(3) 被災者等への情報伝達

電気事業者は、停電時にインターネット等を使用できない被災者に対する被害情報等の伝達に係る体制の整備に努めるものとする。

また、通信事業者は、通信の仕組みや代替通信手段の提供等について利用者への周知に努めるとともに、通信障害が発生した場合の被災者に対する情報提供体制の整備を図るものとする。

4. 救助・救急に係る施設・設備等

人命救助に必要な救急車、救命ボート等の救助機械、担架、救命胴衣等の救出救助用資機材について有事の際にその機能等が有効適切に運用できるよう整備改善並びに点検する。

その際、車両や資機材を小型・軽量化するなど、被災地の道路状況が悪い場合や海路・空路を活用して被災地入りする場合も想定した救助用資機材の整備に留意するものとする。

また、市は、負傷者が多人数にのぼる場合や輸送が途絶し、又は困難な場合を想定し、応急救護用医薬品、医療資機材等の備蓄に努める。

5. 道路等の復旧等に係る施設・設備等

災害のため被災した道路等の損壊の復旧等に必要な土木機械等を整備、改善並びに点検するとともに、地震災害により一般的な車両では通行不能な場合に備え、走破性の高い災害対策用の車両を導入に努める。

また、特に防災活動上必要な公共施設等及び避難所に指定されている施設の防災点検を定期的に実施するものとするとともに、あらかじめ輸送ルートの確保計画を検討する。

6. 非常用水源の確保

震災時における応急給水用の水源について、平常時からあらかじめ選定しておく必要があるが、非常用水源の確保につき留意しておかなければならない事項は、次のとおりである。

(1) 給水対象及び給水量

非常用水源の規模決定にあたっては、次表を参考にして給水の対象人口とその単位給水量をつかんでおかななくてはならない。

地震発生からの日数	目標水量 (L/人・日)	住民の水の運搬距離	主な給水方法
発生～3日	3	概ね1km以内	耐震性貯水槽、タンク車
4日～10日	20	概ね250m以内	配水幹線等からの仮設給水栓
11日～21日	100	概ね100m以内	同上
22日～28日	被災前給水量 (約250)	概ね10m以内	仮配管からの各給水 共用栓

(2) 非常用水源の確保

非常用水源としてあらかじめ次のようなものについて選定しておいて、平素からの維持管理をしておく必要がある。

①最寄利用可能水源の利用

最寄水道水源あるいは最寄水道施設から路上配管等により応急給水する。

②水道用貯留施設の利用

浄水池、ポンプ井、配水池、配水塔、圧力タンク、耐震性貯水槽

③受水槽の利用

公共施設、ビル、病院、アパート等の受水槽を利用して応急給水する。

④プール、ため池、沈殿池、河川の利用

ア 比較的汚染の少ない水源をあらかじめ選定しておき、あらかじめ公的機関等による水質検査を受けること。

イ 飲料水等の清浄な水が必要とされる場合は、ろ水機等で処理をしたのち、塩素剤により滅菌して応急給水すること。

⑤井戸の利用

ア 浅井戸あるいは深井戸などは、地震により崩壊、水脈変化による水質・水量の変化等の心配があるので、使用にあたっては水質に十分注意してから使用すること。

イ 生活用水を確保するための災害用井戸の指定に努める。

7. 物資等の備蓄、調達供給体制の確保

(1) 市は、大規模な災害が発生した場合の被害及び外部支援の時期を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件や過去の災害等を踏まえ、必要とされる食料、飲料水（ペットボトル等）、生活必需品、燃料、ブルーシート、土のう袋その他の物資についてあらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し、それら必要な物資の供給のための計画を定めおくとともに、新物資システム（B-PLo）を活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録に努めるものとする。

特に、交通の途絶等により地域が孤立した場合でも食料・飲料水・医薬品等の救援物資の緊急輸送が可能となるよう、無人航空機等の輸送手段の確保に努めるものとする。

なお、備蓄を行うに当たっては、大規模な災害が発生した場合には、物資の調達や輸

送が平常時のようには実施できないという認識に立って、初期の対応に十分な量の物資を備蓄するほか、物資の性格に応じ、集中備蓄又は避難所の位置を勘案した分散備蓄を行うなどの観点に対しても配慮する。

また、避難生活で特に重要となる仮設トイレについても、備蓄に努めるものとする。

(2) 市は、広域応援による食料の供給が開始されるまでの期間に対処するため、家庭において可能な限り1週間分程度の食料を備蓄しておくよう啓発する。

(3) 市は、災害時に迅速に食料、飲料水、生活必需品、燃料その他の物資を調達、輸送できるよう、平常時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努めるものとする。なお、燃料については、あらかじめ、石油販売業者と、燃料の優先供給について協定の締結を推進するとともに、平常時から受注機会の増大などに配慮するよう努めるものとする。

8. 応急仮設住宅の設置に係る事前対策

市は、応急仮設住宅を迅速に供与するため、あらかじめ住宅建設に適する建設用地を選定・確保し、応急仮設住宅建設候補地台帳を作成しておく。

なお、用地の選定に当たっては応急仮設住宅の用地に関し、災害に対する安全性や洪水、土砂災害の危険性に配慮する。

9. 災害廃棄物処理に係る事前対策

(1) 災害廃棄物処理計画の策定

市は、災害廃棄物対策指針（平成30年3月改定：環境省）及び愛知県災害廃棄物処理計画（平成28年10月）に基づき、災害廃棄物処理計画を策定し、円滑かつ迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物（避難所ごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺の地方公共団体や民間事業者等との連携・協力等について、具体的に示すものとする。

(2) 広域連携、民間連携の促進

市は、中部地方環境事務所や県（環境局）と連携し、災害廃棄物対策に関する広域的な連携体制や民間連携の促進等に努めるものとする。

また、十分な大きさの仮置場・最終処分場の確保に努めるとともに、広域処理を行う地域単位で、平時に整備する廃棄物処理施設の処理能力について災害廃棄物への対応として計画的に一定程度の余裕を持たせることや処理施設の能力の維持を図る。

また、災害廃棄物の撤去等を円滑に進めるため、廃棄物担当部局、災害ボランティアセンターを運営する社会福祉協議会及びNPO・ボランティア関係団体等が平常時から連携を図り、災害時に緊密に連携して災害廃棄物の撤去等に対応するものとする。

10. 罹災証明書の発行体制の整備

- (1) 市は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定め、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、応援の受入れ体制の構築等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めるものとする。
- (2) 市は、効率的な罹災証明書の交付のため、当該業務を支援するシステムの活用について検討するものとする。

第7章 都市防災化計画

- 都市における大震火災に対する安全確保のためには、建築物等の耐震不燃化とともに、公園・緑地、街路等の防災空間（オープンスペース）を整備することが重要である。従って、「緑の基本計画」等をもとにオープンスペースを確保して良好な居住環境を創出する等、大震火災に対する防災性の向上を図ることとする。
- 広域かつ大規模な災害においては、応援部隊の活動拠点や仮設住宅設置、がれきの仮置場となる空地が不足することが想定されるため、あらかじめオープンスペースの活用方法について調整しておく。

対象場所等	方針等
木造家屋密集地	木造家屋の過密集中化は、災害時の被害増大の危険をはらんでおり、都市機能に与える影響は重大である。したがって、木造家屋が密集している地区においては、建て替え時には特に防災に留意する。
街路	街路は、災害時に機動性を確保する上で重要なものであるとともに、火災の延焼防止や避難場所、避難路としての役割をもつものであるから、街路の構造、配置、幅員は防災面に配慮して計画する。
公園・緑地	公園・緑地は、被災者の避難場所として利用されるとともに、防火帯としての役割もあることから、計画的な配置により防災都市の機能を確保する。
土地区画整理事業の推進	市街化区域内における市街地整備として土地区画整理事業を推進することにより、建築物の不燃化や延焼遮断などを進め、健全な市街地の形成と防災機能の充実を図る。

第8章 液状化対策・土砂災害等の予防

- 液状化（クイック・サンド現象）危険地域における防災対策として、住宅等の高層化によりオープンスペースを確保するとともに、支持杭の使用を奨励し、建築物の耐震性を強化するものとする。
- 地震により発生する地割れ・液状化や地すべり・がけ崩れ・山崩れ等種々の地盤災害の予防に万全を期すものとし、特に、地震災害の予防的見地から、造成地、埋立地、軟弱地盤、活断層等を十分考慮の上、土地利用の適正な規制、指導を行うものとする。
- 土砂災害危険箇所や地盤沈下地域を的確に把握し、情報を提供するとともに、市地域防災計画に県の防災上の危険区域の指定状況を反映させるなどして、必要な防災対策を積極的に実施していくものとする。

1. 適正かつ安全な土地利用への規制誘導

液状化による被害や土砂災害等の予防対策としては、土地基本法の基本理念を踏まえ、国土利用計画法に基づく国土利用計画、土地利用基本計画、さらに都市計画法をはじめとする各種個別法令等により、適正かつ安全な土地利用への規制誘導を図る。

同時に、地盤地質などの自然条件を把握する自然環境に関するアセスメント等を実施することによって、地震に伴う地盤に係る災害の予防を検討する。

2. 液状化対策の推進

(1) 液状化危険度の周知

市は、あらかじめ液状化の可能性を予測した液状化マップを作成して、市民や建築物の施工主等に周知を図る。

また、平成23年度から25年度に行った東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査の中で、250mメッシュ単位における液状化の危険度判定を実施し、県民、市町村を始め各防災関係機関に公表した。

(2) 建築物における対策工法の啓発

液状化現象は、地盤条件により発生の危険性が異なるため、市は、各地盤に対応した適切な対策工法の啓発を図る。

3. 宅地造成等の規制誘導

(1) 県（建築局、都市・交通局）及び市における措置

ア 宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等工事規制区域

県、政令指定都市、中核市は、宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に伴い災害が生ずるおそれ大きい市街地若しくは市街地となろうとする土地の区域又は集落の区

域を「宅地造成等工事規制区域」に指定し、その他の土地の区域で特定盛土等又は土石の堆積が行われた場合には、これに伴う災害により居住者等の生命又は身体に危害を生ずるおそれが特に大きいと認められる区域を「特定盛土等規制区域」に指定する。

県、政令指定都市、中核市、権限移譲市は、宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域内の工事等について、災害防止のため必要な規制を行う。

イ 造成宅地防災区域

県と協力して、大規模盛土造成地の変動予測調査を行い、降雨に起因する滑動崩落により相当数の居住者等に危害を生ずるものの発生のおそれが大きい造成宅地の区域を造成宅地防災区域として指定し、災害防止のための必要な規制を行う。

ウ 宅地危険箇所の防災パトロール

災害防止パトロールを始め、通常の防災パトロールを通じて違法な宅地造成や、危険な宅地について指導監督を強めて、宅地の安全確保に努める。

エ 宅地危険箇所の耐震化

大規模盛土造成地の位置や規模を示した大規模盛土造成地マップを作成・公表するよう努めるとともに、宅地の安全性の把握及び耐震化を実施するよう努めるものとする。

オ 既存盛土等調査

市は、宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく管内の既存盛土等に関する調査等を実施し、必要に応じ、把握した盛土等について安全性把握のための詳細調査や経過観察等を行うものとする。また、既存盛土等に危険が確認された場合については、法令に基づき監督処分や改善命令等の必要な措置を行う。

4. 土砂災害の防止

地震によって起こる土砂災害は、地震動によって直接起きるものと、地震後の降雨等により二次災害として起きるものがある。これらの対策として、「土砂災害防止工事の実施」、「地域住民への土砂災害危険箇所の周知徹底」及び「法的区域指定による土砂災害を助長・誘発する行為の規制」等を図る必要がある。

(1) 災害危険区域
・ 建築基準法第39条の規定に基づき、急傾斜地の崩壊による危険の著しい地区は、「災害危険区域」として指定される。 ・ この区域内において居室を有する建築物を建築する場合には、基礎及び主要構造部を鉄筋コンクリート造の構造とし、かつ外壁の開口部ががけに直面しないよう規制・誘導し、安全確保を図る。
(2) 急傾斜地崩壊危険区域

急傾斜地崩壊危険区域とは、がけの高さ5m以上、勾配30度以上、人家5戸以上の箇所、その土地の所有者等が崩壊防止工事を行うことが困難又は不適當と認められる区域である。このような区域では、次のような措置等により、安全確保を図る。

- ・ がけ崩れを助長したり誘発したりする行為の規制
- ・ 標識等による住民等への周知
- ・ 防災パトロール等によるがけ地の保全や管理についての住民指導
- ・ 必要に応じた防災措置の勧告や改善命令

(3) 土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域

土砂災害対策の緊急性の高い箇所について、市は県と協力して「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（平成12年法律第57号）に基づき、土砂災害警戒区域等の指定を進めるとともに、指定区域では県から提供される資料を活用し、土砂災害を防止するための警戒避難体制の整備等を図るものとする。

また、中部地方整備局及び県は、おおむね5年ごとに、土砂災害警戒区域の指定等に必要な基礎調査を行い、その結果を関係のある市町村長に通知するとともに、公表する。

なお、土砂災害特別警戒区域に指定された所では、次のような制限等がある。

- ・ 特定の開発行為の制限
- ・ 建築物の構造規制による安全確保
- ・ 建築物に対する移転等の勧告

5. 市における措置

(1) 土砂災害警戒区域に関する警戒避難体制の整備

①市防災会議は、土砂災害警戒区域等及び山地災害危険地区に関する資料を市地域防災計画に掲載し、関係住民への周知が図られるよう考慮する。

②市防災会議は、土砂災害警戒区域の指定があったときは、市地域防災計画において、当該警戒区域ごとに、次に掲げる事項について定め、警戒避難体制の充実・強化を図る。

ア 土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発令及び伝達に関する事項（エに掲げる施設の所有者又は管理者に対する土砂災害警戒情報の伝達方法等）

イ 避難施設その他の避難場所及び避難道路その他の避難経路に関する事項

ウ 土砂災害に係る避難訓練の実施に関する事項

エ 警戒区域内に、要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設）であって、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあつては、これらの当該要配慮者利用施設の名称及び所在地

オ 救助に関する事項

カ 前各号に掲げるもののほか、警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警

戒避難体制に関する事項

キ 急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合におけるエに規定する施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保するため、アに掲げる事項として土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達に関する事項

③市は、土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当情報〔土砂災害〕）が発表された場合に直ちに避難指示を発令することを基本とした具体的な避難指示の発令基準を設定する。

(2) ハザードマップの作成及び周知

警戒区域をその区域に含む場合、市地域防災計画に基づきハザードマップを作成する。作成に当たっては、土砂災害警戒区域等の範囲や避難場所、避難経路等を明示するとともに、土石流等のおそれのある区域から避難する際の方向を示すなど、実際の避難行動に資する内容となるよう努めるものとする。

また、基礎調査の結果、土砂災害警戒区域に相当することが判明した区域についても、土砂災害警戒区域の指定作業と並行して、上記と同様の措置を講じるよう努める。

なお、ハザードマップを住民等に周知するに当たっては、ホームページに加え、掲示板の活用や各戸配布、回覧板など様々な手法を活用して周知するものとする。

(3) 要配慮者利用施設の利用者の避難確保のための措置に関する計画の作成等

市地域防災計画に名称及び所在地が定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者が、避難確保計画の作成及び計画に基づく避難訓練が実施できるよう県の関係部局と連携して支援するよう努める。

なお、要配慮者利用施設を新たに市地域防災計画に位置付ける際には、施設管理者等に対して土砂災害の危険性を説明するなど、防災意識の向上を図るよう努めるものとする。

(4) 宅地危険箇所の耐震化

県と協力し、大規模盛土造成地の位置や規模の把握及び液状化被害の危険性を示した液状化ハザードマップを作成・公表するとともに、宅地の安全性の把握及び耐震化を実施するよう努めるものとする。

第9章 建築物等の安全化

- 最近の建築物の構造上の安全性は、高い技術基準が確保されているものの、耐震性は多様な要素が複雑に関わっているため、技術的水準が確保された建築物も、巨大地震により被害を受けることがある。過去の教訓からより強い地震を想定して、発災時の倒壊防止に加えて、十分な機能確保が図られるように努めるものとする。
- 住宅等を含めた建築物の耐震化・不燃化を一層推進するとともに、非構造部材の転倒・落下防止対策を推進する。
- 交通・ライフライン関係施設等は、住民の日常生活及び社会・経済活動上、欠くことのできないものであり、地震発生後の災害復旧の根幹となるべき使命を担っているため、事前の予防措置を日頃から講じておくことが重要かつ有効である。

第1節 建築物の耐震推進

1. 総合的な建築物の耐震性向上の推進

地震発生時の避難・救護拠点となる施設を始めとする既存建築物の耐震性の向上を図るため、「耐震改修促進計画」に基づき、総合的な建築物の耐震性向上の推進を図っていくこととする。

特に、地震で建築物が倒壊することによる避難路の閉塞を防ぐために、優先的に耐震化に取り組むべき避難路を指定し、その避難路沿道建築物の耐震診断の結果報告を義務付けることや、ブロック塀等の付属物の耐震対策を推進することで、対象建築物の耐震性向上を図る。

2. 「建築物の耐震改修の促進に関する法律」の適正な施行

建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づき、大規模な地震が発生した場合においてその利用を確保することが公益上必要な建築物として、指定避難所等の防災上重要な建築物（昭和56年5月31日以前に着工した既存耐震不適格建築物に限る。）を指定し、耐震診断結果の報告を義務付けることとする。

3. 日進市耐震改修促進計画

- ① 既存耐震不適格建築物の耐震改修を促進するため「耐震改修計画」の認定制度、建築物の地震に対する安全性に係る認定制度等の適正な施行に努めることとする。
- ② 「建築物の耐震改修の促進に関する法律」により策定した「日進市耐震改修促進計画」に基づき、総合的な既設建築物の耐震性の向上を推進していくこととする。
また、耐震改修促進計画において、耐震診断義務付け対象建築物として、指定避難所等の防災上重要な建築物（昭和56年5月31日以前に着工した既存耐震不適格建築物に限る。）を指定し、耐震診断結果の報告期限を定めることとする。
- ③ 学校、病院、百貨店、事務所等多数の人が利用する一定規模以上等の特定既存耐震不適格建築物の所有者・管理者等に対し、耐震診断及び耐震改修の実施について、パンフレットなどにより普及・啓発するものとする。

4. 公共建築物の耐震性の確保・向上

防災上重要な公共建築物の耐震性を確保するよう努め、新設の建築物については「耐震設計」を積極的に取り入れると同時に、「日進市耐震改修促進計画」に基づき、耐震性の向上を推進していくこととする。

また、民間の特定建築物、防災上重要な建築物及び一般の建築物についても、耐震診断の促進を図っていく。

第2節 公共施設安全確保整備計画

1. 施設管理者及び市における措置

(1) 施設の代替性及び安全性の確保

電力施設、ガス施設、上水道、工業用水道、下水道、通信施設等の管理者は、ライフライン関係施設等について、地震災害において耐震性の確保を図るとともに、系統多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保を進める。

(2) 早期復旧や予防保全の迅速化に向けた相互の連携

市は、停電や通信障害が広域的に発生する事態に備え、倒木の伐採・除去や道路啓開作業等の支援など、電気事業者、通信事業者、建設業団体、自衛隊等関係機関と早期復旧のための協力体制の整備を推進する。また、県、電気事業者及び通信事業者は、倒木等により電力供給網、通信網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、事前伐採等による予防保全や災害時の復旧作業の迅速化に向けた、相互の連携の拡大に努める。なお、事前伐採等の実施に当たっては、市との協力を努める。➡注

2. 公共施設

(1) 道路施設
地震により道路、橋梁等が被災すると、住民等の避難、消防、医療活動、緊急物資の輸送活動等に困難をもたらす。このため、各道路管理者は、日頃から施設の危険箇所の調査とこれによる補修工事及び耐震診断に基づく耐震補強を実施し、地震に強い施設の確保に努める。また、南海トラフ地震等の大規模地震への備えとして、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に基づき、広域的な避難、救助の観点から必要な道路を、沿道建築物に耐震診断の結果の報告を義務付ける道路として指定されることがある。
(2) 緊急輸送道路 ➡注
ア 地震直後から発生する緊急輸送（救助、救急、医療、消火活動及び避難者への緊急物資の輸送等）を円滑かつ確実に実施するため、必要な緊急輸送道路をあらかじめ設定し、他の道路に優先して地震防災対策を実施する。 イ 緊急輸送道路は、県により第1次・第2次（第3次）緊急輸送道路が指定されており、その道路網を基に、次の路線を本市の緊急輸送道路網（第4次）として設定する。 ・第1次・第2次緊急輸送道路網とネットワークする。 ・市役所や総合運動公園等の防災拠点を連絡する。 ・市内をネットワークする。 ・隣接市町とネットワークする。
(3) 河川堤防
各河川管理者は、地震による堤防損傷に起因する浸水の防止対策を講じる。
(4) 下水道
下水道管理者は、住民等の安全で衛生的な生活環境を確保するため、災害時における下水道施設の機能を最低限確保するよう、地震による破損が想定される箇所及び老朽化の著し

注）資料編 第9 協定書・覚書 「災害時における相互連携に関する協定」

注）資料編 第8資料 13「緊急輸送道路」

い施設の補強、整備に努めるとともに、今後新設する施設については、地質、構造等の状況を配慮して、耐震性の強化等耐震対策に努める。また、商用電力の停電時の対策として、必要に応じて自家発電設備等を整備する。

下水道施設の計画、設計、施工及び維持管理に当たっては、「下水道施設の耐震対策指針と解説（公益社団法人日本下水道協会）」及び「下水道の地震対策マニュアル（公益社団法人日本下水道協会）」に適合させ、かつ、地域や地質の実状に応じて必要な対策を講じるとともに、「下水道地震対策緊急整備計画」に基づき計画的に進めていく。

3. 公益施設

(1) 電力施設

中部電力株式会社は、災害時における電力供給を確保し、民心の安定を図るため、電力施設の防災対策に努める。

(2) ガス施設

東邦瓦斯株式会社は、地震による被害発生を軽減するとともに、万一の被害発生時には、二次災害を防止するとともに、早期復旧を図るため、その対策に努める。

(3) 上水道

- ・愛知中部水道企業団は、震災による水道の断水を最小限にとどめるため、被害箇所をできるかぎり少なくし、断水時間を短縮するよう、施設の防災性の強化に努める。
- ・市と協力をして水道施設の被災時における応急給水及び応急復旧作業を円滑に実施するため、防災用資機材の整備拡充、防災非常体制の確立を図る。

(4) 通信施設

- ・大規模地震時における通信機能の確保は、社会的な混乱の防止、災害対策の適切かつ迅速な実施の上から重要であるため、電気通信、専用通信、放送等の施設の安全性確保に全力をあげて取り組む。
- ・各種通信施設を活用した複数の通信手段（災害用伝言ダイヤル、災害用ブロードバンド伝言板など）を構築し、通信回線相互の適切な補完を図るとともに、平常時より設備の総点検を定期的実施するとともに、無線設備や非常用電源設備を耐震性のある場所へ設置する。
- ・電気通信事業者は、非常用電源の整備等による通信設備の被災対策、地方公共団体の被害想定を考慮した基幹的設備の地理的分散及び安全な設置場所の確保、応急復旧機材の配備、通信輻輳対策を推進するなど、電気通信設備の安全・信頼性強化に向けた取組を推進することに努めるものとし、特に、地方公共団体の庁舎等の重要拠点の通信確保に配慮するものとする。

(5) 鉄道

名古屋鉄道株式会社は、構造物の補修及び改良を図って、耐震性の強化並びにその整備に努める。また、運転規制や巡回、点検等によって予防対策を講ずる。

(6) 農地、農業用施設

農地及び排水機、樋門、水路、ため池等の農業用施設の災害は、農地や農業用施設のみならず、一般公共施設等にも被害が及ぶことが予想されるため、老朽化した施設等の整備を推進するとともに、農業用施設の地震対策調査を行う。

また、防災重点農業用ため池（決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池）について、耐震化等を推進するとともにハザードマップの作成支援などを行い、適切な情報提供を図るものとする。

第3節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画

東海地震等による災害から住民等の生命、身体及び財産を保護するため、次の事項を目的として、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備を行う。

- (1) 多数の人的被害が発生するおそれのある地域において、被害要因をあらかじめ除去又は軽減する。
- (2) 地震発生後の被災地域住民等の生活を保護する。
- (3) 地震発生後の混乱を緩和し、救援活動を中心とする災害応急対策を確保する。

地震防災上整備すべき必要な施設等は、県が作成する「地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和55年法律第63号）」に基づく地震対策緊急整備事業、及び「地震防災対策特別措置法（平成7年法律第111号）」に基づく地震防災緊急事業を始めとして、南海トラフ地震防災対策推進地域でもあるため、「地震防災緊急事業五箇年計画」によっても整備する。

また、市は、地震防災対策を推進するため、上記とは別に単独事業等も実施する。

1. 地震防災施設の整備方針

各施設等の整備にあたっての基本的な考え方は次の(1)～(5)のとおりであり、これら相互の整合性を図り、総合的に推進するものとする。

(1) 防災業務施設の整備

① 消防用施設の整備及び消火用水対策

- ア 地震の発生時に予想される火災から、人命や財産を守るため、耐震性貯水槽、可搬式小型動力ポンプ等の消防用施設等の整備を図る。
- イ 河川、農業用排水施設等の流水を消火活動に活用する等、多角的な水源確保に必要な施設の整備を図る。

② 通信設備及び情報処理体制の整備

- ア 地震発生時及び東海地震注意情報・予知情報・警戒宣言発令時に予想される電話の輻輳、途絶に対応する情報体制の整備を図る。
- イ 市は、初動対応に遅れ等が生じないように、地震計等観測機器の維持・管理に努める。
- ウ 緊急地震速報を迅速に伝えるため、その伝達体制及び通信施設、設備の充実を図るよう努める。
- エ 防災に関する情報の収集、伝達等の迅速化及び情報システムの高度化を図るため、防災上重要な施設相互間における情報連絡網の整備とともに、無線設備等の整備を図る。画像監視カメラ、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、インターネット、ワンセグ等、情報収集や連絡のシステムの整備に努め、伝達手段の多重化、多様化を図る。
- オ 災害時の停電に備え非常用電源設備等もあわせて整備を図る。

(2) 地域の防災構造化

① 避難所等の整備

- ・市は、地域の実情に応じた避難者数を想定し、避難所等の適切な整備を図る。また、避難者が最寄りの避難所等へ避難できるよう、必要に応じて行政界を越えての避難を考慮して整備する。

② 避難路の整備

- ・幹線避難路等について、所要避難時間の短縮、避難有効幅員の拡大、避難路の安全性の向上等、避難の円滑化を図る。

③ 消防活動用空地の整備

- ・人口密集地等で人家が連続し、道路未整備の区域では、十分な消防活動を行うことができないおそれがあるため、道路の拡幅等による消防活動空間の確保に努める。

④ 共同溝・電線共同溝等の整備

- ・災害時におけるライフライン機能の確保のため、共同溝・電線共同溝、水管等の公益施設を収容するための施設について、各事業者及び地元と調整を行いつつ整備を図る。

⑤ 老朽住宅密集市街地地震防災対策

- ・建物の倒壊や火災延焼の危険性が高い老朽住宅密集市街地の解消のため、市街地の面的な整備、建築物の耐震、不燃化等により地震に強い都市構造の形成を図る。

(3) 緊急輸送道路の整備

① 道路の整備

- ・地震発生時に予想される道路の寸断に備え、緊急輸送のためのルートの多重化や代替性を考慮し、空路を含めた緊急輸送ネットワーク（橋梁等社会基盤施設を含む。）を構築する。
- ・市役所や総合運動公園等の防災上重要な拠点と知事が指定した緊急輸送道路とを結ぶ道路を整備し、事前に交通障害の解消又は軽減措置を図る。

② 防災ヘリポートの整備

- ・緊急輸送、救援活動等において空路を有効に活用するため、防災ヘリポート及びその付帯設備の整備を図る。

(4) 防災上重要な建物の整備

① 医療救護施設の整備

- ・在院患者の安全と医療救護機能を維持するため、病院施設の耐震化の促進を図る。

② 社会福祉施設の整備

- ・社会福祉施設の利用者等を地震災害から守るため、施設の耐震化を図る。

③ 学校等施設の整備

- ・児童生徒等の生命の安全を確保するとともに、円滑な避難等の災害応急対策を実施するため、学校等施設の耐震化を図る。

④ 不特定多数の人が利用する公共施設の整備

- ・教養文化施設、集会施設、スポーツ施設、レクリエーション施設等、不特定多数の人が利用する公共施設の耐震化を図る。

⑤ 庁舎、消防施設等の整備

- ・庁舎、消防施設、緊急物資集積所等、災害対策の拠点となる施設の耐震化を図る。

⑥ 地域防災拠点施設

- ・地域の防災活動を円滑に実施するため、また平常時には防災に関する広報、訓練を実施するための拠点となる施設の整備を図る。
- ・災害応急対策及び応急復旧工事の拠点として活用できるよう、交通広場等のオープンスペースの整備を図る。

(5) 災害応急対策用施設等の整備

①上水道（愛知中部水道企業団）

震災による断水を最小限にとどめるとともに、被災時の応急給水及び応急復旧作業を円滑に実施するため、次の措置をとる。

- ・施設の防災性の強化

水道施設の耐震性については、施設の新設拡張、改良等の際に十分に耐震設計及び耐震施行を考慮する必要がある。特に避難路においては、円滑な避難を確保するため、水道管等による二次災害を軽減するための措置を施すことに努めるとともに、軟弱地盤地帯に等における特殊工法などの調査研究に努めることも大きな課題である。また、商用電力の停電時の対策として、必要に応じて自家発電設備等を整備する。さらたに、水道施設による二次災害の防止と応急給水を確保する観点から、配水池等において緊急遮断弁を設置していく必要がある。被災時の給水基地となる配水池等の増設及び耐震性を強化する。また、老朽管の更新を進めるとともに、指定避難所や医療施設（重要給水施設※）などの給水拠点までは管路の耐震化に努める。

- ・応急給水体制と防災用資機材の整備拡充
- ・防災非常時の協力体制の確立

※重要給水施設、県（市）指定災害拠点病院、市役所

② 防災備蓄倉庫の整備

- ・食料、生活必需品等の物資及び防災資機材の備蓄のため、防災備蓄倉庫の整備を図る。

③ 応急救護設備等の整備

- ・負傷者の応急救護等の救護機能を確保、強化するため、救護設備その他の応急的な措置に必要な設備又は資機材の整備を図る。

④ 緊急輸送用車両等の整備

- ・緊急輸送及び情報収集を迅速に行うため、車両の整備を図る。

2. 地震対策緊急整備事業計画

概要	内容	地震防災対策強化地域について、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する計画
	対象地域	地震防災対策強化地域
	作成主体	県知事

	依拠する 法律等	「地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」第3条第1項に掲げる施設等の整備に関する事項
	備考	一部の事業については、国の補助率かさ上げがある。
経緯		昭和55年に初めて5カ年計画として作成し、その後、昭和60年度、平成2年度、平成7年度、平成12年度、平成17年度、平成22年度、平成27年度の7回、それぞれ5年間期間を延長しつつ計画を修正し、この計画に基づき事業を実施してきている。

3. 地震防災緊急事業五箇年計画

概要	内容	都道府県地域防災計画に定められた事項のうち、地震防災上緊急に整備すべき施設等に関する五箇年計画		
	対象地域	愛知県全域		
	作成主体	県知事		
	依拠する法律等	「地震防災対策特別措置法」第3条第1項に掲げる施設等の整備		
	備考	一部の事業については、国の補助率がさ上げがある。		
経緯	平成8年度から平成12年度を計画期間とする第1次五箇年計画を作成し、その後、平成13年度から平成17年度を計画期間とする第2次五箇年計画により事業を実施し、平成18年度から平成22年度を計画期間とする第3次五箇年計画、平成23年度から平成27年度を計画期間とする第4次五箇年計画、平成28年度から令和2年度を計画期間とする第5次五箇年計画令和3年度から令和7年度を計画期間とする第6次五箇年計画に基づき事業を実施している。			
実施事業	第2次五箇年計画に基づくもの：			
	事業名	事業の概要	経費(百万円)	整備年度
	地域防災無線設置事業	避難所等への無線機の設置	150	16

4. その他の事業

市は、地震防災対策事業の推進を図るため、市単独及び国、県が交付する補助金等を活用し地震防災対策事業を実施する。

第4節 文化財の保護

文化財の保護のため、住民の愛護精神の高揚を図るとともに、文化財の適切な保護、管理体制の確立、防災施設の整備を図る。

1. 市における措置

- ① 文化財に対する住民の愛護精神を高め、防災思想の普及を図る。
- ② 管理者に対する防災知識の普及を図るとともに、管理、保護について指導、助言を行う。
- ③ 災害が発生した場合に備え、管理者等は、県及び消防関係機関等との連絡・協力体制を確立する。
- ④ 適時、適切な修理を実施し、予想される被害を未然に防止する。
- ⑤ 自動火災報知設備、貯水槽、防火壁、消防活動用空地等の施設の設置を促進する。
- ⑥ 文化財並びに周辺の環境整備を常に実施する。

2. 応急的な対策

被害発生時の現場保存や緊急的保存措置の指導を行い、火災・散逸などの二次災害防止に努める。

第10章 火災予防・危険性物質の防災対策

第1節 火災予防対策計画

住宅の過密化や建築物の多様化、危険物需要の拡大等により、地震発生に伴って大規模火災の発生及び人的、物的被害が生じることが予想される。このため、市及び尾三消防本部は、消防力の強化に併せて、火災予防のための指導の徹底に努める。

1. 一般家庭に対する指導

市は、消防団、自主防災組織等と協力して、一般家庭に対し住宅用火災警報器、消火器具及び消火用水の確保の普及徹底を図るとともに、これら器具の取扱い方を指導し、初期消火活動の重要性を認識させ、地震時における初期消火活動の徹底を図るものとする。

(1) 住宅用防災機器の普及

住宅における出火防止、火災の早期発見、初期消火、延焼防止、通報、避難に役立てるため、住宅用防災機器、その他の物品及び機械器具の普及促進を図る。

(2) コンロ、ストーブ等からの出火の予防

市は、市民に対し、地震を感じたら消火すること、耐震自動消火装置を設置すること、火気周辺に可燃物を置かないことなどを普及啓発する。

(3) 電気器具からの出火の予防

市は、市民に対し、地震を感じたら安全が確認できるまで、コンセントを抜き、特に避難する場合はブレーカを落とすことなどを普及啓発する。

2. 防火対象物の防火体制の推進

多数の者が利用する防火対象物では、火災が発生した場合の危険性が高い。このため、尾三消防本部は、消防法に規定する防火対象物については防火管理者を必ず選任させ、震災対策事項を加えた消防計画の作成を指導し、この計画に基づく消火、避難訓練、消防用設備等の点検整備等の実施により、防火対象物に対する防火体制の推進を図る。

3. 立入検査の強化

尾三消防本部は、消防法第4条に規定する立入検査を強化し、防火対象物の用途、地域等に応じ計画的に実施し、当該区地域内の防火対象物の状況を把握するとともに、火災発生危険の排除に努め、予防対策の万全な指導を行うものとする。

4. 危険物等の保安確保の指導

(1) 危険物等保安確保の指導

尾三消防本部は、消防法の規制を受ける危険物施設等の所有者、管理者又は占有者に対し、自主保安体制の確立、保安要員の適正な配置、危険物取扱従事者等に対する保安教育を計画的に実施し、当該危険物等に対する保安の確保に努めるよう指導する。

また、これら施設等について、消防法の規定による立入検査を必要に応じて実施し、災害防止上、必要な助言又は指導を行うものとする。

なお、少量危険物施設並びに指定可燃物施設にあっては、危険物施設に準じて立入検査等を実施するものとする。

(2) 震災時の出火防止対策の推進

市は、地震時における電気に起因する火災を防止するため、感震ブレーカー等の普及や、自宅から避難する際にブレーカーを落とすことについて啓発を図るものとする。

5. 建築同意制度の活用

市及び尾三消防本部は、建築物の新築、増築等に際し、計画の段階で防火上の安全性を確保できるよう、消防法第7条に基づく建築同意制度の効果的な運用を図る。

第2節 危険性物質等防災計画

地震時に危険性物質等施設の火災や危険性物質等の流出が発生した場合は、周辺地域に多大な被害が生じるおそれがあることから、危険性物質等を取り扱う事業所等においては、施設等の耐震性強化とともに、保安及び自衛体制の充実を図り、地震被害の防止に努める。

市及び尾三消防本部は、消防法等各種法令に基づき、防災指導及び教育を行う。

第11章 広域応援・受援体制の整備

市は、地震災害が発生した場合に、速やかに災害応急活動等が実施できるよう、あらかじめ応援協定を締結するなど、広域的な応援体制の整備を図るとともに、国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れるための受援体制の整備に努める。応援協定の締結にあたっては、大規模な地震等による同時被災を避ける観点から、近隣の団体に加えて、遠方にある団体との協定締結も考慮するものとする。

第1節 広域応援・受援体制の整備

(1) 応援協定の締結等

①相互応援協定の締結

市は、災害対策基本法第49条の2に基づき、県、市町村等との相互応援に関する協定の締結に努めるものとする。

②技術職員の確保

市は、土木・建築職などの技術職員が不足している市町村への中長期派遣等による支援を行うため、技術職員の確保及び災害時の派遣体制の整備に努めるものとする。

③民間団体等との協定の締結等

市は、災害対策基本法第49条の3に基づき、民間団体等と応援協定を締結するなど必要な措置を講ずることにより、各主体が災害発生時に迅速かつ効果的な災害応急対策を行えるよう努めるものとする。民間団体等に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）については、あらかじめ、民間団体等との間で協定を締結しておく、輸送拠点として活用可能な民間団体等の管理する施設を把握しておくなど協力体制を構築し、民間団体等のノウハウや能力等を活用するものとする。また、相互支援体制や連携体制の整備に当たっては、訓練等を通じて、発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うなど、実効性の確保に留意すること。

(2) 受援体制の整備

受援体制の整備

- ・市は、国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うため、以下のような受援体制の整備に努めるものとする。

①受援担当者の選定、執務スペース等の確保

庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペース等の確保を行うものとする。その際、感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮する。

②宿泊場所等の確保

応援職員等の宿泊場所の確保が困難となる場合も想定して、応援職員等に対して紹介できる、ホテル・旅館、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地な

ど宿泊場所として活用可能な施設等のリスト化に努めるものとする。 ③訓練等の実施 市は、訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受け入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努めるものとする。
(3) 他自治体災害時の応援活動体制の整備 ・被災市町村から応援要請を受け、又は緊急を要し応援要請を待ついとまがなく派遣しようとする場合は、日常業務に支障をきたさないよう、支援体制の整備を図る。 ・派遣職員は、被災地において被災市町村から援助を受けることのないよう、自己完結型の体制とする。

市及び防災関係機関は、応援要請を行うにあたって、以下の点に留意するものとする。

主体	内容
市及び防災関係機関	① 資料の提供及び交換 防災関係機関は、災害対策上必要な資料又は調査の成果を相互に交換する。 ② 応急措置等の要請 ・防災関係機関相互における応援要請又は応急措置の要請について、あらかじめ手続きを定めておく。 ・市長は、本市の地域にかかる災害について適切な応援措置を実施するため、災害対策基本法第67条の規定により他市町村に対して協定に基づき応援を求めることができる。 ③ 費用の負担 費用の負担については、災害対策基本法（同法第7章）ほか、協定締結内容による。 ④ 救援隊等の要請 市長は、大規模な災害が発生した場合、愛知県内広域消防相互応援協定に基づき、援助要請及び緊急消防援助隊の要請を行うものとする。

第2節 応援部隊等に係る広域応援・受援体制の整備

主体	内容
市及び尾三消防本部	① 緊急消防援助隊 ア 大規模災害時に人命救助活動等の消防応援を行う緊急消防援助隊を充実強化するとともに、実践的な訓練等を通じて消防活動能力の向上及び受援体制の確立に努める。 イ 南海トラフ地震等における国全体の運用方針等や最大震度に応じた迅速出動により、地震発生直後から愛知県への応援出動が行われることを考慮して、受援体制を早急に整えるための準備に努める。 ② 広域航空消防応援 大規模特殊災害が発生した場合に「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づく広域航空消防応援が円滑、迅速に実施できるように努める。 ③ 愛知県内広域消防相互応援協定 愛知県内に大規模災害等が発生した場合において、「愛知県内広域消防相互応援協定」に基づく消防応援活動が、迅速かつ的確に実施できるように努める。

第3節 支援物資の円滑な受援供給体制の整備

1 市における措置

(1) 災害時の円滑な物流に向けた体制の検討

市は、円滑に国等からの支援物資の受入・供給を行うため、地域内輸送拠点等（以下、「物資拠点」という。）の見直しを始め、物資拠点における作業体制等について検討を行うとともに、関係機関との情報の共有に努めるものとする。

また、緊急輸送が円滑に実施されるよう、あらかじめ、運送事業者等と物資の保管、荷捌き及び輸送に係る協定を締結するなど体制の整備に努めるものとする。この際、市は、災害時に物資拠点から指定避難所等までの輸送手段を含めた体制が速やかに確保できるよう、あらかじめ、適切な物資拠点を選定しておくよう努めるものとする。

さらに、輸送協定を締結した民間事業者等の車両は、あらかじめ緊急通行車両確認標章等の交付を受けることができることについて、周知及び普及を図るものとする。

(2) 訓練・検証等

市は、災害時に支援物資を円滑に搬送するため、連携して物資拠点等における訓練を行うとともに、訓練検証結果や国、県、市、その他防災関係機関等の体制変更、施設、資機材等の整備の進捗に応じて、随時、計画等の必要な見直しに努めるものとする。

第4節 防災活動拠点の確保等

1 市における措置

- ・災害時の応援要請・受入れが迅速かつ円滑に行えるよう、応援要請手段、受入窓口や指揮系統、情報伝達方法等を整備するとともに、職員への周知徹底を図る。
- ・平常時から協定を締結している他市町村及びその他防災関係機関等との間で、共同訓練、情報交換等を実施する。
- ・大規模な災害が発生し、市内外からの広域的な応援を受ける場合には、自衛隊・警察・消防をはじめとする広域応援部隊等の人員・資機材・物資の集結・集積に必要な活動拠点について、関係機関と調整の上、確保に努める。
- ・緊急輸送ルート等の確保にあたっては、多重化や代替性・利便性等を考慮しつつ、災害発生時の緊急輸送活動のために確保すべき道路等の輸送施設及びトラックターミナル、体育館等の輸送拠点について把握・点検するものとする。
- ・国（国土交通省）、県及び市は、防災機能を有する道の駅を地域の防災拠点として位置付け、その機能強化に努めるものとする。

第12章 災害対策基金

市と住民等が一体となって推進する災害に強いまちづくりに係る事業や災害発生に際し、市が災害救助関係の経費等にあてるため、日進市災害対策基金条例（[注](#)）に基づき、災害対策基金の積立をおこなう。

注）資料編 第 条例・要綱 5 「日進市災害対策基金条例」

第 3 編 災害応急対策計画

目次

第 1 章	活動態勢（組織の動員配備）	3-1
第 2 章	通信の運用	3-5
第 3 章	地震情報等の伝達	3-6
第 4 章	被害状況等の収集・伝達	3-8
第 5 章	広報	3-13
第 6 章	避難	3-15
第 7 章	要配慮者支援対策	3-21
第 8 章	帰宅困難者対策	3-23
第 9 章	救出	3-24
第 10 章	消防活動	3-26
第 11 章	医療救護・防疫・保健衛生対策	3-28
第 12 章	水・食品・生活必需品の供給	3-31
第 13 章	緊急輸送対策等	3-36
第 14 章	鉄道施設・ライフライン施設の応急対策	3-40
第 15 章	ボランティアの受入計画	3-49
第 16 章	応援協力・派遣要請	3-51
第 17 章	環境汚染防止及び廃棄物処理計画	3-58
第 18 章	警備・危険性物質等対策	3-61
第 19 章	遺体の取扱い	3-63
第 20 章	被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定	3-66
第 21 章	住宅対策	3-67
第 22 章	学校における対策	3-71
第 23 章	航空機の活用	3-74
第 24 章	災害救助法の適用	3-75

第1章 活動態勢（組織の動員配備）

- 地震による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、市災害対策本部等を設置し、指定地方公共機関をはじめ他の公共的団体及び住民等の協力を得て、応急対策活動を行う。
- 各防災関係機関は、応急的救助を行う等災害の拡大を防止するための活動態勢を整備する。
- 要員（資機材も含む。）の配置等については、複合災害の発生も念頭において行う。

1. 災害対策本部の組織

市長は、災害対策基本法第23条の2の規定に基づき、応急対策の推進を図る中心的な組織として災害対策本部を速やかに設置し、その活動体制を確立する。

災害対策本部は、市長を本部長として市の全機構を活用し、情報収集、災害救助その他災害に対して応急対策活動を実施するためのもので、副本部長には、副市長、教育長及び消防団長をあて、災害対策本部会議（以下「本部会議」という。）を設置する。

2. 災害対策本部の設置及び廃止

災害対策本部は、次の区分により設置する。なお、市長は、市災害対策本部の設置を県（防災安全局）へ直ちに報告するとともに、警察署、消防署等の関係機関に通報するものとする。

① 地震発生による場合

市内に震度5弱以上の地震が発生したとき。

② 東海地震に関連する調査情報（臨時）が発せられた場合

③ 市長の命令で設置する場合

地震等により地域に相当規模の災害が発生したとき、又は発生のおそれがあるときで、市長が必要と認めたとき。

災害の発生のおそれが解消し、又は災害応急対策がおおむね完了したと本部長が認めたとき、災害対策本部を廃止する。市長はその旨を県（防災安全局）へ報告するとともに、警察署、消防署等の関係機関に通報する。

3. 災害対策本部の配備

(1) 災害対策本部
災害対策本部の組織及び運営は、日進市災害対策本部条例に定めるところによることとし、その活動は日進市災害対策本部任務分担表（  注）により行う。
(2) 本部会議
① 本部会議の組織 本部会議は本部長、副本部長、各部長、及び本部長が必要と認める者で災害対策活動の基本的事項について協議を行う。 ② 本部会議で協議する事項 ・ 災害対策本部の配備体制の切り替え及び廃止に関すること。 ・ 関係機関への情報伝達及び応援要請に関すること。 ・ 避難情報の発令及び災害救助法の適用に関すること。 ・ 災害対策に要する経費の処理方法に関すること。 ③ 本部会議の開催等 本部長は、必要に応じて本部会議を招集する。

4. 災害対策本部の標識等

① 災害対策本部が設置されたときは、その設置を示す標識を庁舎正面玄関に掲げる。
② 災害活動に従事する職員は、防災服を着用することとし、状況により活動に適した服装をすることができる。

5. 非常配備体制の区分と基準

市職員は、以下の基準に基づき、各非常配備につくものとする。

種別	配備内容	配備基準
第一次 非常配備	情報連絡活動及び災害に対する警戒のため配備するもので、状況によりさらに高度の配備体制に移行できる体制とし、各部長（議会事務局長を除く）、防災安全課、財産運営課、道路河川課職員により構成するグループ体制が待機する体制とする。	・南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表されたとき ・東海地震に関連する調査情報（臨時）が発せられたとき ・市内で震度4を観測した地震が発生したとき「自動指令」➡注 ・その他本部長もしくは総務部長が必要と認めたとき
第二次 非常配備	第一次非常配備に加え、小規模な災害応急対策を実施しつつ、その後の推移を警戒するため、必要に応じ配備するもので、災害の規模等に応じ、活動に必要な人員を確保できる非常配備班とする。 警戒レベル3以上で強化体制に移行する。	・南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたとき ・東海地震注意情報が発せられたとき ・市内で震度5弱を観測した地震が発生したとき「自動指令」 ・その他本部長または総務部長が必要と認めたとき
第三次 非常配備	大規模な災害が発生又は発生するおそれがある場合で、災害応急対策を実施又は実施のために待機する体制で、全職員により活動する体制とする。	・東海地震警戒宣言が発せられたとき「自動指令」 ・市内で震度5強以上を観測した地震が発生したとき「自動指令」 ・その他本部長もしくは総務部長が必要と認めたとき

※平成29年11月1日から「南海トラフ地震に関連する情報」の運用に伴い、東海地震のみに着目した情報（東海地震に関連する情報）の発表は行わない。

注）配備基準に「自動指令」とある場合は、当該の事態が発生した場合には、配備内容に示す職員は自主参集しなければならない。

6. 非常連絡

各非常配備体制をとる場合、対象職員等への非常連絡を行う。

① 勤務時間内

防災安全課職員は、非常配備に該当する警報その他緊急情報等を受理したとき、又はその他の方法により確認したとき、もしくは市内において非常配備基準に該当する災害が発生した場合には、直ちに防災安全課長又はこれに代わる者に報告し、非常配備についての指示を仰ぐ。その後、非常配備につくよう班長又はこれに代わる職員に連絡する。

② 勤務時間外

宿日直職員は、前項と同様の情報を受理したときは、総務部長又は防災安全課長に連絡する。

③ 非常連絡系統

職員への非常連絡は、非常配備体制の班長又はこれに代わる職員から行うものとし、連絡方法の詳細は、各班において事前に定める。

7. 非常配備の場所

職員の集合場所は、第一次及び第二次非常配備の場合は災害対策本部室、第三次非常配備の場合は通常の勤務場所とする。

なお、配備場所の詳細については、各部において事前に定めておくものとする。

8. 防災関係機関等

防災上重要な機関又は施設の管理者は、地震等により災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、その所掌する災害応急対策を速やかに実施するとともに、他の防災関係機関の応急対策が円滑・的確に行われるよう、お互いに平時から災害時の対応についてコミュニケーションをとっておくこと等により、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努め、相互の緊密な協力体制を整える。また、訓練・研修等を通じて、構築した関係を持続的なものにするよう努める。

第2章 通信の運用

大規模地震災害では通信回線の輻輳や混乱が予測されるため、市及び防災関係機関は、災害に関する予報、警報及び情報その他災害応急対策に必要な指示、命令、報告等の重要な通信の確保を図る。

主体	内容
市及び防災関係機関	① 通信連絡機能の確保 ・大規模地震時には電気通信の途絶や通信手段の障害などが予測されることから、情報の交換をはじめ防災活動上、無線通信機能の確立が重要となる。 ・市は、防災行政無線による情報の収集・伝達を図るため、移動無線、可搬型無線機等の応急用資機材を確保する。 ② 通信途絶時の通信施設の利用 ア 地震時に通信施設が途絶し利用できないとき、又は利用することが著しく困難であるときは、次の無線通信施設を非常用に利用することができるものとする。 イ なお、その使用要件としては、地震が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人命の救助、災害の救援、交通通信の確保又は秩序維持のために行われる場合に限られる。 ・タクシー無線 ・民間の業務用無線 ・アマチュア無線 ・パーソナル無線 これらの非常無線通信は無線局が自ら発受するほか、災害対策関係者から依頼されたとき、又は関係機関以外の者から人命の救助、災害の救援交通通信の確保維持に関する事態にいたったときに、災害対策に対し協力をするものとする。

第3章 地震情報等の伝達

地震情報等を各機関との密接な連携のもとに、迅速かつ的確に伝達するため、その方法及び組織等について定める。

1. 情報等の種類、発表基準等

地震に関する情報は、気象庁又は名古屋地方気象台から次のような基準で発表される。

地震情報の種類とその内容

情報の種類	発表基準	内 容
震度速報	・震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（日進市は「愛知県西部」）と地震の揺れの検知時刻を速報。
震源に関する情報	・震度3以上 （津波警報又は津波注意報を発表した場合は発表しない）	「津波の心配がない」又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。
震源・震度情報	・震度1以上 ・津波警報・注意報発表または若干の海面変動が予想された時 ・緊急地震速報（警報）発表時	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度1以上を観測した地点と観測した震度を発表。それに加えて、震度3以上を観測した地域名（日進市は「愛知県西部」）と市町村毎の観測した震度を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村・地点名を発表。
推計震度分布図	・震度5弱以上	観測した各地の観測した各地の震度データをもとに、250m四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表。
長周期地震動に関する観測情報	・震度1以上を観測した地震のうち長周期地震動階級1以上を観測した場合	地域ごとの震度の最大値・長周期地震動階級の最大値のほか、個別の観測点毎に、長周期地震振動階級や長周期地震動の周期別階級等を発表（地震発生から10分後程度で1回発表）。
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等※ ・マグニチュード7.0以上 ・都市部等、著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合	地震の発生時刻、発生場所（資源）やその規模（マグニチュード）を地震発生から概ね30分以内に発表。 日本や国外への津波の影響についても記述して発表※。 ※国外で発生した大規模噴火を覚知した場合は噴火発生から1時間半～2時間程度で発表

	※国外で発生した大規模噴火を覚知した場合にも発表することがある	
その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合等	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表。

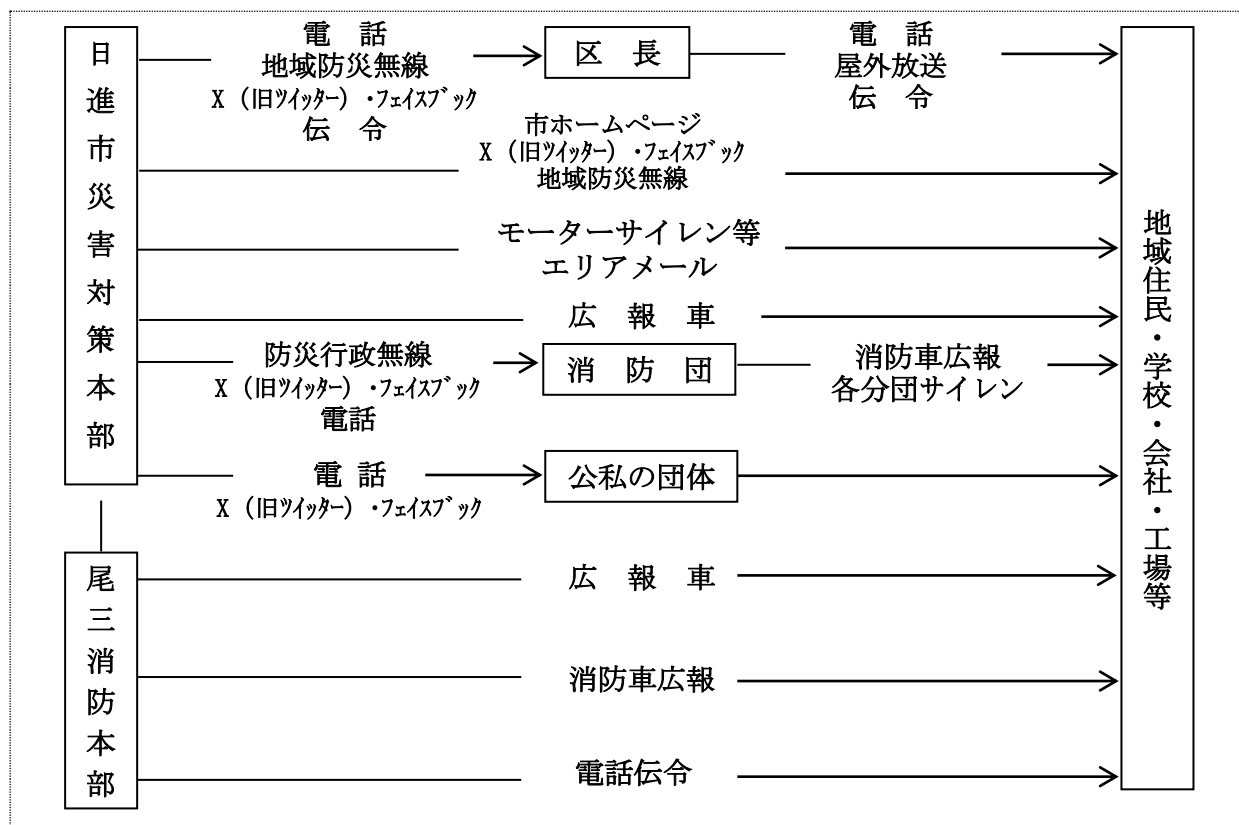
緊急地震速報の発表等

区分	情報発表の名称	内 容
地震動特別警報	「緊急地震速報（警報）」 又は「緊急地震速報」	最大震度5弱以上または最大長周期地震動階級3以上の揺れが予想されたときに(※)、強い揺れが予想される地域に対し地震動により重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して発表するもの。 このうち、震度6弱以上または長周期地震動階級4の揺れが予想される場合を特別警報に位置付ける。 ※2箇所以上の地震観測点のデータに基づく予想
地震動警報		
地震動予報	「緊急地震速報（予報）」	最大震度3以上または長周期地震動階級1以上、マグニチュード3.5以上等と予想されたときに発表するもの。

2. 情報の伝達

主体	内容
市	震度5弱以上などの重大な地震情報等の伝達を受けたとき、関係部課に周知徹底し得るようあらかじめ情報等の内部伝達組織を整備しておくとともに、次の方法により速やかに住民等に周知徹底するものとする。 ② 小学校等に設置したモーターサイレンの吹鳴パターン等による。 ② 市ホームページやX（旧ツイッター）・フェイスブックによる。 ③ 伝達組織（区長等）を通じる。 ④ 市広報車による。 ⑤ 報道機関に依頼する。 ⑥ エリアメールによる。

※伝達方法



第4章 被害状況等の収集・伝達

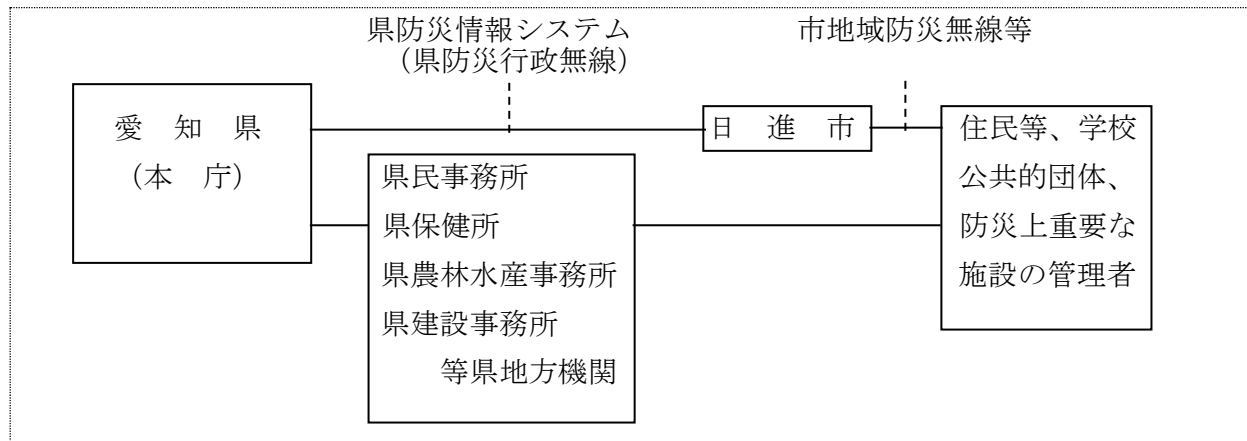
- 発災直後は、可能な限り被害規模を早期に把握するとともに、正確な情報収集に努める。
- 市及び県は、災害情報を一元的に把握するとともに、関係機関を含めて災害に関する情報を共有することができる体制のもと、相互に連携して適切な災害応急対策が実施できるよう努める。
- 市、県及び防災関係機関は、重要通信の疎通を確保するとともに、効果的な通信の運用を図るため、有線・無線の通常の通信手段を利用するほか、携帯電話や衛星通信施設、電話・電報施設の優先利用、放送事業者への放送の依頼等を行う。
- 被災者等への確かつ分かりやすい情報を速やかに公表・伝達するとともに、相談窓口の設置等により、住民等からの問い合わせに対応する。
- 各防災関係機関は、広聴活動を通じて災害地域住民の動向と要望事項の把握に努める。

1. 情報の一般的収集、伝達系統

- ① 各機関は、自己の所掌する事務又は業務に関して、積極的に自らの職員を動員し、又は関係機関の協力を得て、災害対策応急活動を実施するのに必要な情報及び被害状況を収集するとともに、速やかに関係機関に伝達を行う。
- ② 情報の収集伝達については、防災行政無線及び一般電話（FAXを含む。）のほか、市ホームページや災害時優先電話、あるいは携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）等を利用する。同時多発的に災害が発生した場合には、電話が輻輳するため防災行政無線、災害時優先電話などにより防災関係機関相互の回線を確保する。
- ③ 通信連絡用機器の設置にあたっては、非常用電源を備えるとともに、災害時に途絶しないよう、設置個所に留意する。
- ④ 災害時に住民へ確実に情報を提供するため、複数の情報伝達手段を利用することとし、地域性やそれぞれの手段の特性を考慮しながら整備を進める。
- ⑤ 報道機関と緊密な連携を図り、効率的な情報の伝達に努める。

2. 県防災情報システムの使用

各防災関係機関は、被害状況等の報告及び把握、応援等の要請などを迅速かつ的確に行うため、県防災情報システム（県防災行政無線）の効果的な使用を行う。



3. 被害状況等の収集・伝達

(1) 発見者の通報義務

地震に伴う災害が発生し、又は拡大するおそれのある異常な現象（以下「異常現象」という。）を発見した者は、直ちに市又は警察に通報する。

4. 市の措置

(1) 被害情報の収集

市長は、人的被害の状況（行方不明者の数を含む）、建築物の被害、火災、土砂災害の発生状況等の情報を収集する。

特に災害発生直後においては、概括的被害情報、ライフライン被害の範囲、医療機関にいる負傷者の状況等、被害の規模を推定するための関連情報の収集にあたる。

なお、収集に当たっては 119 番通報に係る状況等の情報を積極的に収集するとともに、必要に応じ、画像情報の利用による被害規模の把握を行う。

(2) 災害の状況及び応急対策活動情報の県への報告

市は、災害の状況（被害規模に関する概括的情報を含む）及び応急対策活動情報（応急対策の活動状況、対策本部設置状況、応援の必要性等）について、把握できた範囲から直ちに県へ報告する。

報告にあたり、市長は、被害の発生地域、避難情報の措置を講じた地域等を地図上に表示することができる県防災情報システムの防災地理情報システムを有効に活用するものとする。

(3) 安否不明者・行方不明者の情報収集

捜索・救助体制の検討等に活用するため、市は、住民登録の有無にかかわらず、市の区域内で安否不明・行方不明となった者について、県警察等関係機関の協力に基づき正確な

情報の収集に努めるものとする。また、安否不明者・行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村又は都道府県（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は直接又は必要に応じ国を通じて大使館等）に連絡するものとする。

（４）火災、災害即報要領に基づく報告

- ① 市は、火災・災害即報要領（昭和59年10月15日消防災第267号。以下「即報要領」という。）に定める即報基準に該当する火災、災害を覚知したときは、原則として、30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で、その第一報を県に報告するものとし、以後、判明した事項のうちから逐次報告する。

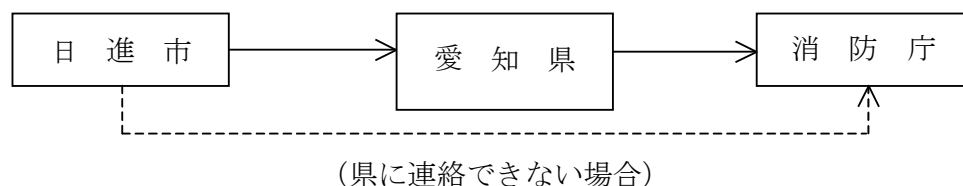
なお、第一報に際し、県に連絡が取れない場合は、直接内閣総理大臣（消防庁経由）に報告し、連絡が取れ次第、県にも報告を行うこととする。

また、一定規模以上の災害（即報要領「第3直接即報基準」に該当する火災、災害等）を覚知したときは、第一報を直接消防庁に対しても原則として30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で報告を行う。この場合において、消防庁長官から要請があった場合には、第一報後の報告についても、引き続き消防庁に対しても行う。

なお、消防機関への119番通報が殺到した場合には、即報要領様式にかかわらず、最も迅速な方法により県及び国に報告する。

- ② 確定報告にあつては、災害応急対策完了後15日以内に文書により県に報告する。

報告系統図



（５）被災者台帳の作成

被災した住民に公平な支援を効率的に行い、支援漏れや、同種の支援・各種手続きの重複を避けるため、個々の被災者の被害の状況や支援の実施状況、支援における配慮事項等を一元的に集約した被災者台帳を整備し、その情報について関係部署間で共有・活用するよう努める。

5. 重要な災害情報の収集・伝達

- ① 関係機関は、自己の所管する事項について、当該災害の状況及びこれに対して執られた措置の概要を、逐次、電話等により県又は、国（内閣総理大臣）に対して速やかに伝達を行う。
- ② 市、指定公共機関の代表者は、非常災害であると認められるときは、災害の規模の把握のために必要な情報の収集に特に留意する。
- ③ 市は、被災した住民の生死や所在等、いわゆる安否情報について、その身を案ずる近親者、当該住民を雇用する企業、在籍する学校等からの照会に対応するため、安否情報の収集に努める。ただし、安否情報の提供については、被災住民及び第三者の権利権益を不当に侵害することのないよう配慮する。

6. 報告の方法

- ① 被害状況等の報告は、迅速確実な手段を使うものとするが、県への報告は原則として県防災情報システムを有効に活用して行う。
- ② 有線電話等が途絶した場合は、地域防災無線、消防・警察無線等、他機関の無線通信施設等を利用する。
- ③ 全ての通信施設が不通の場合は、通信可能な地域まで職員を派遣するなど、あらゆる手段を尽くして報告するよう努める。

7. 市における災害応急対策活動実施のための情報収集・伝達

市は、被災状況等の情報収集のため、県の先遣・情報収集チームを受入れるものとする。先遣・情報収集チームは、情報を市災害対策本部に伝達するとともに、逐次、愛知県災害対策本部尾張方面本部へ報告する。

第5章 広報

- 震災時の混乱した事態に、民心の安定、秩序の回復を図るため、災害の状態、災害応急対策の実施状況等を住民等に迅速かつ的確に周知するよう、各防災関係機関は緊急事態用広報計画を作成するものとし、広報活動を展開するものとする。
- 混乱が終息した後は、民心の安定と速やかな応急対策の実施を図るため、防災関係機関は広聴活動を行い、災害地域住民の動向と要望事項の把握に努める。

主体	内容
市、消防及び警察等防災関係機関	① 広報活動 <u>ア 広報の手段</u> ・報道機関（テレビ・ラジオ局、ケーブルテレビ、通信社、新聞社）への情報提供 ・防災行政無線 ・市ホームページやX（旧ツイッター）・フェイスブックへの掲載 ・携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）による情報提供 ・広報紙等の配布 ・広報車の巡回 ・掲示板への貼り紙 ・その他の広報手段 <u>イ 広報の内容</u> ・災害発生状況 ・災害応急対策の状況 ・交通状況 ・給食・給水実施状況 ・衣料・生活必需品等の供給状況 ・地域住民のとるべき措置 ・避難情報、避難所及び救護所 ・その他必要事項 <u>ウ 広報活動の実施方法</u> ・避難情報等については、災害情報共有システム（Lアラート）を活用して迅速かつ的確に情報発信を行う。 ・各防災関係機関は、臨時広報紙等の配布、掲示板や緊急速報メール機能、ホームページ、ソーシャルメディアの利用等あらゆる媒体を有効に活用して広報活動を行う。特に、停電や通信障害発生時は、被災者が情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報についてはチラシの貼り出し、配布等の紙媒体や広報車でも情報提供を行うなど、適切に情報提供を行う。

	② 災害広聴 混乱が終息したときは、各防災関係機関は、できるかぎり相談窓口等を開設し、被害を受けた住民等からの相談、要望等を聴取の上、必要な応急対策の推進にあたる。
	③ 報道機関に対する情報発表 災害対策の重要な事項は、必ず報道機関に対し発表するとともに、収集された情報についてもその内容を各報道機関に提供する。各報道機関が行う取材活動については、適切に対応・協力する。

第6章 避難

第1節 避難対策

市長等は、災害対策基本法等に基づき、必要に応じて避難のための可能な措置をとることにより、住民等の生命、身体の安全の確保に努めるものとする。

1. 市における措置

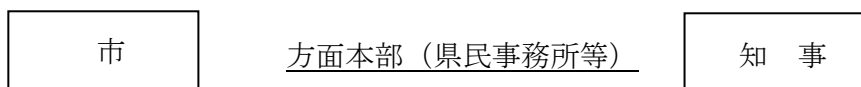
(1) 避難の指示等

地震に伴うその他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、特にその必要があると認められるときは、避難のための立退きを勧告又は指示する。

(2) 知事等への助言の要求

市長は、避難のための立退きを勧告し、若しくは指示し、又は「屋内安全確保」の安全確保措置を指示しようとする場合において必要があると認めるときは、名古屋地方気象台、中部地方整備局又は知事に対し助言を求めることができる。さらに、避難指示等の発令に当たり、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切に判断するものとする。

(3) 報告（災害対策基本法第60条第4項）



(4) 他市町村又は県に対する応援要求

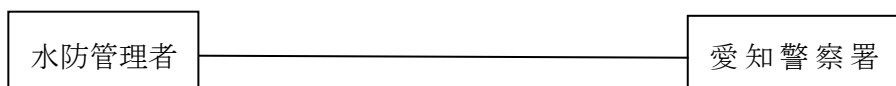
市は、自ら避難者の誘導及び移送の実施が困難な場合、他市町村又は県へ避難者の誘導及び移送の実施又はこれに要する要員及び資機材につき応援を要求する。

2. 水防管理者における措置

(1) 立退きの指示

著しい危険が切迫していると認められるときは、立退くことを指示する。

(2) 通知（水防法第29条）



3. 避難の措置と周知

避難の指示を発令した者又は機関は、速やかに関係各機関に対して連絡するとともに、当該地域の住民等に対してその内容の周知を図るものとする。

(1) 住民等への周知徹底

避難の指示等は、災害の状況及び地域の実情に応じ、防災行政無線をはじめとした伝達手段を複合的に利用し、対象地域の住民に迅速、的確に伝達する。

伝達手段としては、防災行政無線、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、モータ

ーサイレン（下表参照）、市ホームページやX（旧ツイッター）・フェイスブック、広報車の巡回、あるいは自主防災組織・自治会等を通じた電話連絡や戸別伝達による。

このほか、災害情報共有システム（Lアラート）に情報を提供することにより、テレビ・ラジオや携帯電話インターネット等の多様で身近なメディアを通じて住民等が情報入手できるよう努める。

状況	サイレンパターン
東海地震 警戒宣言発令 （地震防災信号）	「45 秒吹鳴・15 秒休止」を9回繰り返す ○45 秒ー 休止 15 秒 ○45 秒ー 休止 15 秒...

（2）関係機関の相互連絡

市、県、警察署、消防署、自衛隊等は、避難の措置を行ったときは、その内容につき相互に通報連絡する。

4. 避難の誘導等

- （1）市職員、警察官、消防署員、消防団員その他の避難措置の実施者等は、住民等が安全かつ迅速に避難できるよう、避難先への誘導に努めるものとする。
- （2）誘導にあたっては、できるかぎり自主防災組織等ごとの集団により避難し、避難行動要支援者の避難を優先して行う。
- （3）避難行動要支援者の安否確認、避難誘導の実施にあたっては、社会福祉施設等を含め、民生委員・児童委員や地域住民と連携して行うものとする。
- （4）市は避難場所等に避難した者のうち、住居等が喪失するなど、引き続き救助を要する者に対して、避難所を開設し、避難行動要支援者に配慮して受入れ保護する。
- （5）市は、指定緊急避難場所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れるものとする。

5. 応援協力関係

- （1）市は、自ら避難者の誘導及び移送の実施が困難な場合、他市町村又は県へ避難者の誘導及び移送の実施又はこれに要する要員及び資機材につき応援を要請する。
- （2）市は、自ら避難所の開設が困難な場合、他市町村又は県へ避難所の開設につき応援を要請する。
- （3）市は、災害が発生し、被災した住民の市域を越えての避難が必要となる場合は、県内の他の市町村への受入れについては、避難先市町村と直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては、避難先都道府県との協議を県に要求する。

第2節 避難所の開設・運営

市は、地震災害のため避難した居住者や滞在者等や被災した住民等を、一時的に滞在させるための施設として、避難所を必要に応じて開設するものとする。また、避難所を開設する場合は、あらかじめ施設の安全性を確認するものとする。ただし、ライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討するものとする。

また、避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等を適切に県に報告し、県は、その情報を国に共有するよう努めるものとする。

また、市及び県は事前に避難所として指定した施設等の破損に備えて、避難用テントの備蓄等を計画的に進めるとともに、災害時には、「愛知県避難生活支援マニュアル」や市の「日進市避難所運営マニュアル」、「避難所活動マニュアル」等に基づき、避難所の円滑な運営を図る。

要配慮者に配慮して、被災地以外の地域にあるものを含め、福祉避難所を開設したり、旅館・ホテル等を避難所として借り上げるなど、多様な避難所の確保に努める。

1. 避難所の条件

市は、あらかじめ災害対策基本法施行令に基づいて避難所を指定し、当該避難所の所有者又は管理者の承諾を得る。その際、次の事項を十分に勘案することとする。

- ① 被災者に対する救援・救護活動を実施することが可能な地域で、耐震、耐火の建築物があるか、もしくは仮設住宅やテント等を設置することが可能な規模を有する。
- ② 周囲にがけ崩れのおそれのあるがけ、石垣等がない。
- ③ 地割れ、崩落等が予想されない地盤地質地域にある。
- ④ 周囲に多量の可燃物資の貯蔵施設がない。
- ⑤ 避難場所との距離が比較的短く、その経路が安全と認められる。
- ⑥ その他、被災者が生活する上で、市が適すると認める場所である。

2. 避難所の運営

市は、避難所内の混乱を防止し、安全かつ適切な管理を図るため、避難所には市の職員等を配置するとともに、避難所の運営にあたっては、次の点①～⑫に留意する。

なお、大規模地震時には避難生活が長期化し、避難者の心身の健康を損なうことも想定されるため、避難所における生活環境の整備に努めるものとする。

- ① 避難所運営マニュアルに基づく避難所運営
市や県が作成した避難所運営マニュアルに基づき、避難所の円滑な運営を図る。
- ② 避難者の把握
必要な物資などの数量を確実に把握するため、避難者に世帯単位での登録を求め、避難所ごとに避難している人員の把握に努める。なお、収容能力からみて支障があると判断

したときは、速やかに適切な措置を講じる。

また、避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるものとする。

③ 避難所が危険になった場合の対応

避難所が万一危険になった場合、再避難等についての対策を把握し、混乱のないよう適切な措置を講じる。

④ 避難者のニーズ把握と生活環境、プライバシーへの配慮

避難者のニーズを早急に把握し、避難所における生活環境に注意を払い、良好な生活の確保に努めるとともに、避難者のプライバシーの確保に配慮すること。そのため、避難所開設当初からパーティションや段ボールベッド等の簡易ベッドを設置するよう努めるとともに、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じること。

人権侵害の防止（ドメスティックバイオレンス等の暴力防止）等に配慮する。

⑤ 避難所運営における女性の参画等

避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努める。

⑥ 避難者への情報提供

市の災害対策本部と情報連絡を行い、正しい情報を避難者に知らせて、流言飛語の流布防止と不安の解消に努める。特に、自宅での生活への復帰を避難者へ促す目安となるよう、ライフラインの復旧状況等、日常生活に関わる情報を避難所にも提供するように努める。また、目の見えない人や耳の聞こえない人、外国人等へ情報提供方法について、「日進市避難所運営マニュアル」の「避難所利用者の事情に配慮した広報の例」を参考に配慮する。

⑦ 要配慮者へ支援

避難所内に要配慮者がいる場合は、民生委員・児童委員、自主防災組織、ボランティアなどの協力を得て、速やかに適切な措置を講ずるとともに、必要に応じて福祉避難所を早期に開設するよう努める。

⑧ 物資の配給等避難者への生活支援

給食、給水、その他当面必要とされる物資の配給等、避難者への生活支援にあつては、公平に行うことを原則として、適切迅速な措置をとること。

また、内閣府が作成した「避難生活における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」を踏まえ、栄養バランスの取れた適温の食事の提供等質の確保にも配慮すること。

なお、食物アレルギーや宗教上の理由等により食べられないものがある者について、「日進市避難所運営マニュアル」を参考に配慮する。

⑨ 避難所以外の場所に滞在する被災者への対応

避難所のハード面の問題や他の避難者との関係等から、在宅や車中、テントなどでの生活を余儀なくされる要配慮者や、災害が収まった後に家屋の被害や電気、水道、ガス等のライフラインの機能低下により生活が困難となった被災者等が一人ひとりの事情や状況に応じて適切な場所で避難生活を送ることができるよう、内閣府が作成した「在宅・車中泊避難者等の支援の手引き」を踏まえ、避難生活の環境整備に必要な措置を講じる。

⑩ 在宅避難者等の支援拠点

在宅避難者等の支援拠点が設置された場合は、利用者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を支援のための拠点の利用者に対しても提供するものとする。

⑪ 車中泊避難を行うためのスペース

車中泊避難を行うためのスペースが設置された場合は、車中泊避難を行うためのスペースの避難者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を車中泊避難を行うためのスペースの避難者に対しても提供するものとする。この際、車中泊避難の早期解消に向け、必要な支援の実施等に配慮するよう努めるものとする。

⑫ 避難者、自主防災組織、ボランティア等の協力による運営

避難所における情報の伝達、生活物資の配給、清掃等について、避難者、自主防災組織、避難所運営について専門性を有したNPOやボランティア等の協力が得られるよう努める。

⑬ ペットの取扱

必要に応じて、ペットの飼養場所の確保に努めるものとし、ペットと同行している避難者に対し、「避難所ペット登録台帳」に登録するとともに、飼養場所や飼養ルールを飼い主及び避難者へ周知・徹底を図る。 ➡注3

また、飼い主等からのペットの一時預かり要望への対応等について、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。

⑭ 避難の長期化に伴う対応

避難の長期化等必要に応じて、以下の項目等の把握に努め、栄養バランスのとれた適温の食事や、入浴、洗濯等の生活に必要な水の確保、福祉的な支援の実施など、必要な措置を講じるよう努めるものとする。

(ア) プライバシーの確保状況

(イ) 入浴施設設置の有無及び利用頻度

(ウ) 洗濯等の頻度

(エ) 医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度

(オ) 暑さ・寒さ対策の必要性

(カ) 食料の確保、配食等の状況

(キ) し尿及びごみの処理状況

(ク) 避難者の健康状態

(ケ) 指定避難所の衛生状況

⑮ 公衆衛生の向上のための事業者団体への要請

市は、災害発生後、一定期間が経過し、避難所の被災者に対する理容及び美容の提供、被災者に対する入浴の提供、及び避難所等で被災者が使用する自治体所有の毛布、シーツ等のクリーニングの提供を必要とする場合は、「生活衛生同業組合との災害時における被災者支援に関する協定」（県と県内5つの生活衛生同業組合との協定）に基づき、県を通じ生活衛生同業組合へ要請する。避難所の衛生的な環境の確保が困難となった場合は、「災害時における避難所等の清掃業務の支援に関する協定」に基づき、県を通じ一般社団法人愛知ビルメンテナンス協会へ業務の提供を要請するなど避難所の公衆衛生の向上に努めるものとする。

⑯ 感染症対策

市は、被災地において感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努めるものとする。

3. 災害救助法の適用

災害救助法が適用された場合の救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則（昭和40年愛知県規則第60号）による。 ➡[注4](#)

4. 被災者台帳の作成

被災した住民に公平な支援を効率的に行い、支援漏れや、同種の支援・各種手続きの重複を避けるため、個々の被災者の被害の状況や支援の実施状況、支援における配慮事項等を一元的に集約した被災者台帳を整備し、その情報について関係部署間で共有・活用するよう努める。

注3) 資料編 第10 様式4「避難所ペット登録台帳」

注4) 資料編 第6 災害救助法 2「災害救助法施行細則」第5条関係「収容施設の供与」

第7章 要配慮者支援対策

1. 避難行動要支援者の安否確認・避難誘導

地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員等の避難支援者の協力を得つつ、避難行動要支援者へ情報伝達を行うとともに、安否確認・避難誘導を実施するものとする。

2. 避難行動要支援者の避難支援

① 避難のための情報伝達

要配慮者のうち、災害時において自ら避難することが困難であって、円滑かつ迅速な避難の確保の観点で特に支援を要する避難行動要支援者に対しては、防災無線や広報車など複数の手段を組み合わせるとともに、障害者等にあってはその障害区分等に配慮した多様な手段を用いて情報伝達を行う。

② 避難行動要支援者の避難支援

平常時から名簿情報を提供することに同意した避難行動要支援者については、名簿情報に基づいて避難支援を行う。その際、避難支援等関係者の安全の確保、名簿情報の提供を受けた者に係る守秘義務等の措置を講ずる。

また、平常時から名簿情報を提供することに不同意であった者についても、可能な範囲で避難支援を行うよう、避難支援等関係者その他の者に協力を求めるものとする。

③ 避難行動要支援者の安否確認

避難行動要支援者の安否確認を行う際には、避難行動要支援者名簿を有効に活用する。

④ 障害者に対する情報提供

障害者には災害情報や支援情報等が伝達されにくいことから、複数の手段を組み合わせるなど伝達方法を工夫して、情報の提供を行う。

3. 避難所・在宅等における福祉ニーズの把握と福祉人材の確保

市は被災した要配慮者の生活状況と福祉ニーズを把握し、必要な専門的人材を確保し、ニーズに応じたサービスを提供するものとする。

4. 福祉避難所の設置等

自宅や福祉施設が被災した要配慮者について、福祉避難所への移送や、被災を免れた社会福祉施設等への緊急入所等、適切な支援を実施するものとする。

5. 福祉サービスの継続支援

福祉サービス提供者等と連携を図り、福祉サービスが継続されるよう支援するものとする。

6. 県に対する広域的な応援要請

保健・医療・福祉等専門的人材の確保等において、広域的な応援が必要な場合は、県へ要請するものとする。

7. 外国人に対する情報提供と支援ニーズの把握

次の方法により災害情報や支援情報等の提供を行うとともに、必要な支援ニーズを収集する。

- (1) 国際交流協会や各種ボランティア団体との連携
- (2) 愛知県災害多言語支援センター（大規模災害時に設置）が発信する多言語情報の活用
- (3) 通訳ボランティア等の避難所等への派遣

第8章 帰宅困難者対策

帰宅困難者対策は、「むやみに移動（帰宅）を開始しない」という基本原則の徹底を図るものとする。

市は、発災時における交通情報の提供、水や食料の提供等支援体制の構築、及び必要に応じて一時滞在施設（滞在場所）の確保等の支援を行う。

事業所や学校などは、発災時には組織の責任において、安否確認や交通情報等の収集を行い、災害の状況を十分に見極めた上で、従業員、学生、顧客等への対応を検討し、帰宅する者の安全確保の観点に留意して、対策をとるものとする。

1. 市における措置

- ① 公共交通機関が運行を停止し、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生する場合には、「むやみに移動（帰宅）を開始しない」旨の広報等により、一斉帰宅の抑制を図るとともに、帰宅困難者の集中による混乱の抑制を図る。
また、必要に応じて、一時滞在施設（滞在場所）の確保等の支援を行う。
- ② 各種の手段により、徒歩帰宅に必要な装備等、家族との連絡手段の確保、徒歩帰宅経路の確認、事業所の責務等、必要な広報に努める。
- ③ 帰宅途中で救援が必要になった人、避難所での受入れが必要になった人への救助対策、避難所等対策を図る。
- ④ 安全な帰宅のための災害情報を提供するほか、企業、放送事業者、防災関係機関等との連携により、徒歩帰宅者に対して支援ルートやコンビニエンスストアなどの徒歩帰宅支援ステーションの情報提供に努める。

2. 支援体制の構築

帰宅困難者に対する対応は、安否確認の支援、被害情報の伝達、一時滞在施設（滞在場所）の提供、帰宅のための支援等、多岐にわたるものである。

また、帰宅困難者対策は、行政のエリアを越えかつ多岐にわたる分野に課題が及ぶことから、これに関連する行政、事業所、学校、防災関係機関が相互に連携・協力する仕組みづくりを進め、発災時における交通情報の提供、水や食料の提供、従業員や児童生徒等の保護などについて、支援体制の構築を図っていくものとする。

第9章 救出

市長（災害救助法が適用された場合は知事及び知事の事務の一部を行うこととされた市長）は、災害により生命、身体が危険となった者を早急に救出し、負傷者については医療機関に搬送する。安否不明者・行方不明者は捜索し保護する。また、救出にあたっては、要配慮者を優先する。

(1) 救出対策
ア 市、消防、警察、消防団は、緊密な連携のもとに救出を行い、負傷者については医療機関（救護所を含む。）に搬送する。 イ 大震災時には多数の救出者の発生が予想され、その上、火災の同時多発により消防機関を主体とした救助は非常に困難と判断されることから、次の点に留意する。 ・市広報並びにラジオ、テレビ放送等を通じて、住民等に対して隣保共助の精神を訴え、救出活動の積極的な参加を呼びかける。 ・会社、工場その他事業団体等に対して協力を求める。 ・交通不能な場所に備え、重傷者の救出活動等の計画を事前に検討・樹立しておく。
(2) 対象者
災害が原因で生命身体が危険にさらされ、早急に救出しなければならない状態にある、次の者 ・火災の際に危険な現場から脱出できない者 ・地震の際に倒壊家屋に閉じ込められた者 等
(3) 救出の方法
被災者の救出は、市消防団、尾三消防本部を主体とした救出隊により実施するものとし、特に災害が甚大なときは、県に救出班の派遣要請をする。
(4) 応援協力関係
・市は、自ら救出の実施が困難な場合、他市町村又は県に対し、救出の実施又はこれに要する要員及び資機材について、応援を要請する。 ・広域的な消防部隊の応援要請を行う必要が生じた場合、市・尾三消防組合は、「愛知県内広域消防相互応援協定」及び「愛知県消防広域応援基本計画」の定めるところにより、相互の救出応援を行う。
(5) 合同調整所の設置
災害現場で活動する警察・消防・自衛隊の部隊は、必要に応じて、合同調整所を設置し、活動エリア・内容・手順、情報通信手段等について、部隊間の情報共有及び活動調整、必要に応じた部隊間の相互協力を行う。 また、災害現場で活動する災害派遣医療チーム（DMAT）や緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）

等とも密接に情報共有を図りつつ、連携して活動する。

(6) 期間、費用等

災害救助法が適用された場合の救出期間、経費等は、災害救助法施行細則（昭和40年愛知県規則第60号）による。 ➡注

注) 資料編 第6 災害救助法 2 「災害救助法施行細則」第5条関係「災害にかかった者の救出」

第10章 消防活動

第1節 消防活動に関する計画

1. 消防活動の目標

大規模地震発生時には、火災の多発により大きな人命危険が予想されるので、消防署、消防団はもとより住民等、事業所をあげて出火防止と初期消火を行うとともに、関係防災機関と連携を保ちつつ、人命の安全確保と財産保護に努める。

2. 大規模火災対策

大地震による同時多発の火災から人命を保護するため、発災時において住民等や事業所に出火防止と初期消火の徹底を期すよう、あらゆる手段をもって呼びかけを行うとともに、消防団を含めてその全機能をあげて避難の安全確保及び延焼拡大防止を行う。特に住民等に与える影響の重要度合等を考慮し、災害事象に対応した防御活動を展開し、大震火災から住民等の生命、身体及び財産を保護する。

(1) 大震火災防御計画の推進

●防御方針

- ① 火災件数が少ないと判断したときは、積極的な防御を行い、一挙鎮滅を図る。
- ② 火災件数が消防力を上まわる場合は、重要かつ消防効果の大きい火災を優先的に防御する。
- ③ 火災が随所に発生し、消防隊個々の防御では効果を収め得ない場合は、部隊を集中して人命の確保と最重要地域の確保のための防御にあたる。
- ④ 火災が著しく多発し、住民等の生命に危険を及ぼすことが予想される場合は、避難者の安全確保のための防御にあたる。
- ⑤ 大量の人命救助事象が発生した場合は、火災状況により優先的にこれを実施する。
- ⑥ 高層建築物、その他大量の消防部隊を必要とし、他への延焼危険が少ない火災は、他の延焼火災を鎮圧した後に、部隊を集中して防御にあたる。
- ⑦ 大工場、大量危険物貯蔵施設等から出火した場合、あるいは既に延焼してしまった場合は、初期には市街地への延焼危険のある部分のみを防御し、後に上記の要領により防御する。
- ⑧ 火災及び水災等の災害が同時に発生した場合は、原則として、火災防御を優先とする。

(2) 延焼阻止線

延焼阻止線は、火災発生地域の延焼火災及び消火不能地域からの延焼拡大した火災を、延焼阻止効果のあるところで集中的に防御し、阻止しようとするもので、地形地物、空地、水利の状況と動員部隊とを勘案して幅員の広い道路を予定する。

(3) 避難場所、避難路
ア 避難場所は市指定の避難場所等とし、その他身近な公園や広場等の空地についても熟知しておく。 イ 防御の重点は、河川に面した所は橋梁付近、その他の地点については避難上、特に障害が予想され、混乱を生ずると思われる地点とする。
(4) 消防活動計画図の作成
消防活動計画図は、部隊運用の基本をなすもので、危険区域、木造住宅の密集状況、通行可能道路、使用可能水利、延焼阻止線、避難場所、避難路等を調査し、作成する。

3. 消防団活動

消防団は、地域に密着した防災機関として、次により出火防止をはじめとする住民等指導及び現有装備を活用して、延焼火災その他災害の防御にあたるものとする。

主体	内容
消防団	① 消防団本部の設置 消防団長は、消防団本部を設け、所属団員を指揮して市内の消防団活動にあたる。 ② 出火防止 発災と同時に居住地付近の住民等に対し、出火防止を広報するとともに、出火した場合は住民等を督励して初期消火の徹底を図る。 ③ 消火活動 消防署消防隊が出動不能もしくは困難な地域における消火活動、又は主要避難路確保のための消火活動を、単独あるいは消防署消防隊と協力して行う。 ④ 消防署消防隊の応援 消防署消防隊の予備車の応援要員として消火活動に従事するとともに、道路障害の排除及び消防署消防隊の誘導にあたる。 ⑤ 救助救急 要救助者の救助救出と負傷者に対しては、止血その他の応急処置を行い、安全な場所へ搬送を行う。 ⑥ 避難方向の指示 避難情報が発令された場合は、これを住民等に伝達するとともに、関係機関と連絡をとりながら、火勢の状況等正しい情報に基づき、住民等に安全な方向を指示する。

第11章 医療救護・防疫・保健衛生対策

第1節 医療救護

地震災害時には、家屋の倒壊、火災の発生等から、外傷、骨折、火傷及び窒息等、多くの傷害が予測され、その程度も死亡から重傷、軽傷まで様々である。特に災害初期においては、医療救護活動が生命の存否に直結することが多いことから、広く医療機関の協力を得て迅速な対応を図るため、医師会、薬剤師会、歯科医師会、災害医療コーディネーター等の広範囲な協力体制の確立に努める。

市は、救護所を設置し、必要に応じて地区医師会、歯科医師会、薬剤師会等に対して協力を求め、地域の医療体制確保に努めるとともに、管内の避難所等における医療ニーズの把握に努めるものとする。

市は、保健医療調整会議に参画して、管内の医療ニーズや医療救護活動を報告するとともに、関係機関との情報の共有を図り、また、必要に応じて医療チーム等の派遣や、医薬品供給等の支援を要請する。

市は、災害時医療救護活動マニュアルを策定し、適切な医療救護活動が円滑に進められるよう努める。

1. 医療救護班の編成、派遣等

- ① 市は、東名古屋医師会に派遣を要請する。
- ② 医療救護班の活動に必要な医薬品は原則、市が確保し、その他の衛生機材は市保健センター、東名古屋医師会及び日進市薬剤師会等において確保するよう要請する。
- ③ 医療救護活動に必要な医薬品等は、最寄りの医薬品等販売業者から調達することを原則とし、災害の状況等により不足する場合は、市等は2次医療圏等の区域ごとに設置される保健医療調整会議に調達の要請をする。
- ④ 医療救護班において応急手当後、医療機関での受入れを必要とするものについては、的確な情報に基づき最適な医療機関へ搬送する。

2. 救急搬送の実施

- ① 患者の搬送は、原則として尾三消防本部に要請する。
ただし、消防の救急車両が手配できない場合は、市及び医療救護班で確保した車両により、搬送を実施するものとする。
- ② 道路の損壊、交通機関不通等の場合及び遠隔地への搬送は、ヘリコプター（ドクターヘリ含む。）を利用することとし、県へ要請する。➡注5
なお、自衛隊によるヘリコプターの受入れに対しては、本編「自衛隊の災害派遣」の定めるところによる。➡注6

注5) 本編第23章「防災ヘリコプターの活用」

注6) 本編第16章第3節「自衛隊の災害派遣」

第2節 防疫・保健衛生

災害発生時における防疫措置は、生活環境の悪化や、被災者の病原体に対する抵抗力の低下等を防ぐため、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（感染症法）に従い、迅速に実施し、感染症の流行を未然に防止する。

1. 防疫・保健衛生

主体	内容
市	① 防疫・保健組織 災害対策本部に防疫・保健組織を編成し、瀬戸保健所等の関係機関と連絡を取り、被害状況の早期把握に努める。 ② 防疫・保健活動 ・ 県の指示及び指導に基づき、感染症の病原体に汚染された場所の消毒、ねずみ族・昆虫等の駆除、生活の用に供される水の供給等を実施する。 ・ 避難所の生活環境を確保し、衛生状態の保持に努める。 ③ 臨時予防接種 知事から臨時予防接種実施の指示を受けた場合は、指示に従い適確に実施するとともに、県に対して対象者の把握、対象者への連絡等の必要な協力をする。

2. 栄養指導等

- (1) 市及び県は、避難所等における炊き出しの実施に際し、栄養指導を行うとともに、避難所等における被災者の食生活支援・相談を行う。また、避難所等における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努めるものとする。
- (2) 市は、避難所等における被災者に対する健康対策のうち、巡回栄養相談等を必要とする場合は、「災害時における栄養・食生活支援活動に関する協定」に基づき、県を通じ公益社団法人愛知県栄養士会へ支援の活動を要請するなど、避難所等における適切な食事の確保及び提供について、専門性を有した支援の協力が得られるよう努める。

3. 健康管理と心のケア

市及び県は、必要に応じ避難所等に保健師、歯科衛生士等を配置し、被災者等の健康相談や口腔ケアを行うとともに、巡回健康相談を行う。特に、要配慮者の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ、医療を確保するとともに、福祉施設等での受入れや介護職員の派遣等、保健・医療・福祉・介護関係者と協力し、健康維持に必要な支援を行う。

また、子供たちの健康支援活動として、学校において健康診断を実施するとともに、スクールカウンセラーによる学校内でのカウンセリングや家庭訪問等で心のケアを行う。

4. 避難所の生活衛生管理

市は、避難所の生活環境を確保するため、必要に応じ、仮設トイレやマンホールトイレを早期に設置するとともに、内閣府が作成した「避難生活における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」を踏まえ、簡易トイレ、トイレカー、トイレトレーラー等のより快適なトイレの設置に配慮するよう努めるものとする。また、被災地の衛生状態の保持のため、清掃、し尿処理、生活ごみの収集処理等についても必要な措置を講ずるよう努める。

5. 応援協力要請

- (1) 市は、自ら防疫・保健活動の実施が困難な場合、他市町村又は県へ防疫・保健活動の実施又はこれに要する人員及び資機材について、応援を要請する。
- (2) 市は、保健活動により、心のケア対応が必要と認める場合は、県に対してD P A T（災害派遣精神医療チーム）の派遣要請を行う。

第12章 水・食品・生活必需品の供給

第1節 給水

1. 市及び愛知中部水道企業団における措置

- (1) 被災者等へ飲料水、生活用水等を供給する。
- (2) 断水が生じた場合、目標水量を目安にし、必要な措置を講じる。
- (3) 応急給水は、公平に行うものであるが、医療施設や避難所等を優先的に行うよう配慮する。
- (4) 取水する水源については、耐震性貯水槽（飲料水兼用）、又は、愛知中部水道企業団と協議し、被害を受けなかった水道施設（配水池等）から確保することとし、これによることが不可能の場合は比較的汚染の少ない井戸水、河水等をろ水機によりろ過したのち、塩素剤により滅菌して給水する。

2. 応急給水

- (1) 給水の対象は、災害により水道・井戸等の給水施設が損壊して、水道水等が得られない被災者を対象とする。
- (2) 応急給水量は、下表に示すとおり被災後の経過日数ごとに、目標水量、運搬距離を定め、確保するよう努める。

地震発生からの日数	目標水量(ℓ/人・日)	運搬距離	主な給水方法
発生～3日	3	概ね3km以内	耐震性貯水槽、 給水車等での運搬給水
4日～10日	20	概ね1km以内	給水車等での運搬給水
11日～21日	100	概ね300m以内	給水車等での運搬給水、 仮設配管からの各給水栓
22日～28日	250	概ね100m以内	仮設配管からの各給水栓

(3) 給水の方法は、応急給水場所における「拠点給水」あるいは給水車等で輸送する「搬送給水」とするが、内容等により臨機に対応する。

- (4) 飲料水の給水は、市と愛知中部水道企業団が協力して行い、必要に応じて県や自衛隊に応援を要請する。なお、災害救助法が適用された場合の救助の方法と期間等は、災害救助法施行細則による。

3. 応援体制

- (1) 市及び愛知中部水道企業団は、自ら飲料水の供給の実施が困難な場合は、他市町村又

第3編 災害応急対策計画

第12章 水・食品・生活必需品の供給

は県へ飲料水の供給の実施又はこれに要する要員及び給水資機材につき応援を要求する。

(2) 水道事業者相互の応援体制については愛知中部水道企業団が締結した「水道災害相互応援に関する覚書」に定める内容を基本として給水活動を実施する。

第2節 食品の供給

地震等による広域の非常災害時において、食料の円滑な供給は、市民生活を安定させるため重要な役割を果たすことから、被害状況の把握とともに、必要な食料品の確保に努めるものとする。

広域応援による食料の供給が開始されるまでの期間に対処するため、家庭において1週間分程度の食料を備蓄しておくとともに、市等においても食料を備蓄して確保に努める。

市は、炊出し、その他による食品の供給を概ね次のとおり実施するものとする。

(1) 主食等の備蓄		
アルファ化米をはじめとして、実情に即した食料備蓄を進める。 備蓄物資、自ら調達した食品、(4)の応援要求等により、県、他の地方公共団体、国等によって調達され引き渡された食品を状況に応じて被災者に供給する。		
(2) 炊き出しその他による食品の給与		
① 市は、おおむね次のとおり食品を供給する。		
熱源の使用不可能時： 調理不要な食品及び飲料水（ペットボトル等）を供給する。	第1段階	乾パン、ビスケットなど
	第2段階	パン、おにぎり、弁当など
- 熱源の使用可能時： 簡単な調理を前提とした包装米飯等の食品を供給する。 - 高齢者や乳幼児等に対しては、雑炊、おじや、粉ミルク等の食品を供給する。 また、食物アレルギー等にも配慮し、食品を供給する。		
② 在宅での避難者、応急仮設住宅として供給される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者にたいしても物資等が提供されるよう努める。		
(3) 米穀		
① 主食の応急用供給は、「愛知県応急用米穀取扱要領」に基づき、農業協同組合等と緊密な連絡をはかり、主食の安定供給の確保を図る。		
② 米穀届出事業者等から米穀の原料調達が困難な場合は、県と緊密な連絡を図り、「愛知県応急用米穀取扱要領」及び「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（第4章Ⅰ第11の2に基づく災害救助用米穀の供給に係る手続き）」により調達を図る。		
③ 市長は、緊急に米穀を必要とする場合は電話等により知事に依頼することができるほか、通信途絶などの場合には、農林水産省（農政局長）に要請を行うことができる。ただし、事後、速やかに知事に報告するものとする。		
④ 市は、活用可能な精米施設を確保する。なお、長期停電により県内に稼働施設がない場合は、他県施設の活用を申し入れる。		
(4) 他市町村又は県への応援要求		
備蓄物資や自ら調達した食品では、被災者への食品の供給の実施が困難な場合は、他市町		

第3編 災害応急対策計画

第12章 水・食品・生活必需品の供給

村又は県へ応援を要求するものとする。

なお、事態に照らし緊急を要する場合は、応援要請を行う前に、国や県による物資輸送が開始される場合があることに留意する。

第3節 生活必需品の供給

家屋の倒壊、破損、焼失等による災害により、日常生活に欠くことのできない被服、寝具その他の生活必需品を喪失又はき損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して、これらの物資を供給する。

被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することから、時宜を得た物資の調達・供給に留意するものとする。

また、避難所における感染症拡大防止に必要な物資や家庭動物の飼養に関する資材をはじめ、夏季には冷房器具、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者等のニーズや、男女のニーズの違いに配慮するものとする。

(1) 物資の備蓄
市は災害に備え、生活必需物資の備蓄を図るよう努める。
(2) 物資の供給と調達
・市は災害時に生活必需物資の供給を行う。 ・市は災害時に迅速に生活必需物資を調達できるよう、関連民間企業と協定を締結するなど、関係業界との連携を深めるよう努力する。 ・市は被災者に対して生活必需品の供給を行うこととする。生活必需品は、備蓄物資、自ら調達した物資、次の応援要求等により、県、他の地方公共団体、国等によって調達され引渡された物資から、状況に応じて被災者に供給する。 ・供給することが困難な場合は、他市町村又は県に対して必要な応援を要請する。なお、事態に照らし緊急を要する場合は、応援要請を行う前に、国や県による物資輸送が開始される場合があることに留意する。
(3) 期間、費用等
災害救助法が適用された場合の対象者、方法、期間、経費等は、災害救助法施行細則による。 ➡注

注) 資料編 第6 災害救助法 2「災害救助法施行細則」第5条関係「被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与」

第13章 緊急輸送対策等

第1節 緊急輸送道路確保計画

道路管理者は、道路によって国、県、市、公団公社等に分かれているものの、災害時には各道路管理者及び関係機関は相互に協力して適切な交通規制を実施し、交通混乱の防止あるいは重点的な応急復旧作業を行い、避難救出、緊急物資の輸送、警察・消防活動等が行えるよう、道路交通を確保する。

1. 交通混雑、被害状況の把握と連絡体制の確立

交通混雑及び被害状況を迅速かつ的確に把握するため、関係各機関は、組織機能を有効に活用し、被害状況を調査把握して災害対策本部等に報告するとともに、関係機関に連絡する。

2. 災害対策用緊急輸送道路等の確保 ➡注

(1) 道路被害情報の収集及び関係機関との情報共有

- ① 巡視等の実施により、被害情報及び交通状況を速やかに把握する。
- ② 道路情報システムの活用により、関係機関との間で情報の共有を行う。

(2) 道路、橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路等の機能確保

地震により道路施設が被害を受けた場合、応急対策活動を迅速かつ効果的に推進するため、重点的に応急復旧する路線として、災害対策用緊急輸送道路の確保を図る。

- ① 道路、橋梁等の応急復旧計画を樹立して緊急復旧に努める。
- ② 管理道路における緊急輸送道路指定路線及び重要物流道路（代替路及び補完路を含む。）について、障害物の除去、応急復旧等を行い、道路機能を確保する。

また、南海トラフ地震の発生時においては、「南海トラフ地震における愛知県広域受援計画」に定めるタイムラインに留意する。

- ③ 放置車両や立ち往生車両等が発生した場合での通行を確保するため緊急の必要があるときは、災害対策基本法に基づき、道路管理者として、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。運転手がない場合等においては、自ら車両の移動等を行うものとする。
- ④ 応急工事の実施が困難な場合、県へ要員の確保について応援を要求する。
- ⑤ 重要物流道路（代替・補完路を含む。）において、道路啓開の実施が困難な場合、国に代行を要請する。

(3) 情報の提供

緊急輸送道路等の確保状況、通行規制、迂回路等の情報について関係機関、道路利用者等に対して情報提供を行う。

注）資料編 第8 資料13「緊急輸送道路」のほか、第2編第8章第2節「公共施設安全確保整備計画」

- ① 第1次緊急輸送道路……国の基幹道路である高速自動車道、一般国道を中心に人口集中地域への重要な基幹輸送道路
- ② 第2次緊急輸送道路……各市町村役場等への導入幹線輸送道路
- ③ 第3次緊急輸送道路……その他の道路（※）

（※）「その他の道路」とは、愛知県緊急輸送道路ネットワーク計画等策定協議会、又は市の防災計画で定めた緊急輸送道路で、第1次、第2次緊急輸送道路以外の道路。

3. 応急復旧活動

道路、橋梁等の被害の状況を把握し、道路啓開ルートを確保するとともに応急復旧計画を樹立して緊急復旧に努めるものとする。

(1) 復旧順位
前項の緊急輸送道路の順位で、災害の状況と緊急度に応じて、各道路管理者の連携のもとに実施する。
(2) 復旧資機材等の確保
市内各地域の復旧資材・機械及び作業要員の実態を把握し、応急復旧に対処する供給体制を確立し、路面の陥没・亀裂などの被害が大きいと想定される地域について、山土、碎石等の資材確保に努める。
(3) 復旧方法
・道路の段差や亀裂は、碎石及び土砂で、路面の応急復旧を行う。 ・瓦礫等の道路上の障害物は、道路の路側に堆積し、交通の確保を図る。 ・落橋した場合には、応急対策として代替橋を確保し、その他必要に応じH型鋼、覆工板により復旧する。

4. 交通規制に関する措置

大規模地震が発生し、又は正に発生しようとしている場合、災害対策基本法、道路法及び道路交通法の定めるところにより、県警察及び道路管理者は、一般交通の安全と災害対策に必要な緊急輸送を確保するため、歩行者又は車両等の通行を禁止し、又は制限する。

- ① 大規模地震が発生した場合、道路状況により通行を禁止し、又は制限した場合は、報道機関等を通じて避難者、運転者等に対し適切に広報する。
- ② 車両の通行を禁止し、又は制限する場合には、できるだけ道路管理者及び関係機関が相互に緊密な連絡を保ち、適切な交通規制を行うようにする。
- ③ 交通規制のため、車両が滞留し、その場で長時間停止することとなった場合は、関係機関が協力し、必要な対策を講ずるものとする。

第2節 緊急輸送手段確保計画

大震災が発生した場合、市は、震災時における応急対策の実施にあたり必要な人員、物資等を迅速に輸送するため、保有する車両等を動員するとともに、県や関係機関及び運送関係業者等の保有する車両等を調達して、緊急輸送体制を確保するものとする。

1. 緊急輸送の範囲

- ① 応急（復旧）対策作業に従事する者
- ② 医療、通信、調達等で応急（復旧）対策に必要とされる者
- ③ 食料、飲料水等、その他生活必需物資
- ④ 医薬品、衛生機材等
- ⑤ 応急（復旧）対策用資材及び機材
- ⑥ その他必要な人員及び物資、機材
- ⑦ 被災者（滞留者、要配慮者、傷病者等）及びボランティア

2. 車両の確保

市は、大規模地震時における輸送車両等の運用計画又は調達計画により、車両等の調達先及び予定数を明確にし、人員及び物資等の輸送手段を確保する。

市が運用又は調達する輸送車両等で不足が生じた場合は、次の事項を明示して、協定締結先等の他市町村又は県、民間業者等に調達あっせんを要請する。

- ① 輸送区間及び借上げ期間
- ② 輸送人員又は輸送量
- ③ 車両等の種類及び台数
- ④ 集結場所及び日時
- ⑤ その他必要事項

第3節 自動車運転者における措置

車両を運転中に大地震が発生したときは、一般車両の運転者は、次の措置をとることとし、原則として徒歩で避難することとする。

(1) 大規模地震が発生したとき
① 車両を運転中に大震災が発生したとき ア 急ハンドル、急ブレーキを避け、安全な方法で道路の左側に停止する。 イ 停止後は、カーラジオ等で地震情報や交通情報を聞き、その情報や周囲の状況に応じて行動する。 ウ 引き続き車を運転するときは、道路の損壊、信号機の作動停止、道路上の障害物などに十分注意すること。 エ 車両を置いて避難するときは、道路外の場所に移動させる。やむを得ず道路上において避難するときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを止め、エンジンキーは付けたままとするか運転席などの車内の分かりやすい場所に置いておくこととし、窓を閉め、ドアはロックしない。駐車時は、避難者の通行や応急対策の妨げとなる場所には駐車しない。
② 避難のために車両を原則として使用しない。
(2) 災害対策基本法に基づく交通規制が行われたとき
災害対策基本法に基づいて、緊急通行車両以外の車両の通行が禁止される交通規制が行われる場合、同法第76条の2の規定により、緊急交通路内の一般車両の運転者は、次の措置をとる。 ① 速やかに車両を次の場所に移動させる。 ア 緊急交通路に指定された区間以外の場所 イ 緊急交通路の区域に指定されたときは、道路以外の場所 ② 速やかな移動が難しいときは、車両を道路の左端に沿って駐車するなど、緊急通行車両の通行の妨げとならない方法で駐車する。 ③ 警察官又は道路管理者の命令や指示を受けたときは、その命令や指示に従って車両を移動等する。

第14章 鉄道施設・ライフライン施設の応急対策

- 被害復旧対策にとって必要不可欠な条件となっている電力を円滑に供給するため、災害発生後は被害状況を早期的確に把握し、要員及び資機材を確保するとともに機動力を発揮し、応急復旧を迅速に実施するものとする。
- ガス供給施設に甚大な被害を受けた場合、的確な情報の把握により災害規模を迅速に総合判断し、被災地域へのガスの供給を停止して、火災、爆発など二次災害の防止を図るとともに、早期復旧の措置を講じる。なお、都市ガスにおいては、被災地域以外へは、可能な限りガスの供給を継続する。
- 水道施設の被災により、水道の給水機能を継続できなくなった場合は、住民が必要とする最小限の飲料水の応急給水を実施するとともに、被害施設を短期間に復旧するため取水、導水及び浄水施設の十分な機能を確保する。
- 下水管渠、ポンプ場、終末処理場の被害に対して、機能回復を図るための応急措置を講ずる。特に排水機能の被害については、住民生活に多大な影響を及ぼすばかりか、衛生的にも悪い状態を招くため、優先的に応急復旧させる。
- 復旧にあたり、可能な限り地区別の復旧予定時期の目安を明示するものとする。

第1節 鉄道施設対策

名古屋鉄道株式会社及び名古屋市営地下鉄は、非常災害に際してその被害状況を的確に把握し、旅客等の救護・誘導並びに被害箇所の早期復旧を図り、輸送機能の確保に努める。

1. 災害対策本部の設置

災害が発生したときは、その被害の規模に応じて災害対策本部を設けるとともに、関係機関への連絡通報を行って、速やかに応急対策を実施する。

2. 応急措置

(1) 乗務員関係

- ・地震等による異状を感知したときは、高い盛土区間、深い切取区間、橋梁の上など、危険と思われる箇所を避けて、速やかに列車を停止させる。
- ・異状を認めたときは、駅又は運転指令へ連絡する。
- ・旅客に対して乗務員の指示誘導に従うよう案内をする。
- ・沈着かつ適切な判断に基づいて、旅客の救護・誘導を行う。

(2) 駅関係

- ・地震等による異状を認めたときは、列車の停止手配をとるとともに、列車の出発を見合わせる。

- ・ 運転指令と連絡の上、列車の運転に必要な事項を乗務員に指示、伝達する。
- ・ 駅周辺及び沿線の被害状況等の把握に努め、旅客等に周知させる。
- ・ 旅客等に対して、駅員の指示誘導に従うよう案内する。
- ・ 避難口の状況や落下物についての注意を与え、かつ救護誘導を行って混乱の防止に努める。

(3) 諸施設関係

- ・ 地震等の被害が発生したとき、又は発生したと思われるときは、諸施設の担当係員が点検、巡回、警備を行う。
- ・ 被害が発生したときは、速やかに応急復旧にかかるが、被害の状況によっては当該係員のほか、外注工事を行って早期復旧に努める。
- ・ 応急復旧資材の管理点検は、定期的に行う。

(4) 通信連絡体制

- ・ 鉄道電話を第一優先とし、ほかに西日本電信電話株式会社加入電話、作業用無線等を活用して緊急通信連絡を行う。

第2節 電力施設対策

中部電力株式会社は、災害復旧対策に必要な不可欠な電力を円滑に供給するため、発災後は被害状況を早期的確に把握し、要員及び資機材を確保するとともに、機動力を発揮し、応急復旧を迅速に実施するものとする。

1. 非常災害対策本部の設置

大規模地震が発生した場合には、非常体制を発令し、本店等に非常災害対策本部を設置する。

2. 情報の収集と伝達

非常災害対策本部は、通信の確保を図り、情報の収集と伝達を行う。

3. 災害時における危険防止措置

災害時において危険が認められるときは、直ちに当該範囲に対し、送電遮断等の適切な危険予防措置を講ずる。

4. 復旧方法

(1) 発電設備

発電所は、供給力確保を重点に地震発生後の需要状況、被害状況等を勘案し、また変電所は重要度や被害状況等を勘案して早期復旧を図る。

(2) 送配電設備

被害を受けた電線路の重要度や被害状況等を勘案し、保安上支障のないかぎり、仮設や他ルートからの送電、移動用発電機の利用等で、順次送電区域を拡大しながら早期復旧を図る。

5. 優先的に復旧する施設

- (1) 人命にかかわる病院
- (2) 災害復旧の中核となる災害対策本部等、官庁、警察、ガス、水道、交通、通信等の機関
- (3) 民心の安定に寄与する報道機関、避難施設

6. 関係機関との連携

路上障害物により被害箇所への到着や復旧作業が困難な場合には、道路啓開について関係機関と連携、協力し、迅速な復旧に努める。

7. 要員及び資機材等の確保

(1) 要員の確保

発災後、復旧要員を確保するとともに、必要に応じ、請負工事業者等及び他電力会社へ応援を依頼する。

(2) 資機材の確保

発災後、復旧資材が不足する場合は、他電力会社へ融通を依頼する。また、大規模な災害発生のおそれがある場合、所有する電源車、発電機等の現在時点の配備状況等を確認の上、リスト化するよう努めるものとする。

8. 広報サービス体制

(1) 需要者に対する広報サービス

ア 災害時におけるPR

電気の復旧状況、公衆感電事故防止PRを主体とした広報PRを、広報車及びテレビ、ラジオ、ホームページ等の報道機関その他を通じてPRする。

イ 臨時電気相談窓口の設置

被災地域における需要者の電気相談及び公衆感電事故防止を図るため、臨時電気相談窓口の設置を検討・実施する。

(2) 地域防災機関との協調

地域復旧体制への協力と被害状況の把握のため、地域防災機関へ要員を派遣し、連携の緊密化を図る。

(3) 電源車等の配備

大規模停電発生時には直ちに、国及び県と調整を行い、電源車等を県が決定した配備先に配備するよう努める。

第3節 ガス施設対策

1. 都市ガス

東邦瓦斯株式会社は、ガス供給施設に甚大な被害を受けた場合、的確な情報の把握により災害規模を迅速に総合判断し、被災地域へのガスの供給を停止して、火災、爆発など二次災害の防止を図るとともに、早期復旧を実施し、さらに被災地域以外へは可能なかぎりガスの供給を継続する。

(1) 災害対策本部の設置

地震発生後、速やかに各ガス会社は災害対策本部等を設置する。

緊急動員については各社において、災害対策規程等によって定める動員体制によって行う。

(2) 情報の収集

供給区域内の主要点の地震計情報を速やかに入手し、地震の規模、被害程度を推定するとともに、導管網の主要地点における供給圧力の変化、移動無線車及び各事業所からの需要者等の被害状況、漏えい通報等の情報に加え、関係諸官庁、報道関係の情報を得て総合的に被害程度を把握する。

(3) 緊急対応措置の実施

①地震が発生した場合、次に掲げるような大きな災害が確認されたブロックでは、即時にガス供給を停止する。

ア 地震計のS I値があらかじめ定めた供給停止判断基準値以上を記録した場合

イ 製造所又は供給所ガスホルダーの送出量の大変動、主要整圧器等の圧力の大変動により供給継続が困難な場合

②地震が発生した場合、地震計のS I値があらかじめ定めた供給停止判断基準値未満を記録したブロックでは、緊急巡回点検やガス漏えい通報の受付状況などにより経時的に得られる被害状況により、次に掲げるような二次災害の発生が予想される場合には、速やかにガス供給を停止する。

ア 道路及び建物の被害状況や主な導管の被害状況から、ガス工作物の被害が甚大であることが容易に推測できる場合

イ ガス漏えい通報等により発見されたガス工作物の被害状況が緊急時対応能力を超えるおそれのある場合

(4) 復旧作業

供給を一時中断した地域に対しては、直ちに次の順序で復旧する。

① 需要者の閉栓の確認

② 導管の被害箇所の調査及び修理

③ 需要者の内管、消費機器の被害箇所の調査及び修理

④ 需要者の開栓、試点火

(5) 広報活動

ガス施設の被害状況、ガス供給停止状況、復旧の見通し、ガス使用上の注意、マイコンメーターの復帰方法等を広報車等による周知及び報道機関を通じて呼びかける。

2. LPガス（プロパンガス）

緊急対応措置として、一般社団法人愛知県LPガス協会による「愛知県LPガス災害対策マニュアル」に従い、被害状況の確認及び二次被害の発生防止措置をとる。その後、供給設備・消費設備の安全を確認し、速やかに使用再開の措置をとる。

(1) 災害対策本部の設置

震度5弱以上の地震が発生した場合、速やかに一般社団法人愛知県LPガス協会内に災害対策本部を設置する。

必要に応じ、各支部に現地対策本部を設置し、あらかじめ定められた動員計画に基づき応援要員を招集する。

(2) 情報収集

あらかじめ定められた情報ルートを通じ、地震の規模、被害程度を推察するとともに、被害通報、関係諸官庁、報道関係の情報を得て、被害状況を把握する。

(3) 緊急対応措置

被害状況の確認及び二次被害の発生防止措置をとる。

(4) 応急復旧作業

緊急対応措置の後、応急的な使用のための安全確認をして、速やかに使用再開の措置をとる。

(5) 広報活動

地震後のLPガスによる二次災害防止の措置、使用再開にあたっての注意事項、設備一斉点検の実施等について、チラシ類の配布及び報道機関等を通じて呼びかける。

第4節 上水道施設対策

震災による断水が長時間にわたる場合、市民生活に重大な影響を与えることから、愛知中部水道企業団は、被害施設を早期に復旧するため配水場間の送水管路や配水場または重要給水施設に至る配水管路を最優先として配水本管、配水支管、給水装置の順に復旧を進め、給水の再開に努める。なお、給水拠点（医療施設等）までの各管路も最優先管路として復旧する。

1. 応急復旧活動の実施

配管設備破損の場合

- (1) 応急修理により給水を開始するほか、弁操作により他系統の管網からの給水を図る。
- (2) 大規模な配水管が破損し、復旧が困難な地区に対しては、応急配管を行い、仮設供給を実施する。

2. 応援の要請

水道事業者は、施設の復旧が困難な場合は、近隣水道事業者あるいは県へ応援を要請する。

3. 応援・受援体制の確立

施設復旧の支援が円滑に行えるように、県外水道事業者等への応援要請を含めた広域応援体制を整える。

第5節 下水道等対策

災害の発生時において、公共下水道等の構造等を勘案して、速やかに、公共下水道等の巡視を行い、損傷その他の異状があることを把握したときは、次の措置を講ずる。

(1) 下水道管渠

管渠やマンホール内部の土砂の浚渫、止水バンドによる圧送管の止水、可搬式ポンプによる下水の送水、仮水路、仮管渠の設置等を行うことにより、排水機能の回復に努める。

(2) 終末処理場等の施設

各施設の被害状況に応じて、関係機関に情報伝達の上、緊急措置を講ずる。また、停電や断水等による二次的な被害に対しても、速やかな対応ができるように努める。

第6節 通信施設の応急措置

1. 通信事業者（西日本電信電話株式会社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ

株式会社)における措置

西日本電信電話株式会社及びエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社は、緊急に必要な災害対策機関等、災害救助活動に直接関係する重要通信の確保及び通信の途絶の解消に留意し、速やかに応急復旧を行う。また、速やかに通信障害の状況やその原因、通信施設の被害や復旧の状況や見通し、代替的に利用可能な通信手段等について、関係機関及び国民に対してわかりやすく情報提供（ホームページのトップページへの掲載、地図による障害エリアの表示等）する。

(1) 災害対策本部の設置

非常参集等の緊急プログラムを発動し、復旧要員等を動員し、災害対策本部等を設置する。

(2) 緊急対応措置の実施

垂れ下がった通信ケーブル等による住民等への二次災害の防止を図るとともに、被災電気通信設備の復旧計画を作成し、復旧要員、資機材及び災害対策機器について所要数を検討する。

(3) 応急復旧活動の実施

発災後の初期段階においては、動員可能な社員を中心に支店内手持ちの資機材を活用し、防災関係機関等の加入電話の疎通確保、通信の孤立防止、緊急に復旧を要する市外電話回線の復旧等を優先して速やかに実施する。具体的な応急復旧措置は、次のとおりとする。

ア 西日本電信電話株式会社

① 伝送路が被災した場合

可搬型無線装置、応急光ケーブル等を使用し、伝送路の応急復旧を図る。なお、可搬型無線装置の使用については、電波干渉を考慮し、総合的な判断により設置する。

② 交換機が被災した場合

非常用可搬型デジタル交換機等を使用し、応急復旧を図る。

③ 電力設備が被災した場合

非常用移動電源車、可搬型電源装置等を使用し、応急復旧を図る。

④ 一般加入電話提供の通信設備が被災した場合

非常用移動無線車、ポータブル衛星通信システムを使用し、回線の応急復旧を図る。

なお、避難所等へ特設公衆電話等を設置し通信の確保を図る。

イ エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社

① 伝送路が被災した場合

応急光ケーブル等を使用し、伝送路の応急復旧を図る。

② 電力設備が被災した場合

非常用移動電源車、可搬型電源装置等を使用し、応急復旧を図る。

(4) 災害用伝言ダイヤル及び災害用伝言板の運用震度6弱以上の地震が発生した場合は、電話の輻輳を緩和するため、直ちに災害用伝言ダイヤルを提供するとともに、報道機関への連絡等を行う。また、インターネットを利用して安否確認を行う災害用伝言板を、

災害用伝言ダイヤルの提供に準じて運用する。

(5) 応援体制の確立

激甚な大規模災害の場合は、本社を中心にグループ全体としての応援体制（広域応援体制）により効率的復旧を図る。

2. 移動通信事業者（KDDI株式会社、株式会社NTTドコモ、ソフトバンク株式会社及び楽天モバイル株式会社）における措置

緊急に必要な災害対策機関等、災害救助活動に直接関係する重要通信の確保及び通信の途絶の解消に留意し、速やかに応急復旧を行う。また、速やかに通信障害の状況やその原因、通信施設の被害や復旧の状況等を関係機関に共有する。

(1) 災害対策本部の設置

災害対策本部を設置し、通信設備の被災状況把握、早期サービス回復に努める。

(2) 応急復旧活動の実施

- ① 基地局の故障により利用できなくなった地域を救済するために、周りの基地局から対象地域を補完する。
- ② 周りの基地局から補完できない場合は、移動無線基地局車を出動させて救済する。
- ③ 電源供給が停止した基地局へは、発動発電機又は移動電源車を出動させ、電力供給を実施する。

(3) 災害用伝言板の運用

震度6弱程度以上の地震が発生した場合には、被災地域への通信の疎通確保対策として、災害用伝言板を運用する。

(4) 応援体制の確立

本社を中心にグループ全体としての応援体制（広域応援体制）により効率的復旧を図る。また、西日本電信電話株式会社及び関係機関と密接な連絡調整を図り、速やかに応急復旧を行う。

第7節 ライフライン施設の応急復旧

市及びライフライン事業者等における措置及び空路の活用

(1) 現地作業調整会議の開催

ライフライン施設の速やかな応急復旧を図るため、関係する省庁、県、市、ライフライン事業者等は、合同会議、調整会議等における対応方針等に基づき、必要に応じて、現地のライフライン事業者の事業所等で実動部隊の詳細な調整を行うため、現地作業調整会議を開催する。

(2) ライフラインの復旧現場等へのアクセスルート上の道路啓開

合同会議、調整会議等における対応方針等に基づき、道路管理者は、ライフラインの復旧現場等までのアクセスルート上の道路啓開を実施する。また、陸路だけでなく、空路の活用に向けて関係機関と調整を図るものとする。

第15章 ボランティアの受入計画

大規模地震時の応急対策には多くの人員が必要となり、市だけでは十分対応しきれないことから、行政とボランティアが相互の活動原理の相違を認識し、協力関係を築きながら被災者を支援することが有効である。

速やかな自立や復興を進めるために、事前に登録されたボランティアグループの受入はもとより、災害時に全国各地から集まるボランティアについての窓口を設置して適切な受入を行うことにより、ボランティア活動が円滑に行われるよう努めるものとする。

(1) ボランティア支援本部の開設
・市は、社会福祉協議会に対し、中央福祉センターに災害ボランティアセンターの設置、コーディネーターの派遣を要請する。 ・災害ボランティアセンターの職員は、ボランティアの受入に関してコーディネーターの自主性を尊重し、災害対策本部との間の必要な情報や資機材の提供等の支援を行う。
(2) コーディネーターの役割
・災害ボランティアセンターに派遣されたコーディネーターは、ボランティアの受入（受付、需給調整など）やボランティアへの支援要請の内容把握等を行う。 ・コーディネーターは、行政機関、協力団体、NPO・ボランティア関係団体等と相互に連携し、ライフラインの復旧や仮設住宅への入居等の状況を踏まえ、復興の自立を進めるために、ボランティアによる支援から自主的な相互扶助等への円滑な移行ができるように努める。
(3) NPO・ボランティア関係団体等の活動内容
NPO・ボランティア関係団体等に依頼する活動内容は、主として次のとおりとする。 ・炊き出し、その他の災害救助活動 ・介護、看護補助 ・清掃及び防疫 ・災害応急対策物資、資材の輸送及び配分 ・応急復旧現場における危険を伴わない軽易な作業 ・アマチュア無線等による情報の収集、伝達 ・軽易な事務の補助 ・その他上記作業に類した作業 なお、活動内容の選定にあたっては、NPO・ボランティア関係団体等の意見を尊重して決定する。
(4) NPO・ボランティア関係団体等との連携
市は、社会福祉協議会、被災地入りしているNPO・ボランティア関係団体等と、災害の状況やボランティアの活動状況等に関する最新の情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を関係者と積極的に共有し、連携のとれた支援活動を展開するよう努める。また、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付けごみなどの収集運搬を行うよう努める。これらの取組により、連携のとれた支援活動を展開するよう努める

とともに、ボランティアの活動環境について配慮するものとする。

(5) 協力が予想されるNPO・ボランティア関係団体等

日本赤十字社奉仕団、高等学校、大学、専門学校、地域女性団体連絡協議会、愛知県防災ボランティアグループなどの各種団体

第16章 応援協力・派遣要請

第1節 広域応援の要請

大規模地震時において応急対策に対処するため、各防災関係機関は、あらかじめ締結された広域応援協定等に基づいて相互に協力し、応急対策活動を円滑に実施するものとする。

主体	内容
市長	(1) 知事等に対する応援要請等 市長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害応急対策及び災害救助を実施する際にあたり、必要があるときは知事(尾張方面本部経由)に対して次の事項を明示して応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請する。 ・ 応援を必要とする理由 ・ 応援を必要とする人員、装備、資機材等 ・ 応援を必要とする場所 ・ 応援を必要とする期間 ・ その他応援に関し必要な事項 (2) 他の市町村長に対する応援要請 市長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、他の市町村長に対して応援を求めることができる。 なお、市長は、あらかじめ災害時の応援に関する協定を締結し、その協定に基づき応援を求めるものとする。 また、協定に基づく応援で不足する場合は、協定外の市町村に対して応援を要請する。 (3) 「被災市町村広域応援の実施に関する協定」に基づく応援 当協定に基づき行われる応援について、県、県市長会、県町村会及び他の市町村と調整・連携した上で実施するものとする。 (4) 応援要員の受入体制 防災関係機関が応急対策を実施するにあたり、各機関が市外から必要な応援要員を受け入れた場合、市長は要員のための宿泊施設等について、各機関の要請に応じて可能なかぎり準備するものとする。

第2節 職員派遣の要請等

災害応急対策又は災害復旧のため、必要なときは、国並びに他の地方公共団体職員の派遣要請又は派遣のあつせんを要請するものとする。

主体	内容
市長	(1) 職員の派遣 ① 国の職員の派遣要請 → 注7 ・災害応急対策又は災害復旧を実施するにあたり、当該機関の職員のみでは不足する場合に、指定地方行政機関の長に対して職員の派遣を要請することができる。 ② 他市町村の職員の派遣要請 → 注8 ・市長は、市の事務処理のため特別の必要があると認める場合、他の市町村長に対して、職員の派遣を要請することができる。 ③ 職員派遣のあつせん要請 → 注9 ・災害応急対策又は災害復旧を実施するにあたり、当該機関の職員のみでは不足する場合は、知事に対して指定地方行政機関の職員の派遣についてあつせんを求めることができる。 ・知事に対し地方自治法第252条の17の規定による職員の派遣について、あつせんを求めることができる。 ④ 被災市町村への職員の派遣 ・被災市町村に職員を派遣する場合、地域や災害の特性等を考慮した職員の選定に努めるものとする。その際、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、派遣職員の健康管理等を徹底するものとする。 (2) 応援の要請 ① 本市の地域にかかる災害について適切な応援措置を実施するため、災害対策基本法第67条の規定により他市町村に対して協定に基づき応援を求めることができる。 ② 応急措置を実施するために必要があると認めたときは、知事に対し応援を求め、又は応急措置の実施を要請することができる。 → 注10 (3) 緊急消防援助隊等の応援要請 ① 市長は、大規模な災害等が発生した場合は、愛知県内広域消防相互応援協定に基づく援助要請及び緊急消防援助隊の要請を行うものとする。 ② 応援活動部隊の野営施設又は宿泊施設及び車両等の保管場所等の活動拠点を確保する。 ③ 消防本部庁舎において緊急消防援助隊指揮支援本部の設置・運営に協力する。 (4) 市町村等相互間の応援 市長は、他の市町村から派遣を求められた場合には、特別の理由がないかぎり、所要の職員を派遣するものとする。

注7) 災害対策基本法第29条
注8) 地方自治法第252条の17
注9) 災害対策基本法第30条
注10) 災害対策基本法第68条

市及び防災関係機関	(1) 資料の提供及び交換 防災関係機関は、災害対策上必要な資料又は調査の成果を相互に交換する。 (2) 応急措置の要請 防災関係機関相互における応援要請又は応急措置の要請について、あらかじめ手続きを定めておく。 (3) 費用の負担 費用の負担については、災害対策基本法（同法第7章）ほか、協定締結内容による。
-----------	---

第3節 自衛隊の災害派遣

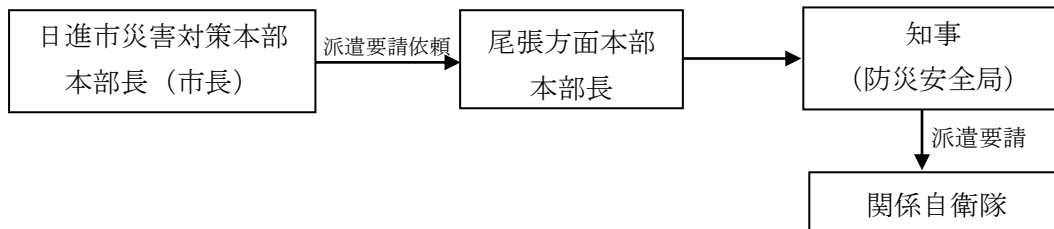
地震災害に応急対策を実施するため、必要な場合は災害対策基本法第68条の2に基づく自衛隊の派遣を要請し、市災害対策本部及び関係機関とともに、迅速な応急活動を実施するものとする。

1. 災害派遣要請の基準

市長は、市の組織等を動員しても、人命又は財産を保護するための応急対策が困難と判断し、自衛隊による出動が必要と認めるときには、知事に対して自衛隊の災害派遣を要請依頼する。

2. 災害派遣要請依頼の要領

自衛隊の災害派遣を希望する場合、市長は災害派遣要請依頼書を災害派遣要請者（知事（尾張方面本部経由））へ提出する。ただし、事態が急迫して文書によることができない場合は、電話その他の迅速な方法により連絡し、事後速やかに文書を提出するものとする。



自衛隊の災害派遣要請を依頼した場合において、市長は、その旨及び市の地域に係る災害の状況等を関係自衛隊に対して必要に応じ通知する。

市長は、災害対策基本法第68条の2第1項及び第2項の規定により、災害の状況等を自衛隊に通知をしたときは、速やかにその旨を知事に通知する。

なお、市長は、時間的余裕がないなどやむを得ない場合は、直接知事（防災安全局）に派遣要請を依頼する。この場合も、できるだけ速やかに尾張方面本部（尾張県民事務所）へも連絡する。

3. 災害派遣要請依頼書の記載事項 ➡注

(1) 災害の状況及び派遣を要請する理由

- ・災害の状況（特に災害派遣を必要とする区域の状況を明らかにする。）
- ・派遣要請を依頼する理由

(2) 派遣を希望する期間

(3) 派遣を希望する区域及び活動内容

- ・派遣を希望する区域
- ・活動内容（遭難者の搜索援助、瓦礫等で埋まった道路の開通、防疫等）

(4) その他参考となるべき事項

注）資料編 第10 様式5「自衛隊災害派遣要請依頼書」

4. 自衛隊の受入れに関して留意すべき事項

自衛隊の派遣が決定した場合、次の点に留意して派遣部隊が十分に活動できるよう努めるものとする。

- (1) 職員の中から派遣部隊との連絡責任者を指名する。
- (2) 応援を求める内容、所要人員及び資機材等の確保について計画をたて、部隊到着後速やかに作業が開始できるよう準備する。
- (3) 部隊が到着した場合は、部隊を目的地に誘導するとともに部隊指揮官と協議して、作業が他の機関の活動と競合重複することがないように最も効果的に作業が分担できるよう配慮する。
- (4) 自衛隊の宿泊施設又は野営施設及び車両等の保管場所を確保する。
- (5) ヘリコプターによる災害派遣を受入れの場合は、次の点について準備する。

① 事前準備 →注

ア 土地の所有者又は管理者との調整を行い、自衛隊のヘリポート基準を満たした地積を確保する。

イ ヘリポートの位置確認のため、ヘリポート及びその周辺地域を含む地図を提供する。

ウ 夜間等の災害派遣に備えて、ヘリコプターの誘導のための照明器具を配備するとともに、緯度・経度でヘリポートの位置を明らかにする。

エ 自衛隊があらかじめ行う各ヘリポートへの離着陸訓練に協力する。

② 受入時の準備

ア 着陸地点には、H記号を風と平行方向に向けて標示するとともに、ヘリポートの近くに上空から風向、風速の判定ができる吹き流しを掲揚する。

イ ヘリポート内の風圧に巻きあげられるものは、あらかじめ撤去する。

ウ 砂塵の舞い上がるときは、散水、積雪時は除雪又はてん圧を実施する。

エ 物資を搭載する場合は、その形状と重量を把握し、事前に自衛隊と調整を行う。

オ 離着陸時のヘリポートには、関係者以外立ち入らせない。

カ ヘリポート付近の住民等に、ヘリコプターの離着陸等について広報する。

5. 自衛隊の活動範囲

派遣された部隊は、主として人命及び財産の保護のため、市災害対策本部と連絡協力して次の活動等を行うものとする。

- (1) 被害状況の把握
- (2) 避難の援助
- (3) 遭難者等の捜索救助
- (4) 水防活動
- (5) 消防活動
- (6) 道路又は水路の啓開
- (7) 応急医療、救護及び防疫
- (8) 人員及び物資の緊急輸送

注) 資料編 第7 その他 2「ヘリポートの基準等」

- (9) 給食及び給水
- (10) 物資の無償貸付又は譲与
- (11) 危険物の保安及び除去
- (12) 入浴支援
- (13) その他

6. 撤収要請

市長は、災害の救援活動が終了し、自衛隊の派遣の目的を達成したと認めるときは、速やかに知事（尾張方面本部経由）に対して自衛隊の撤収要請を依頼するものとする。

第4節 防災活動拠点の確保及び受援体制の整備

1 市における措置

- (1) 大規模な地震が発生し、県内外からの広域的な応援を受ける場合に、自衛隊・警察・消防を始めとする応援部隊等の展開及び宿営の拠点、資機材・物資の集結・集積に必要な拠点及び受援体制について、関係機関との調整の上、確保を図るものとする。
- (2) 当該拠点は、市又は県が応援活動を行う場合の活動拠点としての活用も図るものとする。
- (3) 物資の輸送拠点について、市は、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に物資調達・輸送調整等支援システムを用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努めるものとする。

2 防災活動拠点の確保等

防災活動拠点には、その規模に応じて、地区防災活動拠点、地域防災活動拠点（※）、広域防災活動拠点、中核防災活動拠点等があり、市は、受援及び応援のための集結・集積活動拠点として、地区防災活動拠点の確保を図るものとする。

物資の輸送拠点について、市は、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に新物資システム（B-PLo）を用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努めるものとする。

また、物資拠点の効率的な運営を図るため、速やかに、運営に必要な人員や資機材等を運送事業者等と連携して確保するよう努めるものとする。

※道の駅については、面積要件等を満たさない場合においても、道路管理者及び施設管理者との合意の上、地域防災活動拠点に位置づけることができる。

3 防災活動拠点の区分と要件等

地区防災 活動拠点 の要件等	応援の規模	隣接市町村等
	役割	活動拠点
	拠点数	1箇所程度
	要件	・面積1ha程度以上で、可能ならば中型ヘリコプターの離着陸が可能な場所 ・可能ならば倉庫等の施設が整備されているところ

第5節 南海トラフ地震の発生時における広域受援

南海トラフ地震の発生時においては、国が、「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」に基づき、あらかじめ定められた拠点等に対し、応援部隊等を派遣するとともに、物資の輸送等を行うこととなっている。

市、県、防災関係機関は、「南海トラフ地震における愛知県広域受援計画」に基づき、国が実施する災害応急対策活動に対し、次の広域的な受援活動を実施するものとする。

(1) 緊急輸送ルートの確保

被害が甚大な地域へ人員・物資・燃料等の輸送活動が迅速かつ円滑に行われるための緊急輸送ルートの確保のための活動

(2) 救助・救急、消火活動

あらかじめ定めた救助活動拠点を開設し、広域応援部隊を迅速かつ円滑に受け入れるための活動

(3) 災害医療活動

全国から派遣されたDMAT等による被災地域内における医療機関への支援・調整を行う活動

(4) 物資調達

国が被災県からの具体的要請を待たず支援する避難所避難者への支援物資の受入、配分に係る活動

(5) 燃料・電気・ガス供給

災害応急活動に必要な燃料や、重要施設の業務継続のための燃料・電気・ガスを確実に確保し、迅速かつ円滑に供給する活動

第17章 環境汚染防止及び廃棄物処理計画

第1節 環境汚染防止計画

市及び県は、地震等による被災状況を適確に把握して適切な措置を講ずるとともに、環境調査、モニタリング等を迅速に実施する。

被災状況を勘案し、大気汚染防止法第17条第3項、水質汚濁防止法第14条の2の規定に基づき、事業者に事故時の措置を命ずるなど、汚染物質の流出、拡散防止のための適切な措置を指導する。

誘導大気・水質監視テレメータシステム及び大気汚染測定車によるデータ収集並びに県等の分析機関と連携して、環境汚染モニタリングを行い、環境汚染状況やその発生源を適確に把握する。また、必要に応じて、環境調査・モニタリング等に必要な人員・機材等の援助について応援を依頼する。

第2節 廃棄物処理計画

市は、産業廃棄物の適正処理が円滑に行われるよう、排出業者及び処理業者に対し、廃棄物の保管施設及び処理施設の維持管理、廃棄物の流出防止等の指導に努める。

尾三衛生組合及び市は、被災状況を適確に把握し、被災状況に即した廃棄物の処理を迅速に実施する。

1. 災害廃棄物処理実行計画の策定

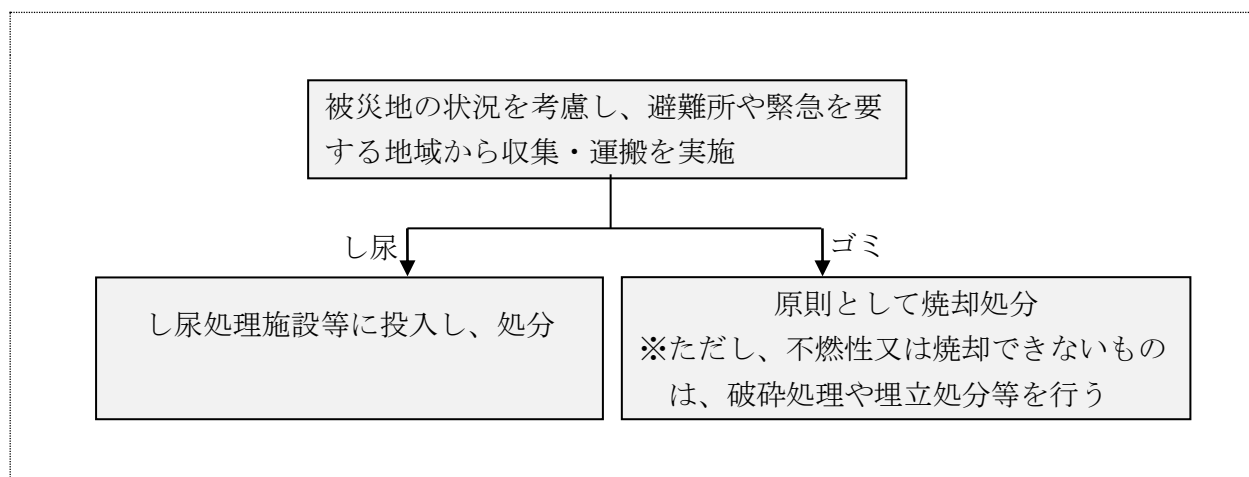
市は、被災状況を調査し、発生した災害廃棄物の種類、性状等を勘案し、その発生量を推計した上で、災害廃棄物処理実行計画を策定する。

2. 災害廃棄物の迅速かつ適正な処理

次の方針で災害廃棄物を処理するとともに、協定等に基づき、廃棄物（ごみ、し尿）処理業者の団体との災害時の応援体制を確立しておくものとする。

災害廃棄物の処理の方針	・処理を迅速かつ適正に実施するため、収集運搬機材、十分な大きさの仮置場、中間処理施設及び最終処分場を確保する ・県及び周辺市町村と緊密な連絡の下に処理体制を確立し、災害廃棄物の計画的な収集・運搬・処分を行う。 ・災害廃棄物処理に当たっては、作業現場においてできる限り選別を実施し、仮置場及びリサイクル施設への分別搬入を行い、仮置場等でも選別を行うことにより、可能な限り再生利用と減量化を図りつつ、適正な処理を行う。 ・環境汚染の未然防止及び住民、作業者の健康管理のため、適切な措置等を講ずる。 ・ボランティア、NPO等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、社会福祉協議会、NPO等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行う。
がれき	・選別・保管のできる仮置き場の確保を図る。 ・大量のがれきの最終処分までの処理体制を確立する。
フロン使用機器	適切なフロンの回収と廃棄処理を行う。

し尿・ごみの収集・運搬は、次の要領で行うものとする。



産業廃棄物の処理については、事業者に対し、適切なマニュアル等に基づく措置を講ずるよう指導する。

3. 周辺市町村及び県への応援要請

県及び市町村等は、地震等による大規模災害が発生した場合に備えて、平成26年1月1日付けで「災害時の一般廃棄物処理及び下水処理に係る相互応援に関する協定」を締結している。市は、自らによる処理が困難で応援等が必要な場合は、周辺市町村又は県に応援要請を行う。

第18章 警備・危険性物質等対策

第1節 災害警備計画

1. 警備方針

市は、大震災が発生した場合には、県警察の警備方針に従い、住民等の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防等の災害警備活動に協力する。

2. 保安及び防犯対策

市は次の保安及び防犯対策を図るものとする。

① 保安対策

危険物等の貯蔵施設及びガス供給施設に対する、災害の未然防止に努める。

② 防犯対策

- ・避難後の住宅密集地区、避難場所、食糧倉庫、金融機関等の防犯対象及び各種犯罪の多発地域等については、重点的に広報活動等を強化し、各種犯罪の未然防止に努める。
- ・被災地の混乱に乗じた集団による不法行為、生活必需物資等の欠乏に伴う悪質業者の買い占め、売り惜しみ及び暴利販売等についての監視を行う。
- ・地域防犯団体等の行う防犯活動については、火災及び盗難の予防等、市が行う諸活動の補助や、情報の伝達に関する事項とする。

第2節 危険性物質等対策計画

地震により高圧ガスや毒物劇物の危険性物質等の施設が被害を受け、又は危険性物質等の流出その他の事故が発生した場合は、災害の拡大を防止し被害の軽減を図るため、適切かつ迅速な防災活動を実施し、事業所の関係者及び地域住民に被害を及ぼさないようにする。

1. 事業所の管理者等における措置

① 防災要員の確保

地震発生後直ちに地震に関する情報を収集し、関係者に伝達するとともに、防災要員を確保する。

② 応急点検及び応急措置

- ・危険性物質等の流出又は出火等のおそれのある作業を緊急に停止するとともに、施設の応急点検を行い、被害状況を把握する。
- ・危険性物質等の施設が被害を受け、又は危険性物質等の流出その他の事故が発生した場合は、災害の拡大を防止するための応急措置を講ずるとともに、直ちに警察及び消防機関等へ通報する。

③ 情報の提供及び広報

地震による災害が発生し、事業所の周辺に被害を及ぼすおそれが生じた場合は、周辺住民に対し、災害の状況及び避難の必要性等に関する正確な情報を速やかに提供するとともに、住民の不安を増大させないための災害広報活動を積極的に行う。

2. 市における措置

- ① 市は、人的被害の状況、火災の発生状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的な情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ連絡するものとする。
- ② 市は、県に応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡する。

第19章 遺体の取扱い

災害により死亡した可能性が高いと思われる者は、速やかに搜索・収容し、所要の処置を経て、埋葬又は火葬（以下「埋火葬」という。）するものとする。

遺体の取扱いに当たっては、礼意を失わないように注意するとともに、遺族等の心身の状況、その置かれている環境等について適切な配慮を行う。

第1節 搜索

(1) 搜索の対象者
搜索は、災害により行方不明の状態にある者に対して行う。
(2) 搜索の方法
消防団員を招集し、警察署及び消防署と連携をとり実施する。
(3) 搜索の期間、費用等
災害救助法が適用された場合の搜索期間、費用等については、災害救助法施行細則（昭和40年愛知県規則第60号）による。 ➡注

注）資料編 第6 災害救助法 2 「災害救助法施行細則」第5条関係「搜索」

第2節 遺体の処置

(1) 遺体処置の内容	
・遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置 ・遺体の一時保存 ・検案	
(2) 遺体処置の方法	
主体	内容
警察	収容した遺体について検視（調査※）を実施する。 現場での検視（調査）を得ることができない場合は、発見の日時、場所、発見者、発見時の遺体の状況、所持品等を明確にし、市及び医師と連携を密にし、遺体安置所において検視（調査）を行う。 ※「警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律」に基づき、警察等が死因及び身元を明らかにするために行う調査（外表の調査、死体の発見された場所の調査、関係者に対する質問等）
市	医師による遺体（医師の診療中に死亡した者を除く。）の検案（死亡の確認及び死因その他の医学的検査）を受ける。 検視（調査）及び医学的検査を終了した遺体については、おおむね次により処置を行う。 ① 遺体識別のため、遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置を行う。 ・身元不明の遺体については、警察その他関係機関に連絡し、調査にあたる。 ・遺体の身元識別のため相当の時間を必要とし、又は死亡者が多数のため短時日に埋火葬ができない場合等においては、遺体を特定の場所（寺院などの施設の利用、又は寺院等の敷地に仮設）に集めて埋火葬等の処置をするまで一時保存する。 ② 遺体安置所は、十分な広さがあり、遺体安置に適した施設をあらかじめ選定しておくよう努めるものとし、関連民間事業者等の協力を得ながら適切な処置ができるように努める。
(3) 応援要請	
自ら遺体の処理の実施が困難な場合、他市町村又は県へ遺体の処置の実施、又は実施に要する要員及び資機材について応援を要請する。	
(4) 遺体処置の期間、費用等	
災害救助法が適用された場合の遺体処置の期間、費用等については、災害救助法施行細則による。 ➡注	

注）資料編 第6 災害救助法 2「災害救助法施行細則」第5条関係「遺体の処置」

第3節 遺体の埋火葬

市は、棺、骨つぼ等の埋火葬に必要な物資の現物支給を行う。埋火葬にあたっては、次の点に留意する。

(1) 死亡届の受理、火葬（埋葬）許可証の交付
死亡診断書又は死体検案書が添付された死亡届書を受理するとともに、火葬（埋葬）許可証を交付する。
(2) 埋火葬相談窓口の設置
速やかな埋火葬を要望する遺族のため、必要に応じ、埋火葬相談窓口を設置し、火葬場、遺体の搬送体制等に関する適切な情報を提供することにより、円滑な埋火葬の実施を支援する。
(3) 応援要請
遺体の埋火葬の実施が困難な場合は、他市町村や県へ遺体の埋火葬の実施又は実施に要する要員及び資機材について応援を要請する。
(4) 埋葬の期間、費用等
災害救助法が適用された場合の埋葬の期間、費用等については、災害救助法施行細則による。 ➡注

注）資料編 第6 災害救助法 2「災害救助法施行細則」第5条関係「埋葬」

第20章 被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定

地震直後に被災した建築物の安全性や、余震等による倒壊の危険性、また被災した宅地の安全性などの応急的な判断は、専門的知識のない被災者には困難である。そこで、あらかじめ登録された判定士を現地に派遣して技術的な危険度判定を行い、その危険性を周知することにより、余震等による二次的災害を未然に防止し、住民等の生命の保護を図るものとする。

また、市は、愛知県建築物地震対策推進協議会に設置された震後対策部会被災宅地危険度判定分科会と協力して、土木・建築技術者を対象に被災宅地危険度判定士の登録に努める。

1. 被災建築物応急危険度判定実施本部及び被災宅地危険度判定実施本部の設置

市は市内で判定を実施するにあたり、市災害対策本部の中に被災建築物応急危険度判定実施本部及び被災宅地危険度判定実施本部（以下「実施本部」という。）を設置する。実施本部は、判定実施計画を作成し、必要に応じて県の被災建築物応急危険度判定支援本部及び被災宅地危険度判定支援本部へ支援要請を行う。

2. 判定活動の実施

実施本部は、判定士、資機材等の確保をし、判定活動を実施する。

判定活動の実施にあたっては、被災建築物の応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査など、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について、被災者に明確に説明するものとする。

第21章 住宅対策

第1節 被災住宅等の調査

市は、災害のため住家に被害が生じた場合、罹災証明書の交付、応急仮設住宅の設置、住宅の応急修理、障害物の除去及び被災者生活再建支援金の給付等に必要となる、次の調査を実施する。

- (1) 住家の被害状況
- (2) 被災地における住民の動向
- (3) 応急仮設住宅の設置現地活動上の支障事項等
- (4) その他住宅の応急対策実施上の必要な事項

第2節 応急仮設住宅の供与

災害により住家が滅失した被災者のうち、自らの資力では住宅を確保することができない者に対し、一時的な居住の安定を図るため、応急仮設住宅を設置するものとする。

応急仮設住宅の設置については、建設又は賃貸住宅等の借り上げによるものとし、災害の特性等に応じて供与方法を選択する。また、平常時から、災害による被害が予測される空家等の状況の確認に努める。また、災害時には適切な管理のなされていない空家等に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空家等の全部又は一部の除却等の措置を行うものとする。

1. 応援協力要請

市は、住宅の被災状況等から応急仮設住宅の設置が必要な場合は、県に対して、設置を要請する。

県は、応急仮設住宅の設置に当たっては、協定締結団体に協力を要請する。

2. 応急仮設住宅の建設

県は、応急仮設住宅を次のとおり建設する。

(1) 建物の規模及び費用

- ① 一戸当たりの建物面積及び費用は、災害救助法施行細則に定める基準とする。

ただし、世帯の構成人数、資材の調達状況等により、基準運用が困難な場合は、基準内において調整し、その規模及び費用の追加ができるものとする。

- ② 建設資材の県外調達により、限度額での施工が困難な場合は、内閣総理大臣の承認を受けて当該輸送費を別枠とする。

(2) 建設の時期

地震災害が発生した日から原則として20日以内に着工するものとする。

ただし、大災害等の事由により期間内に着工できない場合は、事前に内閣総理大臣の承認を受けて、必要最小限度の期間を延長するものとする。

(3) 建設方法

所定の基準により直接建設業者に依頼し、原則としてリース又は買取りにより設置する。

ただし、状況に応じて知事の事務の一部を行うこととされた市長が当該事務を行うことができる。

3. 被災者の入居及び管理運営

(1) 対象者
災害により被災し、原則として次のいずれにも該当する者とする。 ・ 住家が全壊、全焼又は流失した者であること。 ・ 居住する住家がない者であること。 ・ 自らの資力をもってしては、住宅を確保することができない者であること。
(2) 方法
・ 市長が直接又は建築業者に請負わせて設置する。ただし、災害救助法が適用された場合は、知事及び知事の事務の一部を行うこととされた市長が設置するものとする。 ・ 建築場所の設定にあたっては、被災者が相当期間居住することを考慮し、飲料水が得やすく、保健衛生上、好適な場所を選定する。 ・ 相当数の世帯が集团的に居住するときは、交通の利便や教育の問題等を考慮する。 ・ 市有地の活用を原則とし、私有地を借用する場合は、事前に協議の上、選定する。 ・ 応急仮設住宅を迅速に供与するため、市はあらかじめ住宅建設に適する建設用地を選定・確保し、応急仮設住宅の設置候補地台帳を作成しておく。
(3) 入居者の選定
・ 応急仮設住宅の入居者は、被災者の生活状況を勘案し、要配慮者等で住宅の必要度の高い者より順次選定する。 ・ 入居者の選定については、県が行う救助の補助として委託された市がこれを行う。
(4) 管理運営
・ 応急仮設住宅の管理運営については、県が行う救助の補助として委託された市がこれを行う。 ・ 応急仮設住宅は、被災者に対しての一時的居住の場所を与えるための仮設建設であることを考慮し、使用目的に反しないよう適切に管理する。その際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死やひきこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。また、必要に応じて、応急仮設住宅におけるペットの受入れに配慮するものとする。

(5) 供与の期間
入居者に供する期間は、応急仮設住宅の完成の日から2年以内とする。なお、供用期間終了後は、県が譲渡又は解体撤去の処分を速やかに行う。
(6) 災害救助法の適用等
・災害救助法が適用された場合の救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。 ➡注1 ・災害救助法が適用されない場合の応急仮設住宅の設置及び管理運営は、市が行う。

第3節 住宅の応急修理

1. 県における措置

県は、災害救助法に基づき被災住宅の応急修理を行う。応急修理は、「住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理」及び「日常生活に必要な最小限度の部分の修理」をするものであり、次のとおり実施する。

(1) 応急修理の実施

ア 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理（ブルーシートの展張等）

(ア) 応急修理を受ける者の範囲
住家が半壊、半焼又はこれらに準ずる程度の損傷を受け、雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者
(イ) 修理の範囲
雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある屋根、外壁、建具等の必要な部分
(ウ) 修理の費用
応急修理に要する費用は、災害救助法施行細則に定める範囲内とする。
(エ) 修理の期間
災害が発生してから10日以内に完了するものとする。ただし、交通機関の途絶その他特殊な事情により期間内に修理ができない場合は、事前に内閣総理大臣の同意を得て、必要最小限の期間を延長するものとする。
(オ) 修理の方法
住宅の応急修理は、現物支給をもって実施する。

注1) 資料編 第6 災害救助法 2 「災害救助法施行細則」第5条関係「応急仮設住宅」

イ 日常生活に必要な最小限度の部分の修理

(ア) 応急修理を受ける者の範囲
a 住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者 b 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者
(イ) 修理の範囲
居室、炊事場、トイレなど当面の日常生活に欠くことのできない部分とする。
(ウ) 修理の費用
応急修理に要する費用は、災害救助法施行規則に定める範囲内とする。
(エ) 修理の期間
災害が発生してから3か月以内（災害対策基本法に規定する災害対策本部が設置された場合は、6か月以内）に完了するものとする。ただし、交通機関の途絶その他特殊な事情により期間内に修理ができない場合は、事前に内閣総理大臣の同意を得て、必要最小限の期間を延長するものとする。
(オ) 修理の方法
住宅の応急修理は、現物給付をもって実施する。

(2) 応援協力の要請

県は、被災住宅の応急修理に当たっては、協定締結団体に協力を要請する。

2 市における措置

- (1) 市は、住宅の応急修理に係る申請の受付、修理業者の指定とあっせん等の業務、請求書のとりまとめ並びに県への各種情報提供等を行う。
- (2) 市は、被災住宅の応急修理に当たっては、県の『災害時における被災住宅の応急修理に関する協定書』に定められた協定締結団体をはじめとする業者に協力を要請するものとする。

3 災害救助法の適用

- (1) 災害救助法が適用された場合、県が同法に基づく救助の実施機関となる。ただし当該災害が局地災害の場合は、県が実施機関となる当該事務については市長への委任を想定しているため、市が実施することとなる。なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。
- (2) 災害救助法が適用されない場合の住宅の応急修理は、市が行う。

第4節 障害物の除去

被災住宅の障害物の除去は、日常生活に欠くことができない部分等に運び込まれた土石、竹木等の除去を行うものとする。

(1) 対象者
住宅に土石、竹木等が運び込まれる被害を受けた者で、自らの資力では障害物の除去を行うことができない者とする。
(2) 対象住家
土石、竹木等が居室、炊事場、トイレなど当面の日常生活に欠くことのできない部分又は玄関等に運び込まれているため、居住者が現実には当面の日常生活を営むことができない状態にある住家とする。
(3) 方法
市長が直接又は建築業者、土木業者に請け負わせて実施し、必要最小限度の日常生活が営める状態にする。
(4) 除去した障害物の集積場所
公共用地で交通並びに市民生活に支障のない場所とし、被害の大きい場合には、事前に十分協議のうえ民有地を一時堆積場所として借用するものとする。
(5) 労力、資材・器材の調達及び協議
調達する労力、資材・器材については、あらかじめ種類、型式、数量を調査し、所有者とその供給について協議を行うものとする。
(6) 期間、費用等
災害救助法が適用された場合の除去の期間、費用等は、災害救助法施行細則による。 ➡注

市は、自ら障害物の除去をすることが困難な場合は、他市町村又は県へ障害物の除去の実施又はこれに要する要員及び資機材につき応援を要請する。

注) 資料編 第6 災害救助法 2「災害救助法施行細則」第5条関係「障害物の除去」

第22章 学校における対策

- 災害のため、児童生徒に対して、平常の学校教育を実施することが困難となった場合、教育施設及び教職員の確保については、県教育委員会の協力を得て、市教育委員会及び私立学校設置者等が応急措置を講じる。
- 教科書、学用品等の給与については、市長（災害救助法が適用された場合は、知事及び知事から委任された市長）が応急措置を講じるものとする。

第1節 臨時休校及び避難等の措置

1. 臨時休校等の措置

授業を継続実施することにより、児童生徒等の安全の確保が困難であると思われる場合には、次により臨時休校等の措置をとる。

災害の発生が予想される場合は、市教育委員会又は各学校長が行うものとする。ただし、各学校長が決定し行う場合は、市教育委員会と協議し、市教育委員会があらかじめ定めた基準によるものとする。

2. 避難等

学校等において災害が発生し、又はそのおそれがある場合には、事態に即応して各学校等であらかじめ定めた計画により避難する。

市から、避難所等の開設の要請を受けた学校等にあつては、市と緊密な連絡をとるとともに、これに積極的に協力する。

第2節 教育施設の確保

市教育委員会並びに私立学校設置者は、教育施設の確保等につき次の措置を講ずる。

(1) 応急な教育施設の確保と授業等の実施
① 校舎等の被害が軽微な場合 →速やかに応急修理を行い、授業等を実施する。 ② 被害が相当に大きいが校舎等の一部が使用可能な場合 →使用可能な校舎において安全を確保し、授業等を実施する。 なお、一斉に授業が実施できない場合は、二部授業又は地域の公共施設利用による分散授業を実施するなどの措置を講ずる。 ③ 校舎等が被災により全面的に使用困難な場合 →市内の公民館等公共施設、学校の校舎等を使用し、授業等を実施する。 ④ 校舎等が集団避難施設となる場合 →授業実施のための校舎等の確保は②及び③の場合に準ずるものとする。また、校舎等での避難生活が長期にわたる場合は、応急活動と避難活動との調整について市と協議を行い、授業の早期再開を図る。 なお、利用できる施設の確保が困難な場合は、応急に設置された仮校舎で授業等を実施する。
(2) 応急な教育活動についての広報
応急な教育活動の開始にあたっては、開始時期、方法等について児童生徒、保護者等への周知を図る。

第3節 教職員の確保

市教育委員会並びに私立学校設置者は、教職員の人的被害が大きく応急の教育の実施に支障があるときは、県教育委員会の協力を得て他校の教職員の援助を求め、又はこれに必要な教職員を臨時に採用する等、必要な教職員の確保に万全を図る。

市教育委員会は、自ら学校教育の実施が困難な場合、他市町村教育委員会又は県教育委員会に対して、教育施設及び教職員の確保について応援を要請する。

私立学校設置者は、自ら応急の教育の実施が困難な場合、他の私立学校設置者、市教育委員会又は県（県教育委員会を含む。）への教育の実施又はこれに要する教育施設及び教職員の確保について応援を要請する。

応援の要請を受けた機関は、これに積極的に協力する。

第4節 教科書、学用品等の給与

市は、災害により教科書、学用品等をそう失又はき損し、就学上支障をきたした市立学校の児童・生徒に対して学用品等を給与する。ただし、教科書については、給与するために必要な冊数等を所定の様式（注）により速やかに（7日以内）県教育委員会に報告するものとする。

教科書、学用品等の給与に係る応援協力は以下のとおりとする。

市は、自ら教科書、学用品等の給与の実施が困難な場合、他市町村又は県に対して学用品等の給与の実施調達について応援を要請する。

応援の要請を受けた機関は、これに積極的に協力する。

災害救助法が適用された場合の学用品等の給与についての対象者、期間、経費については、災害救助法施行細則による。

注）資料編 第10 様式「事故発生等の報告について」（平成22年3月26日21教総第947号）別紙様式3
「事故発生状況報告書」

第23章 航空機の活用

発災直後の上空からの情報収集活動、救急救助活動、災害応急活動等を迅速かつ円滑に行うため、県ではヘリコプターを用いた活動体制を整備しており、市は応急活動で必要な場合に出動を要請するものとする。

1. 活動内容

愛知県防災ヘリコプターはその特性を活用でき、その必要性が認められる次の活動を基準とし行うものとする。

- (1) 被害状況調査等の情報収集活動
- (2) 食糧、衣料その他生活必需品及び復旧資機材等の救援物資並びに人員等の輸送
- (3) 災害情報、警報等の広報、啓発活動
- (4) 火災防御活動
- (5) 救急救助活動
- (6) 臓器等搬送活動
- (7) その他防災ヘリコプターによる災害応急対策が有効と認められる活動

2. 応援要請基準

市長は、次の要件のいずれかに該当し、航空機の活動が必要と判断した場合に、知事に対して防災ヘリコプターの応援要請を行うものとする。

- (1) 災害が隣接する市町村等に拡大し、又はそのおそれがあるとき
- (2) 市の消防防災力によっては、防御が著しく困難な場合
- (3) その他救急救助活動等において、防災ヘリコプターによる活動が最も有効な場合

3. 出動要請

市長等（消防事務に関する一部事務組合の管理者含む。）は、消防防災ヘリコプターの応援要請をするときは、あらかじめ名古屋市消防航空隊に電話等により、次の事項について速報を行ってから、航空機隊支援出動要請書を名古屋市消防長に提出するものとする。

- (1) 災害の種別
- (2) 航空機隊に求める活動の内容
- (3) 災害の発生場所
- (4) 災害発生場所の気象及び地形の状況
- (5) 離着陸場所の所在地
- (6) 現場指揮本部の無線の呼出名称
- (7) その他必要な事項

このほか、消防防災ヘリコプターの出動に関して必要な事項は、「名古屋市航空機隊支援出動要請要領」等の定めるところによる。

第24章 災害救助法の適用

災害救助法の適用は、市の区域を単位として、住家の滅失が一定規模以上であることと、多数の者が生命、身体に危害を受け、あるいは受けるおそれが生じた場合であること、被災者が現に救助を要する状態にあるときに、知事が適用するが、その適用基準については災害救助法施行令第1条の定めるところによる。

(1) 適用基準
・ 市内で80世帯以上の住家が滅失したとき。 ・ 愛知県内において2,500世帯以上の住家が滅失した場合で、本市内で40世帯以上の住家が滅失したとき。 ・ 愛知県内において12,000世帯以上の住家が滅失したとき。 ・ 次の特別な事情がある場合であって、市で多数の世帯の住家が滅失したとき。 「災害にかかった者に対する食品もしくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は災害にかかった者の救出について特殊の技術を必要とすること。」 ・ 多数の者が生命又は身体の危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合で、次の基準に該当したとき。 「災害が発生し、又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること。」 「災害にかかった者に対する食品もしくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は災害にかかった者の救出について特殊の技術を必要とすること。」
(2) 被害世帯の算定
住家の被害程度は、住家の滅失した世帯、すなわち全壊、全焼、流出等の世帯を標準とし、住家が半壊、半焼等で損傷した世帯については滅失世帯の2分の1、床上浸水や土砂の堆積等により一時的に居住不能にあつては滅失世帯の3分の1とみなして、被害世帯を換算し取り扱う。
(3) 救助の種類及び期間
災害救助法が適用された場合、市長は知事の委任を受けて、災害救助法に基づく救助を行う。また、知事から委任を受けた救助以外に県が行う救助の補助を行う。救助の種類、方法、期間等については、災害救助法施行細則による。

第 4 編 災害復旧・復興計画

目次

第 1 章 復興体制	4-1
第 2 章 民生安定のための緊急措置	4-3
第 3 章 激甚災害の指定に関する計画	4-4
第 4 章 災害復旧事業に必要な金融及びその他の資金	4-6
第 5 章 その他の復興整備事業	4-10

第1章 復興体制

- 大規模災害からの円滑かつ迅速な復興を図るため、復興体制を整備する。
- 大規模災害により被災した地域の再建を可及的速やかに実施するため、復興計画を作成し、計画的に復興を進める。
- 市及び県は、災害復旧・復興対策の推進のため、必要に応じ、国や他の地方公共団体等に対し、職員の派遣等の協力を求める。
- 被災地の復旧・復興に当たっては、復旧・復興のあらゆる場・組織に、障害者や高齢者、女性等の参画を促進する。

第1節 復興本部の設置等

1 市における措置

(1) 市復興本部の設置

本市において大規模災害が発生し、災害対策基本法に規定する「非常災害対策本部」又は「緊急災害対策本部」が設置され、かつ、本市の目指す復興後の姿を明確に示し、復興に向けた施策を、全庁で一体的かつ迅速に推進する必要があると災害対策本部長（市長）が判断した場合、復興本部を設置する。

(2) 市復興本部の組織及び運営

本部の組織及び運営は、災害の発生後に、災害対策本部において検討する。

(3) 本部会議の開催

本部長は、災害復興に関する重要事項の協議を行うため、必要に応じ本部会議を招集する。本部会議の構成は、本部長、副本部長及び本部員とする。

第2節 復興計画等の策定

1 市における措置

(1) 市復興計画の策定

特定大規模災害によって土地利用の状況が相当程度変化した地域や多数の住民が避難等を余儀なくされた地域など、復興法に定める要件に該当する地域となった場合は、国の復興基本方針及び県復興方針に則して、市復興計画を策定し、これを着実に実施することにより、被災地域等における円滑かつ迅速な復興を図る。

第3節 職員の派遣要請

1 市における措置

(1) 国の職員の派遣要請（復興法第53条）

市長は、特定大規模災害からの復興のために必要な場合、指定地方行政機関の長に対して、職員の派遣を要請することができる。

(2) 他の普通地方公共団体の職員の派遣要請（地方自治法第252条の17）

市長は、市の事務処理のため特別の必要があると認める場合、他の普通地方公共団体の長に対して、職員の派遣を要請することができる。

(3) 職員派遣のあっせん要求（復興法第54条）

市長は、知事に対し復興法第53条の規定による指定地方行政機関の職員の派遣について、あっせんを求めることができる。

また、市長は、知事に対し地方自治法第252条の17の規定による他の普通地方公共団体職員の派遣について、あっせんを求めることができる。

第2章 民生安定のための緊急措置

被災者の早期生活再建を支援するため、市は住家の被害状況調査の結果に基づき、税の減免、各種手数料・使用料の減免、各種貸付金、融資の支援、保険などの支払いを受けるために必要となる罹災証明書について、その交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結等を計画的に進めるなど、交付に必要な業務の実施体制の整備に努め、早期に被災者に交付するものとする。

市は、住民等の協力を得て、国、県並びに関係機関との緊密な連携のもとに、特に次の諸点に留意して必要な行財政措置を講じ、早期に社会秩序の回復を図る。

(1) 民生安定
・ 公共、公益施設を早期に復旧する。 ・ 生活必需物資、住宅等を供給し、生活の安定を図る。 ・ 災害融資等自立のための援護措置を強化する。 ・ 雇用機会の確保を図るとともに、職業紹介機能を充実する。 ・ 防疫、清掃等住民等の保健衛生に配慮する。 ・ 義務教育諸学校の児童生徒に対する教育の確保に万全を期す。 ・ 震災廃棄物処理実施計画を策定し、迅速に処理を進め、分別・リサイクルに努める。 ・ 避難所・巡回健康相談等を実施し、健康状態の把握と支援を行う。 ・ 要配慮者の生活状況、福祉ニーズを把握し、ニーズに応じたサービスを提供する。
(2) 災害復旧・復興計画
・ 耐震、耐火環境の整備された市を再建するために、速やかに長期的視野に立った災害復旧計画を策定する。 ・ 復旧・復興の検討やまちづくりのプロセスにおいては、住民の意見を十分反映させる。 ・ 復旧・復興事業については、暴力団等の参入・介入を防止するため、暴力団排除条項を積極的に活用するなど、暴力団排除活動を徹底する。 ・ 被災者支援施策として市及び県が行う公営住宅、公営施設の提供から暴力団員を排除するために、契約書に暴力団排除条項を整備するなど必要な措置を講ずる。
(3) 経済秩序等の早期回復
震災後には、経済秩序や社会秩序の混乱が予想されるが、労働力や資材等の確保、必要な金融措置等を講ずることにより、生産・流通活動の早期回復を図るとともに、関係商工団体・農業団体等の協力を得て、適正な価格による物資の円滑な取引の促進、市場機能の回復に努める。

第3章 激甚災害の指定に関する計画

大規模な災害が発生した場合において、「激甚災害に対処するための特別財政援助等に関する法律」（以下「激甚法」という。）に基づく激甚災害の指定を受ける場合の手続き及び指定を受けた場合の手続き等について定めるものとする。

1. 激甚災害に関する調査

市は、県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について、協力するものとする。

2. 特別財政援助の手続

市は、激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書等を作成し、県各部に提出する。

3. 激甚災害に係る財政援助措置

(1) 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助	
・公共土木施設災害復旧事業 ・公共土木施設災害関連事業 ・公立学校施設災害復旧事業 ・公営住宅等災害復旧事業 ・生活保護施設災害復旧事業 ・児童福祉施設災害復旧事業 ・老人福祉施設災害復旧事業 ・身体障害者社会参加支援施設災害復旧事業 ・障害者支援施設等災害復旧事業 ・婦人保護施設災害復旧事業 ・感染症指定医療機関災害復旧事業 ・感染症予防事業 ・堆積土砂排除事業 ・湛水排除事業	（公共的施設区域内） （公共的施設区域外）
(2) 農林水産業に関する特別の助成	
・農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置 ・農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例 ・開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助	

- ・天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例
- ・森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助
- ・土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助
- ・森林災害復旧作業に対する補助

(3) 中小企業に関する特別の助成

- ・中小企業信用保険法による災害関係保証の特例
- ・小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間等の特例
- ・事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助

(4) その他の財政援助及び助成

- ・公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助
- ・私立学校施設災害復旧事業に対する補助
- ・市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例
- ・母子及び父子並びに寡婦福祉法による国の貸付けの特例
- ・水防資材費の補助の特例
- ・罹災者公営住宅建設事業に対する補助の特例
- ・小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等
- ・雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例

第4章 災害復旧事業に必要な金融及びその他の資金

第1節 罹災証明書の交付等

1. 市における措置

市は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、罹災証明書の交付の体制を確立し、遅滞なく、住家等の被害の程度を調査し、被災者に罹災証明書を交付する。

なお、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施するものとする。

また、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局と応急危険度判定担当部局とが非常時の情報共有体制についてあらかじめ検討し、必要に応じて、発災後に応急危険度判定の判定実施計画や判定結果を活用した住家被害の調査・判定を早期に実施できるよう努めるものとする。

2. 独立行政法人都市再生機構における措置

国又は地方公共団体からの要請に基づき、その業務の遂行に支障のない範囲で専門的知識を有する職員を被災地に派遣するものとする。

第2節 被災者台帳の作成及び災害ケースマネジメントの実施

1. 市における措置

(1) 被災者台帳の作成

市は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めるものとする。

(2) 災害ケースマネジメントの実施

市は、被災者の自立・生活再建が進むよう、被災者一人ひとりの被災状況や生活状況の課題等を個別相談等により把握した上で、必要に応じ専門的な能力を持つ関係者と連携しながら、当該課題等の解決に向けて継続的に支援を行う災害ケースマネジメントの取組を行うよう努める。

取組にあたっては、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備を行うよう留意する。

第3節 被災者への経済的支援等

1. 市における措置

(1) 被災者生活再建支援金の支給申請書の受付

市は、被災者生活再建支援金の支給申請書を受け付け、確認し、県へ送付する。

(2) 災害弔慰金等の支給

「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づく次の措置を行う。

①災害弔慰金の支給

地震災害により死亡した者の遺族に対し、弔慰のため死亡者が生計維持者の場合は500万円以内、その他は250万円以内の災害弔慰金を支給する。（費用負担：国4分の2、県4分の1、市4分の1）

②災害障害見舞金の支給

精神又は身体に著しい障害を受けた者が生計維持者の場合は、250万円以内、その他は125万円以内の災害障害見舞金を支給する。（費用負担：国4分の2、県4分の1、市4分の1）

③災害援護資金の貸付

被災世帯の世帯主に対して生活の立て直しに資するために一世帯当たり350万円以内で被害の程度、種類に応じて災害援護資金の貸付けを行う。（費用負担：国3分の2、県3分の1）

(3) 市税等の減免等

市は、被災により経済面において従前の生活を回復できず、納税などの義務を一時に果たすことができない被災者に対し、必要に応じ、税についての期限の延長、徴収猶予及び減免、国民健康保険制度等における医療費負担及び保険料の減免等を行う。

(4) 義援金の受付、支給

各方面から被災者に対して寄託される義援金を受け付け、義援金配分委員会を組織し、被害状況に応じた配分計画をたて、被災者へ義援金を支給する。

①義援金品の受付

市は、義援金品の受付窓口を開設して、寄託される義援金品の受付を行う。

また、義援品を提供する場合は、被災地のニーズに応じた物資とするとともに、品名を明示する等梱包に際して被災地における円滑かつ迅速な仕分け・配送に十分配慮した方法とするよう努めるものとする。

②義援金品の配分

市は、義援金について、支援関係団体で構成する配分委員会を組織し、義援金総額、被災状況等を考慮した配分基準を定めるとともに、報道機関等の協力を得て、適切かつ速やかに配分する。

(5) 災害対策基金

市は、災害対策に要する臨時的経費に充てるため、地方財政法第4条の3及び第7条の規定並びに地方自治法第208条第2項の規定により、災害対策基金を計画的に積み立てて

いくものとする。

2. 日本赤十字社愛知県支部における措置

義援金の受付を行うと共に地方公共団体やその他関係団体で組織する義援金配分委員会に参加し、迅速・公正な配分に努める。なお、原則として義援物資の受付は行わず、企業から同一規格のものが相当量調達できる場合にのみ、これを受け入れる。

3. 県社会福祉協議会における措置

「生活福祉資金貸付制度要綱」により災害を受けた低所得世帯に対し、その経済自立と生活意欲の助長促進を図り、安定した生活を営ませるため一世帯当たり 150 万円を貸付上限額の目安として福祉資金の貸付けを行う。

なお、「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づく災害援護資金の貸付けの対象となる世帯については、同法に基づく貸付を利用することを原則とし、本制度は、特に当該世帯の自立更生を促進するため必要があると認められる場合に利用する。

4. 被災者生活再建支援法人（公益財団法人都道府県センター）における措置

「被災者生活再建支援法」に基づき、同法の適用となる自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対して、その生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資するため、住宅の被害程度、再建方法に応じて定額の支援金を支給する。

支援金の支給に関しては、都道府県から当該事務の全部を委託された被災者生活再建支援法人が都道府県により拠出された基金を活用して行う。

なお、支給する支援金の2分の1は国の補助となっている。

5. 報道機関、各種団体等における措置

災害の状況により一定期間を定めて義援金品の受付を行い、寄託された金品を被災者に配分し、又は必要により市、県に寄託する。

6. 中部管区行政評価局における措置

中部管区行政評価局は、被災者に対する各種支援措置の案内等に対応する特別行政相談活動を行うものとする。

第4節 住宅等対策

1. 市における措置

(1) 災害公営住宅の建設

自己の資力では住宅の再建が困難な者に対する居住の安定を図るため、市は公営住宅法に基づき災害公営住宅を建設するものとする。

(2) 相談窓口の設置

相談窓口を設置し、被災した住宅の補修・復旧方法（技術面）、住宅再建に係る支援制度、住宅再建用地の確保、被災した住宅の解体撤去方法、災害公営住宅への入居等についての相談に対応する。

2. 独立行政法人住宅金融支援機構における措置

（1）住宅復興資金

住宅に被害を受けた者に対し、独立行政法人住宅金融支援機構法の規定により、災害復興住宅資金の融資を適用し、建設資金又は補修資金の貸付けを行う。

（2）住宅相談窓口の設置

県と協議のうえ必要と判断される場合は、被災者の住宅再建や住宅ローン返済に関する相談に応じるため、住宅相談窓口を設置し、住宅の早期復興を支援する。

（3）既存貸付者に対する救済措置

独立行政法人住宅金融支援機構融資に係る債務者について、貸付金の返済猶予等、被災者の便宜を考慮した措置を必要に応じて講ずる。

第5節 商工業の再建支援

1. 市における措置

（1）支援情報の提供及び相談窓口における相談対応

市は、被災中小企業等に対する援助、助成措置等支援制度に関する情報について、広く被災者に広報するとともに、必要に応じて、相談窓口を設置する。

第6節 農林水産業の再建支援

1. 市における措置

（1）支援情報の提供及び相談窓口の設置

市は、天災融資制度や日本政策金融公庫の融資制度（農林漁業セーフティネット資金等）等の支援制度について、被災した農林水産業従事者に提供するとともに、必要に応じて、農林水産業に関する相談窓口を設置する。

（2）金融支援等

市は、災害により被害を受けた農林漁業者又は農林漁業者の組織する団体に対し、復旧を促進し、農林漁業の生産力の維持増進と経営の安定を図るため、「天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法」に基づく利子補給等を実施する。

第5章 その他の復興整備事業

市は、地震の発生により都市基盤が脆弱な市街地が大規模に被災した場合などに、緊急かつ円滑に市街地を復興するため、建築基準法、被災市街地復興特別措置法、都市計画法に基づく建築制限や「大規模災害からの復興に関する法律」に基づく建築情報の把握・勧告制度等を活用しつつ、地域住民との合意形成を図り、計画的な市街地の整備事業を進める。なお、手続きの詳細は、「愛知県震災復興都市計画の手引き」を参照する。

1. 第一次建築制限

市における措置

- ① 市街地の被災状況を把握する。
- ② 被災状況を踏まえ、建築基準法第84条の区域の案を作成し、発災後10日以内に、県(建築指導課)に申出を行う。
- ③ 市は、発災後14日以内に、第一次建築制限の設定方針を踏まえ、都市復興の理念や目標等、都市の復興に当たっての大きな方向性を示した基本方針を策定する。

2. 第二次建築制限

① 都市復興基本計画（骨子案）の策定と公表

市は、基本方針を踏まえた上で発災後2ヶ月以内に、都市復興の骨格部分の考え方を示した基本計画（骨子案）を策定する。

基本計画（骨子案）は、発災後2ヶ月で地域住民と行政の都市復興に関する合意形成を推進させ、後の都市計画事業決定の手続き等を円滑にし、被災地の迅速な復興を推進するために策定する。

② 被災市街地復興推進地域の都市計画決定

建築基準法第84条の区域指定の後、市は被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）第5条第1項の規定による被災市街地復興推進地域を、都市計画に定める。

復興推進地域が決定されると、無秩序な建築等による防災上及び環境上、不良な市街地の再生を防止するため、一定期間（災害の発生した日から最長2年以内の日まで）、建築行為等の制限が行われる。

3. 復興都市計画事業の都市計画決定

① 都市復興基本計画の策定と公表

市は、復興都市計画事業等の都市計画決定に先立ち、都市復興基本計画（都市復興マスタープラン）を策定・公表する。

市は都市復興基本計画（骨子案）の内容を基本として、各地区の復興都市計画事業等の検討状況、見通しスケジュール等を反映して都市復興基本計画を策定する。

策定に当たっては、復興に関する市基本方針、都市計画マスタープラン、立地適正化計画、総合計画等を踏まえるものとする。

② 復興都市計画事業の都市計画決定

市は、被災市街地復興推進地域を都市計画決定した後、復興都市計画事業の都市計画決定や市街地開発事業の施行等必要な措置を講ずる責務が課されている。その計画策定にあたっては、被災者の生活再建に十分配慮し、できるだけ速やか（被災後6ヶ月を目途）に行うこととする。

第5編 南海トラフ地震臨時情報発表時の対応

目次

- 1. 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合の対応…………… 5-1
- 2. 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の対応 …… 5-2
- 3. 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合の対応 …… 5-4

■南海トラフ地震臨時情報の発表の有無に関わらず、従前から実施している突発地震の備えを実施することを基本とし、さらなる被害の軽減を目指す観点で、南海トラフ地震臨時情報を有効に活用することが重要である。

■南海トラフ地震臨時情報が発表された場合の対応を、県、市、防災関係機関等が地域の実情に応じてあらかじめ検討し、連携協力して防災対応がとれる体制を確保する。

1. 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合の対応

市は、南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合は、市警戒本部（非常配備警戒）を設置する。

2. 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の対応

1 情報収集・連絡体制の整備

市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の内容その他これらに関連する情報（以下「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等」という。）が発表された場合は、市災害対策本部（第2次非常配備）を設置する。

2 後発地震に対して警戒・注意する体制を確保すべき期間

市は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるM8.0以上の地震の発生から1週間、後発地震（南海トラフの想定震源域及びその周辺で速報的に解析されたM6.8程度以上の地震が発生、又はプレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべり等を観測した後に発生する可能性が平常時に比べて相対的に高まったと評価された南海トラフ地震、以下同じ。）に対して、警戒する体制を確保するものとする。また、当該期間の経過後1週間、後発地震に対して注意する体制を確保するものとする。

3 住民への周知・呼びかけ

市は、放送事業者等と連携し、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など地域住民等に密接に関係がある事項について周知するものとする。また、国からの指示に基づき地域住民等に対して避難の継続（事前避難）等のあらかじめ定められた措置、及び家具の固定、最寄りの避難所・避難場所の確認、家族との安否確認手段の取決め、家庭における備蓄の確認など、日頃からの地震への備えの再確認及び、すぐに逃げられる態勢の維持や非常持出品の常時携帯などの特別な備え等の防災対応をとる旨を呼びかけるものとする。

（参考：第2編第2章「防災訓練及び防災意識の向上」第2節「防災知識の普及」及び第3編第5章「広報」）

4 避難対策等

(1) 地域住民等の避難行動等

市は、「南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン」（令和元年5月内閣府作成）及び「南海トラフ地震臨時情報発表時における防災対応の内『巨大地震警戒時の事前避難』の検討手引き」（令和2年3月県作成）などに基づき、事前避難対象地域（住民事前避難対象地域、高齢者等事前避難対象地域）について検討・設定し、国からの指示が発せられた場合には、当該地域について、避難指示等により事前の避難を促す。

市は、高齢者等事前避難対象地域内の要配慮者等及び住民事前避難対象地域内の地域住民等に対し、避難場所、避難路、避難方法及び家族との連絡方法等を平常時から確認しておき、国からの指示が発せられた場合の備えに万全を期するよう努める旨を周知する。また、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、高齢者等事前避難対象地域内の地域住民等（要配慮者等除く。）及び事前避難対象地域外の地域住民等に対し、日頃からの地震への備えの再確認及び、すぐに逃げられる態勢の維持や非常持出品の常時携帯などの特別な備え等防災対応をとる旨を呼びかける。

(2) 事前避難における避難所の運営

事前避難の際は、知人宅や親類宅等への避難を促すことを基本とするが、それが難しい住民に対しては、市において避難所の確保を行う。また、事前避難においては、被災後の避難ではないため、必要なものは避難者各自で準備することについて、住民に理解を得ることなどが必要である。（第3編第6章「避難」第2節「避難所の開設・運営」及び「南海トラフ地震臨時情報発表時における防災対応の内『巨大地震警戒時の事前避難』の検討手引き」参照。）

5 消防機関等の活動

(1) 市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、消防機関及び水防団が出火及び混乱の防止のために講ずる措置について、事前避難対象地域における地域住民等の避難場所、避難所への経路及び誘導方法を重点として、その対策を定めるものとする。

(2) 水防管理者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合に、次の事項を重点としてその対策を定め、後発地震に備えた必要な体制を確保するものとする。

- ア 所管区域内の監視及び警戒
- イ ため池等の操作
- ウ 水防作業に必要な資機材の点検、整備、配備等

6 水道、電気、ガス、通信、放送関係

(1) 水道

水道事業者等は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の措置をあらかじめ定め、後発地震に備えて必要な飲料水を供給する体制を確保するものとする。

第5編 南海トラフ地震臨時情報発表時の対応

(2) 電気

電力事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の措置をあらかじめ定め、後発地震に備えて必要な電力を供給する体制を確保するものとする。

(3) ガス

ガス事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の措置をあらかじめ定め、後発地震に備えて必要なガスを供給する体制を確保するものとする。

(4) 通信

通信事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の措置をあらかじめ定め、後発地震に備えて必要な体制を確保するものとする。

(5) 放送

放送事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の措置をあらかじめ定め、後発地震に備えて必要な体制を確保するものとする。

7 交通

(1) 道路

県警察及び道路管理者は、相互に協力して適切な交通規制を実施し、交通混乱の防止、緊急物資の輸送、警察・消防活動等が行えるよう道路交通の確保を図るものとする。

(2) 鉄道

ア 鉄道事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合は安全性に留意しつつ、運行するために必要な対応を行うものとする。

イ 鉄道事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表される前の段階から、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の運行規制等の情報について、情報提供に努めるものとする。

8 市が管理等を行う道路、河川その他の施設に関する対策

(1) 不特定かつ多数の者が出入りする施設

市が管理する庁舎、会館、社会教育施設、社会体育施設、社会福祉施設、図書館、学校等の管理上の措置及び体制はおおむね次のとおりとする。

ア 各施設に共通する事項

① 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の入場者等への伝達

＜留意事項＞

- ・来場者等が南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された際に、とるべき防災行動をとり得るよう適切な伝達方法を事前に検討すること。
- ・避難場所や避難経路、避難対象地域、交通対策状況その他必要な情報を併せて伝達するよう事前に検討すること。

② 入場者等の安全確保のための退避等の措置

③ 施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置

④ 出火防止措置

⑤ 水、食料等の備蓄

- ⑥ 消防用設備の点検、整備
 - ⑦ 非常用発電装置、防災行政無線、テレビ、ラジオ、コンピュータなど情報を入手するための機器の整備
 - ⑧ 各施設における緊急点検、巡視
- 上記の①～⑧における実施体制（⑧においては実施必要箇所を含む）は施設ごとに別に定めるものとする。

イ 個別事項

- ① 市立学校にあつては、次に掲げる事項を定めることとする。
児童・生徒等に対する保護の方法
 - ② 社会福祉施設にあつては、次に掲げる事項を定めることとする。
入所者等の保護及び保護者への引き継ぎの方法
なお、具体的な措置内容は施設ごとに別に定める。
- （２）公共土木施設等
- 迅速な道路状況の把握に努め、道路利用者への通行に関する情報提供や道路啓開の準備等について定めることとする。
- （３）災害応急対策の実施上重要な建物
- 災害対策本部が設置される庁舎等の管理者は、（１）のアに掲げる措置をとるほか、次に掲げる措置をとるものとする。
- また、災害対策本部等を市が管理する施設以外の施設に設置する場合は、その施設の管理者に対し、同様の措置をとるよう協力を要請するものとする。
- ① 自家発電装置、可搬式発電機等による非常用電源の確保
 - ② 無線通信機等通信手段の確保
 - ③ 災害対策本部等開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保
- （４）工事中の建築物等
- 施行管理者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における工事中の建築物その他の工作物又は施設について安全確保上実施すべき措置を定めることとする。

９ 滞留旅客等に対する措置

市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における滞留旅客等の保護等のため、避難所の設置や帰宅支援等必要な対策を定めるものとする。

３． 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合の対応

１ 情報収集・連絡体制の整備

市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の内容その他これらに関連する情報（以下「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等」という。）が発表された場合は、市災害対策本部（第１次非常配備）を設置する。

2 後発地震に対して注意する体制を確保すべき期間

市は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上M8.0未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震（ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く。）が発生するケースの場合は1週間、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりが観測されたケースの場合はプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりの変化が収まってから、変化していた期間と概ね同程度の期間が経過するまでの期間、後発地震に対して注意する体制を確保するものとする。

3 住民への周知・呼びかけ

市は、放送事業者等と連携し、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など地域住民に密接に関係ある事項について周知するものとする。また、地域住民等に対し、家具の固定、最寄りの避難所・避難場所の確認、家族との安否確認手段の取決め、家庭における備蓄の確認など、日頃からの地震への備えの再確認及び、すぐに逃げられる態勢の維持や非常持出品の常時携帯などの特別な備え等防災対応をとる旨を呼びかけるものとする。（参考：第2編第2章「防災訓練及び防災意識の向上」第2節「防災知識の普及」及び第3編第5章「広報」）

（参考 南海トラフ地震に関連する情報）

- 南海トラフ地震に関連する情報は、「南海トラフ地震臨時情報」又は「南海トラフ地震関連解説情報」の情報名称で発表される。
- 「南海トラフ地震臨時情報」には、情報の受け手が防災対応をイメージし、適切に実施できるように、防災対応等を示すキーワードが情報名に付記される。
- 「南海トラフ地震関連解説情報」では、「南海トラフ地震臨時情報」発表後の地震活動や地殻変動の状況等が発表される。また、「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における評価結果もこの情報で発表される。

「南海トラフ地震に関連する情報」の名称及び発表条件

情報名	情報発表条件
南海トラフ地震臨時情報	○南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、又は調査を継続している場合 ○観測された異常な現象の調査結果を発表する場合
南海トラフ地震関連解説情報	○観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合 ○「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合（ただし、南海トラフ地震臨時情報を発表する場合を除く） ※すでに必要な防災対応がとられている際は、調査を開始した旨や調査結果を南海トラフ地震関連解説情報で発表する場合がある。

「南海トラフ地震臨時情報」に付記するキーワードと各キーワードを付記する条件

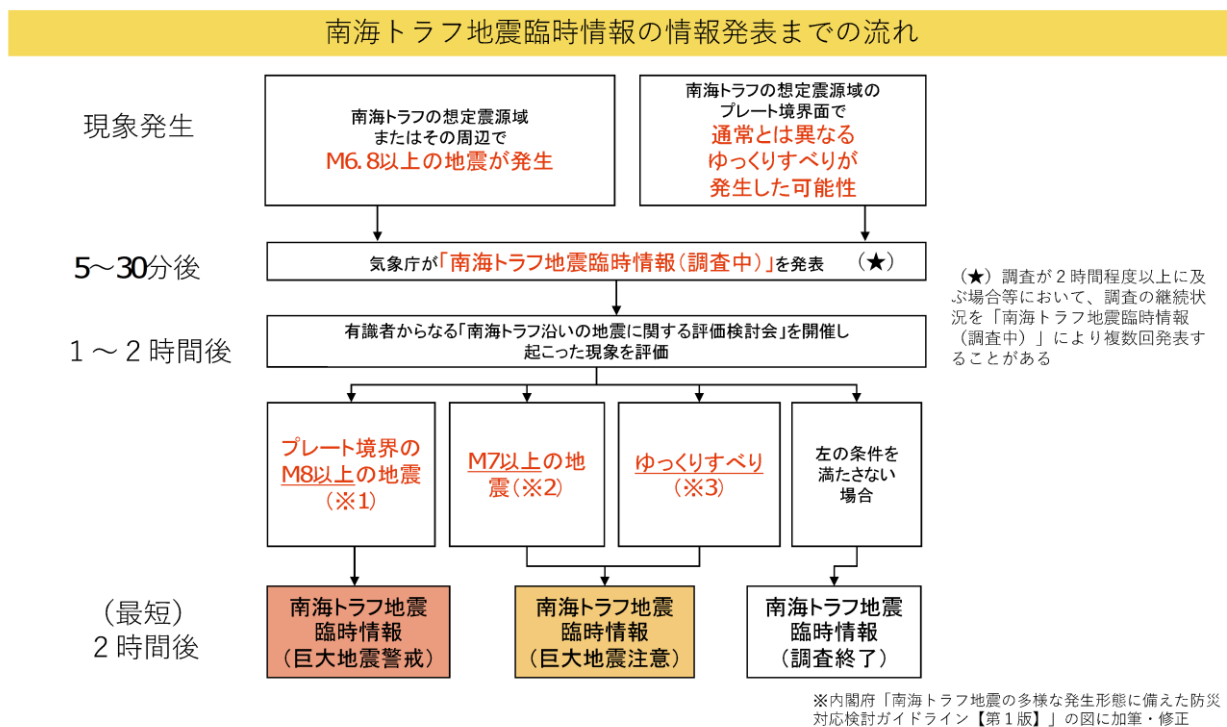
発表時間	キーワード	各キーワードを付記する条件
地震発生等 から5～30 分後	調査中	下記のいずれかにより臨時に「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催する場合 ○監視領域内^{※1}でマグニチュード6.8以上^{※2}の地震^{※3}が発生 ○1カ所以上のひずみ計での有意な変化と共に、他の複数の観測点でもそれに関係すると思われる変化が観測され、想定震源域内のプレート境界で通常と異なるゆっくりすべりが発生している可能性がある場合など、ひずみ計で南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる変化を観測 ○その他、想定震源域内のプレート境界の固着状態の変化を示す可能性のある現象が観測される等、南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる現象を観測
地震発生等 から最短で 2時間後	巨大地震警戒	○想定震源域内のプレート境界において、モーメントマグニチュード ^{※4} 8.0以上の地震が発生したと評価した場合
	巨大地震注意	○監視領域内^{※1}において、モーメントマグニチュード^{※4}7.0以上の地震^{※3}が発生したと評価した場合(巨大地震警戒に該当する場合は除く) ○想定震源域内のプレート境界において、通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合
	調査終了	○(巨大地震警戒)、(巨大地震注意)のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合

※1 南海トラフの想定震源域及び想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲

※2 モーメントマグニチュード7.0の地震をもれなく把握するために、マグニチュードの推定誤差を見込み、地震発生直後の速報的に求めた気象庁マグニチュードでM6.8以上の地震から調査を開始する

※3 太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く

※4 断層のずれの規模(ずれ動いた部分の面積×ずれた量×岩石の硬さ)をもとにして計算したマグニチュード。従来の地震波の最大振幅から求めるマグニチュードに比べて、巨大地震に対しても、その規模を正しく表せる特徴を持っている。ただし、モーメントマグニチュードを求めるには詳細な解析が必要で、その値が得られるまで若干時間を要する。そのため、気象庁が地震発生直後に発表する津波警報等や地震情報には、地震波の最大振幅から求められる気象庁マグニチュードを用いている



※1 南海トラフの想定震源域内のプレート境界においてM8.0以上の地震が発生した場合(半割れケース)

※2 南海トラフの想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上、M8.0未満の地震が発生した場合、または南海トラフの想定震源域内のプレート境界以外や想定震源域の海溝軸側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震が発生した場合(一部割れケース)

※3 ひずみ計等で有意な変化として捉えられる、短い期間にプレート境界の固着状態が明らかに変化しているような通常とは異なるゆっくりすべりが観測された場合(ゆっくりすべりケース)

※大規模地震対策特別措置法に基づく地震防災強化計画として定める「地震防災応急対策に係る措置に関する事項」は、別紙「東海地震に関する事前対策」のとおり。

◆別紙「東海地震に関する事前対策」

日進市地域防災計画
＜地震災害対策計画＞

（令和 8 年 3 月修正）

発行・編集 日進市総務部防災安全課
〒470-0192
愛知県日進市蟹甲町池下268番地
TEL 0561-73-3279
FAX 0561-74-0258
E-mail bousai@city.nisshin.lg.jp